

オンラインシンポジウム

若者参画政策のための条例

(2024年5月24日開催)

記録・資料集

日本弁護士連合会

法律サービス展開本部自治体等連携センター

## はしがき

本「記録・資料集」は、2024年5月24日に開催された日本弁護士連合会のオンラインシンポジウム「若者参画政策のための条例」の講演・報告・パネルディスカッションの議論を取りまとめたものです。

本シンポジウムは、若者が自治体の政策形成や地域づくりに積極的に参画するシステムを推進するための重要な手段として条例の制定について検討することを目的として開催されました。

本シンポジウムでは、先駆的な若者参画条例とされる愛知県新城市の若者条例制定に関わられた地方自治研究者・政策起業家（前相模女子大学教授）の松下啓一氏に「若者参画のための政策立案について」というテーマでご講演いただきました。

そして、「若者参画政策条例の現状（制定状況）について」というテーマで、「若者」を冠する条例の制定状況や年代における若者施策について関東学院大学法学部地域創生学科教授の津軽石昭彦氏にご報告いただきました。また、愛知県新城市主事の加瀬川雄貴氏より「条例制定の事例報告～新城市若者会議について」というテーマで同市における条例制定についてご報告いただきました。

そして、上記を踏まえたパネルディスカッションでは、上記の三者に加え、東京都立大学法学部教授の大杉覚氏、愛知県新城市的牧野賢二氏、森谷美穂氏、荒木清寛弁護士も参加され、若者参画政策について活発な議論をいただきました。

従来、若者は、青少年健全育成条例などにより健全育成の対象とされることがありました。しかし、近年は、愛知県新城市における若者条例の制定をはじめとして、多様性ある地域社会構築に向け若者の政策過程への参画促進をする自治体が増加しています。このような機運が高まり、実際に若者が地域政策に参加する機会が増加すれば地域の活性化につながるのではないかと思います。

本記録が、今後の若者参画政策の促進の一助となれば幸いです。

日弁連法律サービス展開本部自治体等連携センター

センター長 田邊 譲

※本「記録・資料集」は、2024年5月24日に開催したオンラインシンポジウム「若者参画政策のための条例」で映写した資料等や当日の発言録を、日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携センターにおいて改めて取りまとめたものです。そのため、各資料等における記載・データ等はいずれも原則としてオンラインシンポジウム開催当時のものです。

※本資料集には、御発言者等の御意見等にとどまり、当連合会の意見ではない点も含まれております。また、本資料集の公表・配布・転載は御遠慮ください。

## 目次

1	オンラインシンポジウム進行次第	1
2	オンラインシンポジウム配布資料	3
3	オンラインシンポジウム反訳文	5 9

2024年5月24日（金）13:00～17:00

◇司会

鈴木康太弁護士（日弁連法律サービス展開本部自治体等連携センター幹事、千葉県弁護士会）

◆開会挨拶

13:00～13:05

伊藤倫文弁護士（日弁連副会長、愛知県弁護士会）

第1部 講演及び報告

◆基調講演：「若者参画のための政策立案について」

13:05～13:55

◇講師：松下啓一氏（地方自治研究者・政策起業家（前相模女子大学教授））

◆報告：「若者参画政策条例の現状（制定状況）について」

13:55～14:25

◇報告者：津軽石昭彦氏（関東学院大学法学部地域創生学科教授）

◆報告：「条例制定の事例報告～新城市若者議会について」

14:25～14:55

◇報告者：加瀬川雄貴氏（愛知県新城市主事）

=休憩10分=

第2部 パネルディスカッション

◆テーマ：「地方公共団体における若者のまちづくり参画の重要性」15:05～16:55

◇コメンテーター：松下啓一氏

◇パネリスト：愛知県新城市

牧野賢二氏（課長）

森谷美穂氏（副課長兼係長）

加瀬川雄貴氏

大杉覚氏（東京都立大学法学部教授）

津軽石昭彦氏

荒木清寛弁護士（法律サービス展開本部自治体等連携センター

幹事、愛知県弁護士会）

◇コーディネーター：古田昌己弁護士（法律サービス展開本部自治体等連携センター委員、鳥取県弁護士会）

◆閉会挨拶

16:55～17:00

田邊護弁護士（日弁連法律サービス展開本部自治体等連携センター長・山梨県弁護士会）

※各プログラムの開催時間は進行状況により前後する可能性があります。予め、ご了承ください。

主催：日本弁護士連合会

【資料目次】

番号	資料	頁	資料作成者/出典
1	PPT 「若者参画のための政策立案について」	3	松下啓一
2	PPT 「若者参画政策条例の現状（制定状況）について」	20	津軽石昭彦
3-1	PPT 「新城市若者議会について」	34	愛知県新城市
3-2	新城市若者条例 (平成26年12月24日条例第56号)	37	愛知県新城市
3-3	新城市若者議会条例 (平成26年12月24日条例第57号)	41	愛知県新城市
4	PPT 「「若者参画条例政策のための条例」シンポ ～講演・報告へのコメント～」	44	大杉覚
5	日弁連パンフレット 「条例制定支援ガイドンス」【2022年5月発行】	47	日本弁護士連合会

※当連合会では、本オンラインシンポジウムの内容を記録し、また、成果普及に利用するため、本オンラインシンポジウムの様子の録画・録音を行っております。録画・録音した内容は、当連合会の会員向けの書籍のほか、ホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。なお、一般視聴者の皆様の画像等が録画・使用されることはありません。

※参加者個人での録音・録画・キャプチャー等を利用した記録や二次使用は固くお断り申し上げます。

※本資料集には、御発言者等の御意見等にとどまり、当連合会の意見ではない点も含まれております。また、当オンラインシンポジウム以外での本資料集の公表・配布・転載は御遠慮ください。

# 第10回法化社会における条例づくり オンラインシンポジウム 「若者参画政策のための条例」

## 若者参画のための政策立案について

地方自治研究者・政策起業家(前相模女子大学教授)  
松下 啓一

### 自己紹介

松下啓一 地方自治研究者・政策起業家  
(元相模女子大学、大阪国際大学教授)

26年間の横浜市職員時代には、総務・環境・都市計画・経済・水道などの各部局で調査・企画を担当

現代自治体論「励ます地方自治」を展開。

#### 若者関係(条例)

- ・若者条例(新城市)
- ・子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例(多摩市)
- ・若者応援条例(大分市)

#### 若者関係(実践)

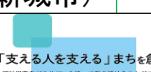
- ・相模原市南区区民会議(地域・市民からの若者政策)  
若者参加プロジェクト  
若者参加ルールブック
- ・相模女子大学(大学からの若者政策)  
学生と地域組織をつなぐマッチングプロジェクト

#### 条例制定(横浜市)

- 2勝1敗1引き分け
- 個人情報法保護条例(1980年代)
- 廃棄物減量・リサイクル条例(1992年)
- △ポイ捨て・自販機の回収容器設置条例(1993年)
- ×街づくり条例(1994年)

#### 条例制定支援(政策起業家)

- ・自治基本条例、市民参加条例等  
(流山市、小田原市、新城市、戸田市、焼津市など)
- ・市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例(新城市)
- ・「支える人を支えるまちを創る」福祉祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例(新城市)



## 条例をつくるとは(法律家が誤解すること・横浜市の体験から学んだこと)

1. いくつかの政策課題のうちから、重要かつ実現可能なものを選択し、
2. 時には躊躇する(条例をつくるずに何とかならないかと言う)行政内部を説得し、
3. その政策によって影響を受ける(それゆえ強い反対活動を展開する)利害関係者を説得し、
4. 市民のなかに入って議論をしながら関心を盛り上げ、
5. 何とかまとまった政策案を条例という形式にまとめあげ、
6. それを法規担当者と相談ながら条例案文に練り上げ、同時に
7. 議会・議員へ提案・説明しながら、理解を得られるまで協議して、
8. そして、いよいよ条例案として議会の議決を得る。

条例づくり⇒総合格闘技



強い市民ニーズがある=それに反する法律・法律が時代遅れになっている

政策は事務室で起こっているのではない。現場で起こっている

若者参画条例も同じ

## 条例づくり=調査、調整、動く仕組みづくり、3, 4がなくて条文づくり

より詳しく: 『政策条例のつくり方』・アップデートしたもの(連載)「条例企画・条例指導の要点」(自治実務セミナー・第一法規)

## 若者政策・私の問題意識=未完の地方分権改革を越えて

### 1. 団体自治中心 権限委譲と規制緩和 にとどまる

○団体自治改革の深化

機関委任事務

- ・条例の域外適用
- ・市長は議員定数削減条例を提案できるか
- ・『もうひとつの地方公務員法』(構想中)

### 2. 住民自治改革 はほとんどない

○今の時代にふさわしい住民自治改革  
そのひとつとしての  
若者政策



事例から学ぶ・  
市民協働の  
成功法則



定住外国人  
活躍政策の提案



市の下に市政を担う  
地域団体等がある

3. 役所内部の改革にとどまる  
私的領域への関与のニーズ・公共を担う市民の支援

つくり方  
町内会の  
元気な



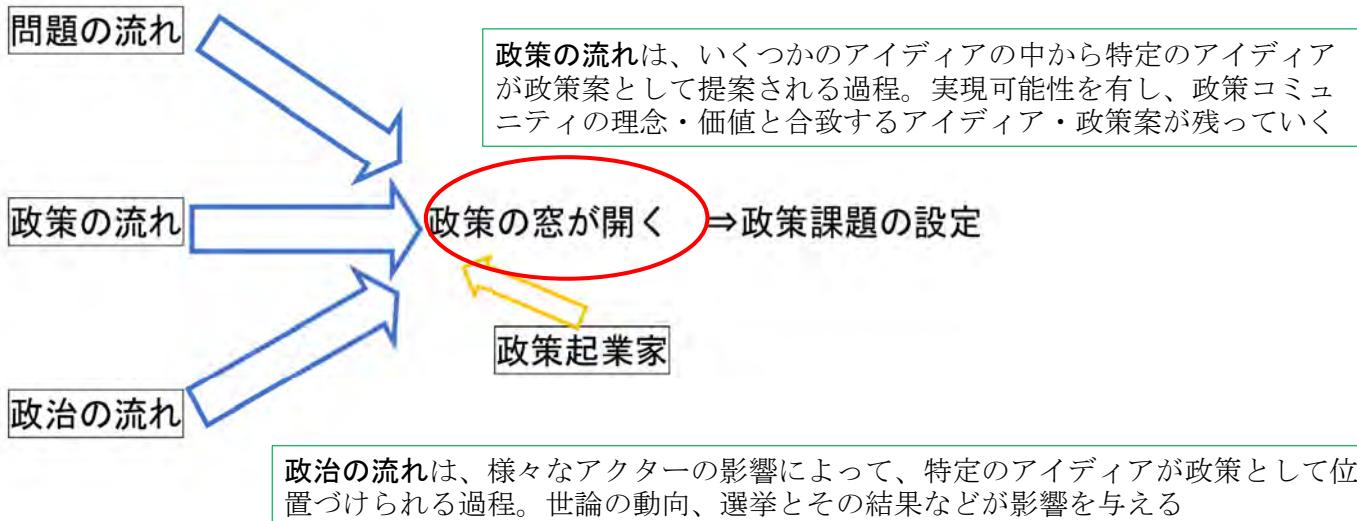
「支える人を支える」まちを創る



## 若者参画のための政策立案の理論

政策の窓モデル (J・W・キングダン (Kingdon)) から考える

問題の流れとは、いくつかの政策問題の中から、ある政策課題がアジェンダとして関心を集めていく過程。事件や事故などの出来事、統計資料など社会指標の変化、政策の評価結果などにより問題として認識される



### 政策化の弱い動機

#### 【1. 問題の流れ】 政策課題としての認識されにくい・ボトムアップが難しい

- ・事件事故ではない
- ・目に見えない

潜在型政策課題

- ・市長も議会も本気になってない
  - \* 高齢者に目配せするのが「合理的行動」  
デイヴィッド・メイヒュー (David R. Mayhew) の研究



(多治見市HPより)

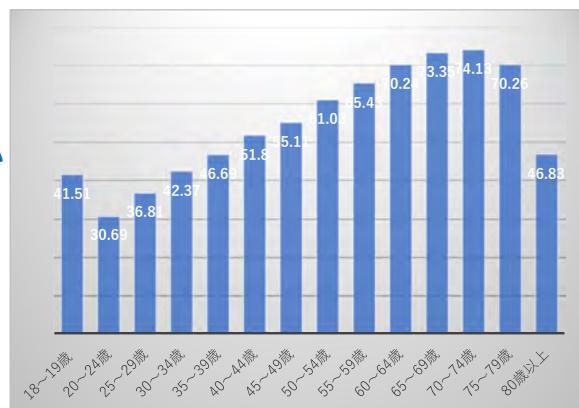
- ・市民・当事者(若者)からの要望もない

- ・行政も忙しい(仕事は増える・人は増えない)
- ・明確な所管もない
- ・地方交付税の算定基準には入っていない
  - \* やればやるだけ赤字

→うちの仕事じゃない

政策化の動機付けが弱い・取り組まない

政策起業家の役割



## 新城市穂積市長 第3期マニフェスト【H25.11選挙】

(マニフェストの1番目)

「若者政策市民会議」（仮称）を創設し、**若者が活躍するまち**をめざす総合的政策を策定します。

教育、就労、定住、家庭、スポーツ・文化、そして市政参加など若者をとりまく問題を市民全体で考え、話し合うとともに若者の力を活かすまちづくり施策を練り上げます。

ポイント 私も穂積市長も「若者会議をつくる！」レベル

☆ 平成27年11月マニフェスト大賞受賞！！

これからは若者政策←私も  
そう思う(25年夏)  
政策にしたのは唯一！



## 大分市若者応援条例(議員立法)



[\(出典\) 大分市HP](#)

# 市民(区民会議)から提案された若者政策 相模原市南区(人口28万人)

## 1. 性質

市長の附属機関（地方自治法138条の4）

## 2. メンバー

- ・25人
  - ・自治会の代表者
  - ・区内の公益的活動を行う団体から推薦された者
  - ・区内の住民
  - ・学識経験のある者
- その後、大学生も委員になる

## 3. 開催

2か月の1回程度の開催

## 会議の仕方も (南区区民会議)



- ・顔が見える形で
- ・必ず1回は発言する



- ワークショップ
- ・声の小さな人も発言できるように
- ・行政職員も参加する
- ・みんなの知恵を活かす

9

## 市民提案の若者参画政策(相模原市南区区民会議)

### 平成24・25年度

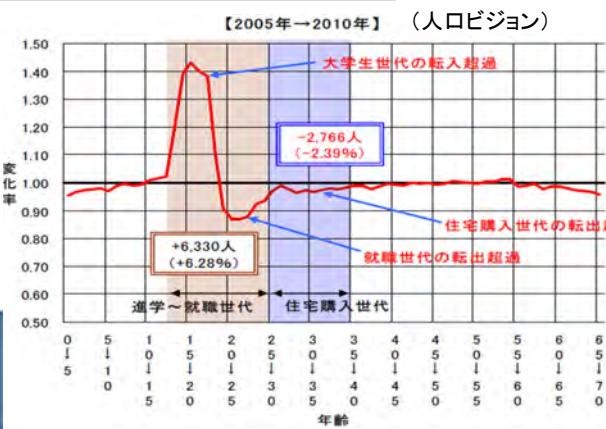
「若い世代のまちづくりへの参画促進」に向けた具体的な仕組みづくりが必要

### 平成26年度

若者参画促進のルールを整備し、明文化することが必要  
南区若者参加プロジェクト実行委員会

### 平成27年度

若者まちづくり参加ルールの作成



(相模原市HP)

政策化の弱い動機

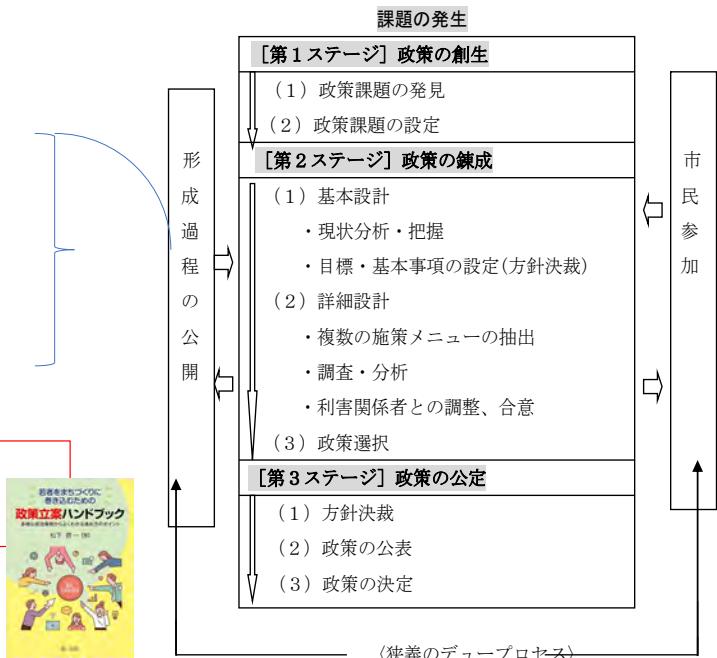
## 【2. 政策の流れ】 使える政策案ができるか

〈狭義の政策決定プロセス〉

- ・そもそも何を目指すのか
- ・若者とは
- ・活動する若者がいるのか
- ・若者をどのように集めるか
- ・若者とどのように連携したらよいか
- ・政策案の全体像がよく見えない

政策化に自信が持てない、厄介そう  
⇒動機付けが弱い・取り組まない

政策起業家の役割



政策化の弱い動機

## 【3. 政治の流れ】 うまく好機をつかめるか

特定のアイディアが政策として位置づけられる

- ・世論の動向
- ・選挙とその結果(公約・マニフェスト)
- ・住民団体等の要望、圧力

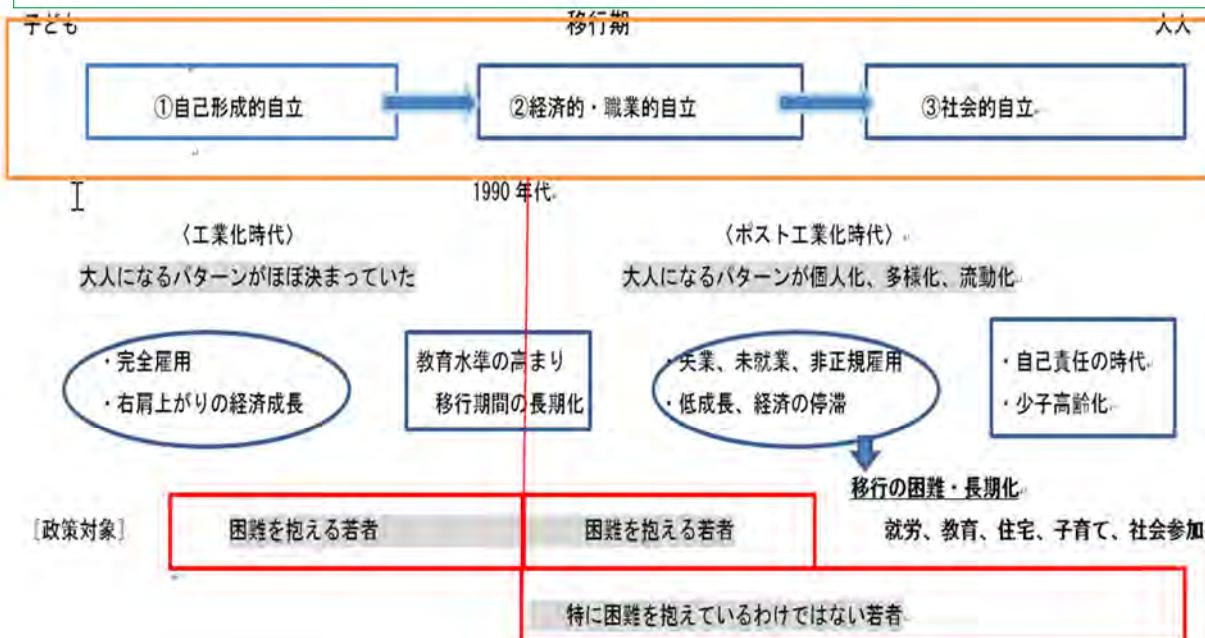
政策起業家の役割

なぜ、若者参画なのか(1)こどもや若者が自立するための重要要素(大人になるためのステップ)

そもそも

立法事実

すべてのこどもや若者が将来にわたって 幸せな生活ができる社会を実現する(子ども基本法第1条)  
「子ども」とは、「心身の発達の過程にある者」(第2条)

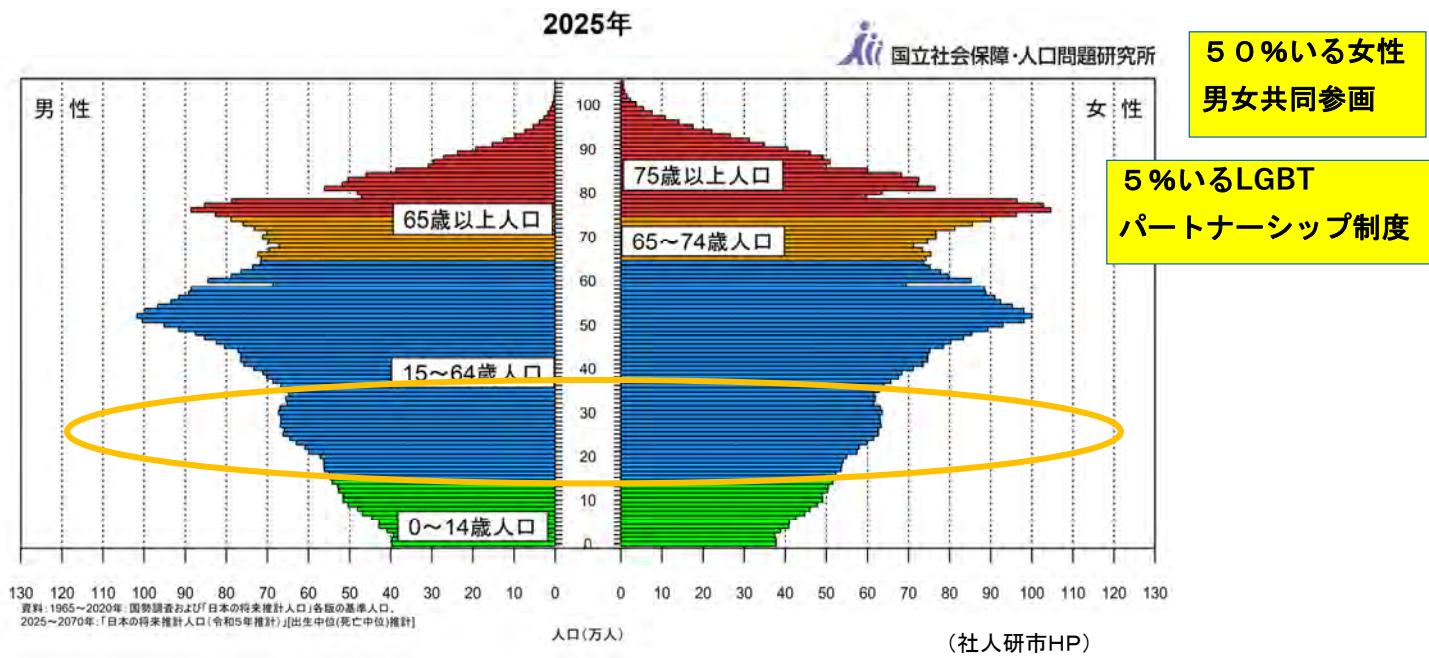


なぜ、若者参画なのか (2) 参加できないことはそもそも不公平・不合理

そもそも

立法事実

若者がいる。その若者が参加できないのは不公平・不合理



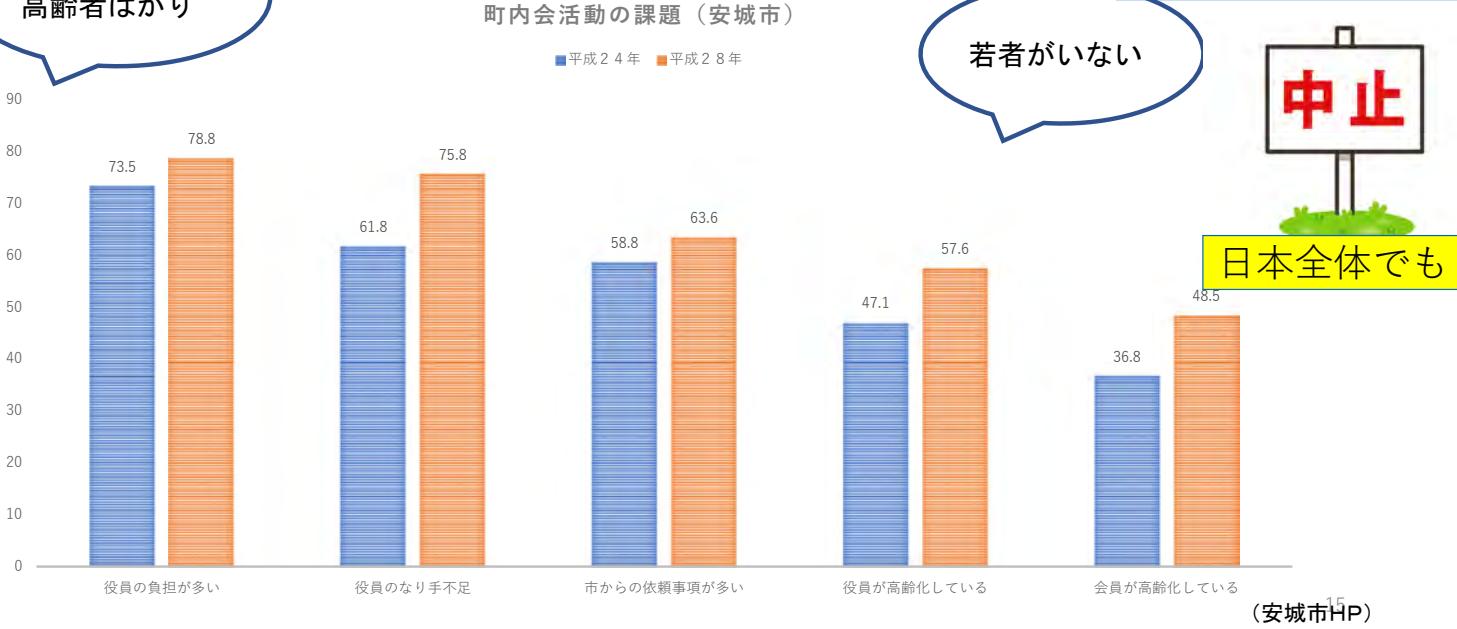
なぜ、若者参画なのか（3）まち・地域に参加しない（まちづくりからに有用）

困ること

立法事実

## まち・地域の活性化

高齢者ばかり



さまざまな活動  
どこの地区でも

若者がいない



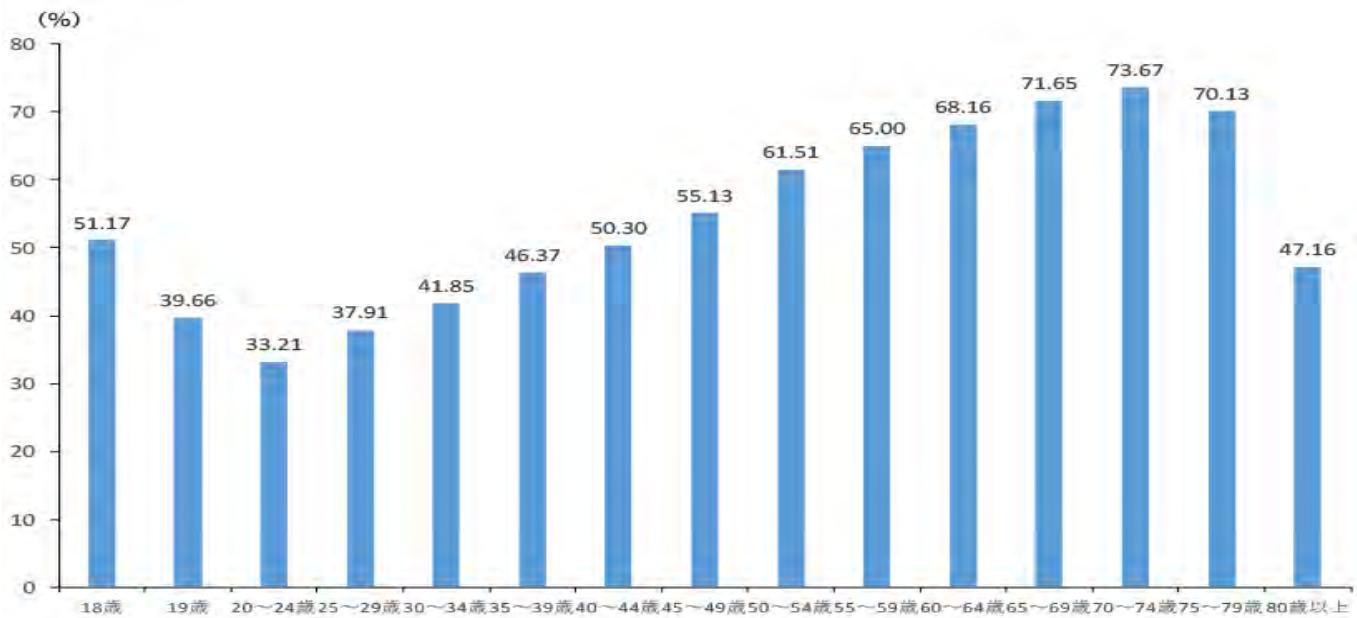
日本全体でも

なぜ、若者参画なのか（4）政治に参加しない（主権の行使・シルバーデモクラシー・民主主義のゆがみ）

困ること

立法事実

## 年代別投票率・第24回参院選(平成28年)



「行政資源をめぐる世代間争奪政治ゲーム・シルバーデモクラシーのいなし方」（『地方財務』23年9月）

なぜ、若者参画なのか（5）行政に参加しない（政策形成への道が閉ざされている・政策のゆがみ）

立法事実

困ること

## 若者の意見が反映されない

総合計画の制定にかかわる審議会委員の平均年齢別の自治体の数



（単位：団体）

（出所）神奈川県市町村研修センター『平成25年度 政策形成実践研究報告書』をもとに筆者作成<sup>17</sup>

なぜ、若者参画なのか（6）社会参加しないと社会が持続しない・社会のゆがみ

困ること

立法事実

## 負担を背負う若者が無視される。社会が続かない

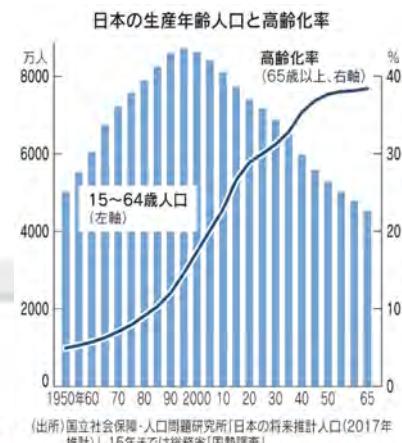
社会保障給付費

1965年：1.6兆円

1990年：47.2兆円

2025年：140.6兆円

2040年



（政府広報パンフレットより）

ますます負担増 現在：介護保険料の負担（40歳以上）⇒近い将来：30歳以上あるいは20歳以上となるだろう

## 国の法律・制度が十分なら条例をつくる必要がない

法律名	呼称等	若者の年齢定義
児童福祉法	児童	18歳未満の者
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳未満の者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
次世代育成支援対策推進法	子ども・若者	概ね18歳まで及び子育て家庭

### 子ども・若者育成支援推進法

第一章 総則	第1条～第6条
第二章 子ども・若者育成支援施策	第7条～第14条
第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援	第15条～第25条
第四章 子ども・若者育成支援推進本部	第26条～第33条
第五章 罰則	第34条

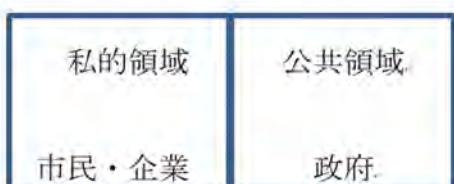
#### 子ども基本法 6つの基本方針(第3条)

- すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できたりすること
- すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

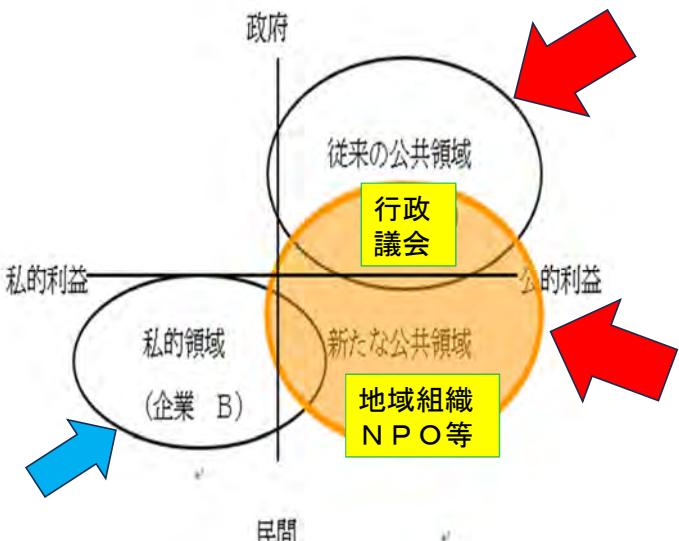
「子ども」とは、「心身の発達の過程にある者」(第2条)

## 参画の対象・公共への参画

### 公私二分論



### 新しい公共論



若者に何を期待するか  
立法趣旨（理由）は複合的であるが、比重が違ってくる

## 新城市の若者参画政策（特徴）

- ・若者自身に価値がある。若者を単に育成の対象としてとらえるのではなく、社会を構成する重要な主体、資源である
- ・かつては、地域や社会に、若者がその価値を発揮できる場所や機会があつたが、今日では、減少、消失してしまった
- ・人口減少、超高齢社会がますます進むなか、次の時代の担い手である若者の主体的参画や取り組みなしでは、自治やまちが継続しない
- ・市政やまちづくりの場面において、若者が自治の当事者として、自立と責任をもって、かかわっていける場面や機会をつくっていく
- ・若者が、その力を存分に発揮することで、市民が主役のまちづくり及び世代のリレーができるまちをつくっていく

21

### 先行事例（安心の担保）

## 新城市の若者政策（若者条例＋若者議会条例）

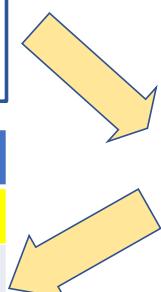
### ①若者総合政策

若者が活躍できるまちを実現するための政策集で方針編・プラン編で構成されている。その根拠となるのが若者条例である（2014年12月制定）。

1000万円の予算  
提案権

### ②若者議会

法的性質	市長の附属機関
定数	20名
委員	
年齢要件	おおむね16歳から29歳までかつ市内に在住、在学または在勤する者
任期	1年（ただし、再任は妨げない）
報酬	3,000円/回
委員の地位	非常勤特別職公務員



未完の地方分権改革の  
どこを補うか

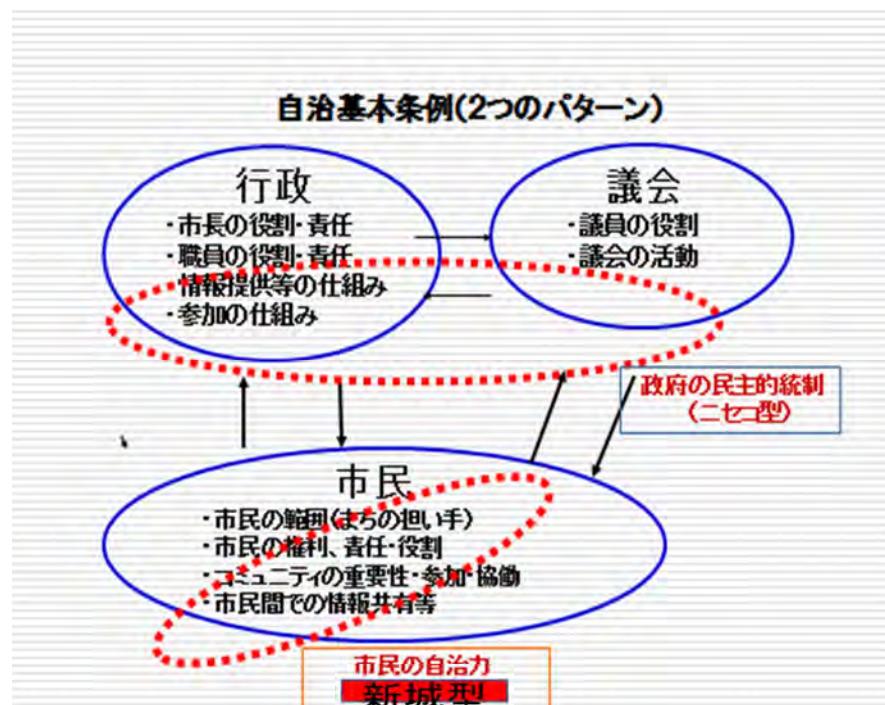
ニセコ型

- ・市民のための役所・議会  
にする(民主的統制)

新城市型

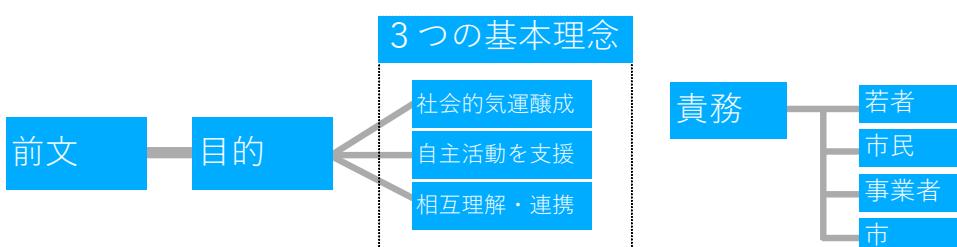
- ・市民のための役所・議会  
にする +
- ・自治の関係者が存分に力を  
発揮する(励ます地方自治)

**若者政策**  
・住民自治の展開  
・所管は企画部



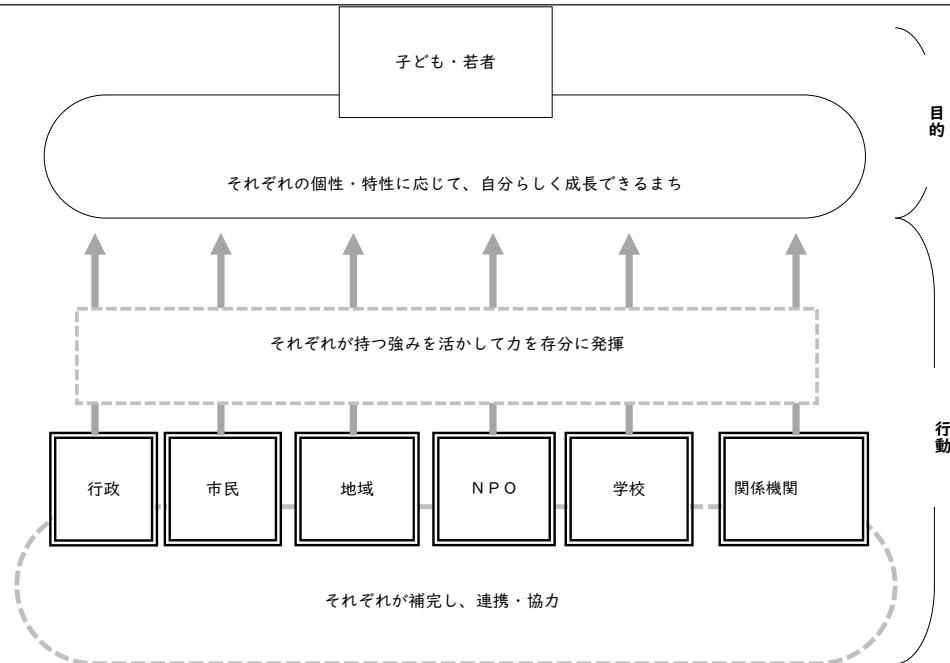
若者条例（基本条例型理念条例）

愛知県新城市



## 安心の担保（先行事例）

### 多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例(子ども権利条約の抽象性と子若法の「若者の育成」というコンセプトをどう越えるか→まちづくり条例として)

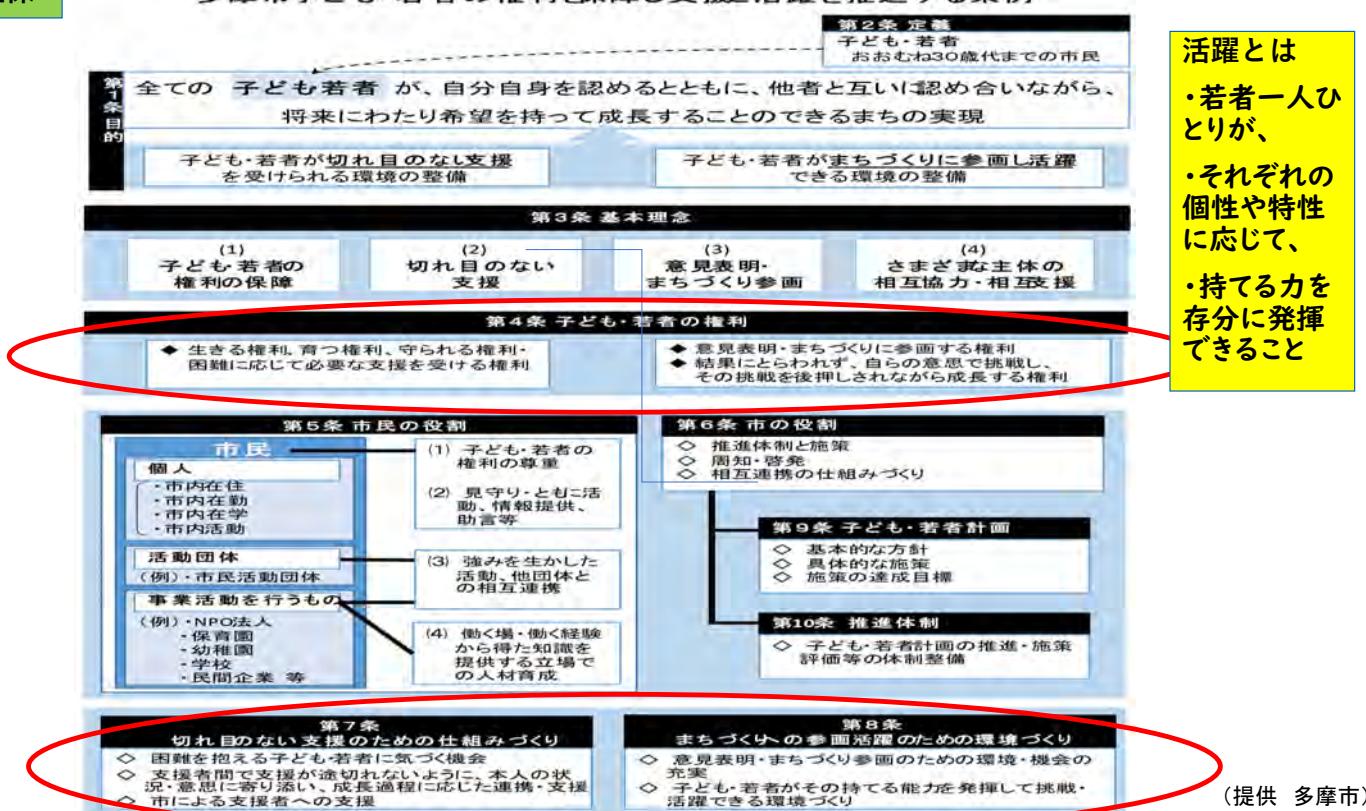


#### まちづくりとは

- ・一人ひとりが幸せに暮らせる地域・暮らしやすい社会をつくるため
- ・多様な主体が（行政だけでなく）
- ・持てる資源や地域にある資源を活用しながら（顕在資源の活用、潜在資源の掘り起こし）
- ・当事者性をもって
- ・相互に交流、連携・協力しながら（それぞれの力が全体として大きなパワーになるように）
- ・地域で行う活動全般

## 安心の担保

### 多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例



(提供 多摩市)

## 政策事実

何を目指すのか

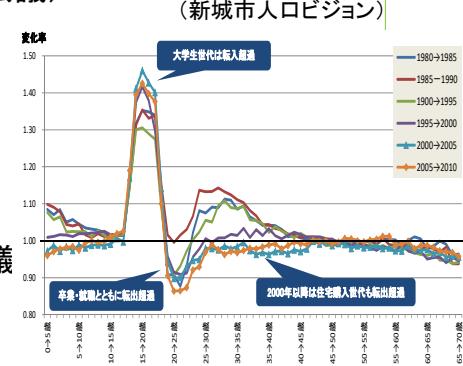
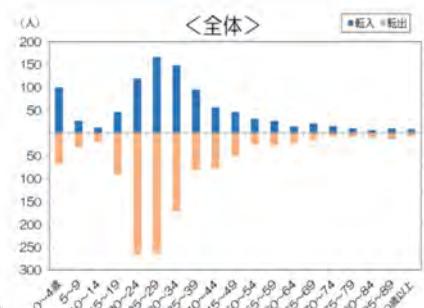
### 若者の定義も違ってくる

#### 下限

- ・特に定めなし（多摩市若者会議、相模原市南区若プロ）
- ・13歳以上（新城市若者政策条例、遊佐町若者議会、東浦町若者会議）
- ・15歳以上（豊橋市わかば議会、蒲郡若者議会、こおりやま若者会議）
- ・おおむね16歳（新城市若者議会）
- ・18歳（前橋の地域若者会議）

#### 上限

- ・24歳（こおりやま若者会議）
- ・25歳（豊橋市わかば議会）
- ・おおむね29歳（新城市若者議会、蒲郡若者議会、東浦町若者会議）
- ・35歳（前橋の地域若者会議）
- ・39歳（多摩市若者会議）
- ・特に定めなし（相模原市南区若プロ）



## 政策事実

### 若者を集める・活動する若者がいる

#### ■世界新城会議

2012年 第8回世界新城アライアンス会議（イギリス・ニューカッスル・アポン・タイン市で開催）。新城市からは市長代理1名、市民代表2名、青年代表4名、事務局2名計9名が参加→世界には若者会議がある→自分たちもつくろう



#### ■若者政策ワーキング

若者政策ワーキングは、年齢が高校生から39歳までを対象とし、メンバーは、公募市民10名・若手市職員5名・地域おこし協力隊4名の計19名で構成

⇒若者総合政策の提案



（提供 新城市）

## 政策事実

# 区民会議→若者を集める→集まった若者を組織化する 南区若者参加プロジェクト実行委員会

- ・相模女子大学松下ゼミの学生
- ・住民票による無作為抽出
- ・他大学に声をかける
- ・区民会議委員

- (1) 設立 平成26年4月1日
- (2) 構成委員 18名(平成28年7月1日)
- (3) 主な事業内容

- ・若い世代のまちづくり参加促進イベントの企画・実施
- ・実行委員会の活動周知・PR
- ・若い世代の意見聴取の場となるワークショップ企画・開催
- ・区民会議との連携
- ・区の魅力づくり事業との連携
- ・区内大学との連携



(相模原市HP)

## 政策事実

### 若プロの惑星組織

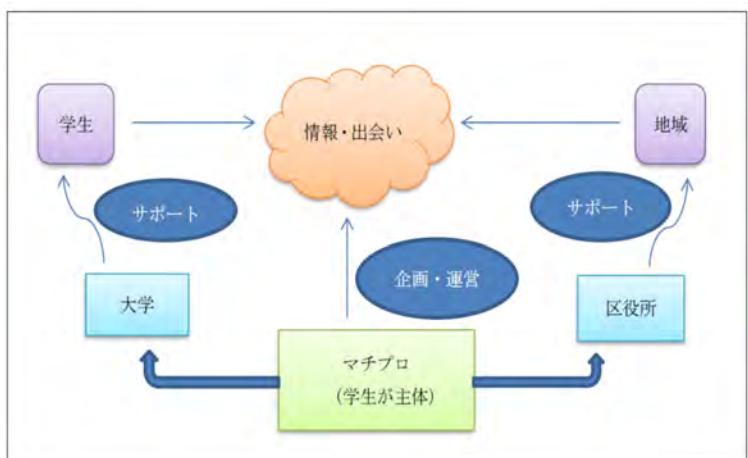
## 相模女子大学マッチングプロジェクト(マチプロ)

- ・まちづくりに参画してみたい学生と地域団体との仲介役として2018年4月に発足
- ・両者をつなぐ「商談会」の実施



自信、自己  
肯定感

- ・気心が知れている。お互いよく知っている。信頼関係の構築、協議の場が居心地よいこと
- ・WIN・WINの関係
- ・実現できる計画。一緒にやってみようと思える提案の妥当性



## 政策事実

### 多摩市事業の3年間の取り組み



法人を設立し独立自走

#### ■2017

##### 市に提言を提出

- <参加メンバー>  
 • 3年間で延べ735人参加  
 • 平均年齢 27.8歳(最年少は小学生)  
 • 市外在住7割

#### ■2018

##### 提言に沿い拠点整備

##### ●アイデア創出

- ・ワークショップ
- ・フィールドワーク



##### ●企画・立案

- ・コアメンバー会議



多摩市長に提言提出

##### ワークショップ

##### フィールドワーク

##### ●プロジェクト実践



未知カフェ  
クラウドファンディング

##### 未知カフェ DIY



未知カフェ DIY

#### ■2019

##### 拠点を中心に次々PJ化



未知カフェオープン



多摩NT遊歩道・公園  
ストリートビュー撮影

©2017-2021 合同会社MichiLab・多摩市若者会議

(提供 多摩市若者会議)

## 政策事実

### 未知カフェ-TAMA Revival-



**Michi Cafe**  
-Tama Revival-

<https://michicafe.jp>

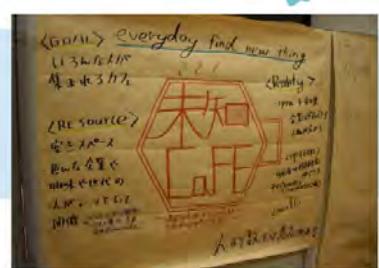


東京都多摩市関戸6-6-16  
ニュースカイ桜ヶ丘B1F

鎌倉街道沿い。木曾路さん隣。  
京王線・小田急線 永山駅徒歩15分。  
永山駅・聖蹟桜ヶ丘駅よりバス6分。徒歩1分。バス便多数。

#### <コンセプト>

- ・地域の様々な人・企業等との交流の場
- ・若者のまちづくりの活動拠点
- ・若者の居場所
- ・2018年にクラウドファンディングで215万6000円を調達
- ・民間の賃貸テナント物件を契約
- ・地域の工務店の指導のもと、可能な限り内装をDIY、2019年2月内装完成



初期の「未知カフェ」アイデア



契約時点の室内



内装DIYの様子

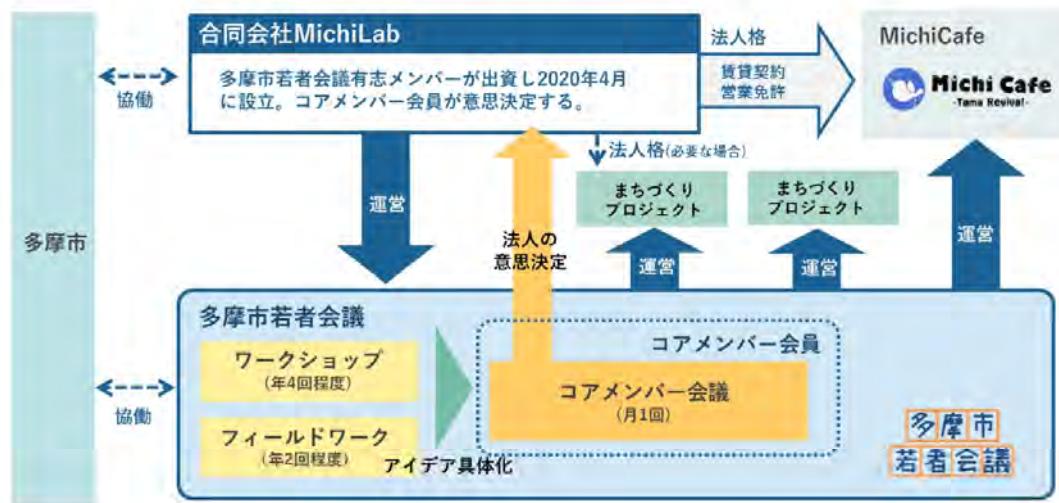


オープニングパーティー

(提供 多摩市若者会議)

©2017-2021 合同会社MichiLab・多摩市若者会議

## 法人設立後の多摩市若者会議の運営の仕組み



2020年4月に7名の出資で「合同会社MichiLab」を設立。資本金100万円。

・多摩市との協力関係は継続

- ・多摩市若者会議の運営はMichiLabが担当(多摩市から受託)
- ・未知カフェの運営をMichiLabに移管

従来から実施していた多摩市若者会議の月例のコアメンバー会議を実質的な合同会社MichiLabの意思決定機関とし、コアメンバーがMichiLabの当事者として参加できる仕組みとしました。

©2017-2021合同会社MichiLab・多摩市若者会議

(提供 多摩市若者会議)

## 若者参画条例(これまで・これから)

### 1. 自治基本条例を出発点に

地方分権改革の未完・不足－住民自治の展開の観点から  
新城市若者条例

### 2. 子どもの権利条約+子ども・若者育成支援推進法(子若法)を出発点に

子どもの権利条約(抽象的+18歳未満)と子若法(青少年の健全育成)を越えて、まちづくり+具体的仕組みの観点から  
多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例

### 3. 子ども基本法を出発点にしたら?

「子ども」とは、「心身の発達の過程にある者」(第2条)

今後の若者参画条例の展開可能性



# 若者参画政策条例の現状 (制定状況)について

—2024.5.24 日弁連オンラインシンポジウム「若者参画政策のための条例」—

津軽石 昭彦 (つがるいし あきひこ)  
関東学院大学 法学部地域創生学科・教授

## 本日の内容

- 1 若者関係条例の制定数及び内容別類型
- 2 参画の視点からの青少年・若者関係条例の系譜
- 3 若者による地域経営への参画条例(総合型)の動向
- 4 まとめ

# 1 若者関係条例の制定数及び内容別 類型

「若者」を冠する条例制定状況(2023.12.31)

区分	条例制定件数
都道府県	6
市区町村	249
計	255

出典:小西敦著「若者は条例でどう定義されているか」(2023年 自治研究協会『地域社会における連携・協働に関する研究会報告書 ~若者会議:若年層の参画と活躍~(令和5年度)』第5章第3節 159頁)より津軽石調整

## 「若者」を冠する条例の内容別の類型

類型	自治体数	備考
1 若者による地域政策への参画に関する総合的な内容のもの	6	新城市、湯沢市、永平寺町、富田林市、多摩市、大分市
2 若者会議に関するもの	1	新城市
3 若者の定住促進に関するもの	23	金山市(後継者育成、交流研修等)、東かがわ市(住宅取得支援)等
4 子ども・若者の健全育成を目的とする会議に関するもの	8	舞鶴市、狛江市等
5 若者用住宅に関するもの	109	青木村(長野県)、越智町(高知県)等
6 若者のための施設に関するもの	73	九度山町(和歌山県)、戸沢村(山形県)等
7 若者支援のための基金に関するもの	30	北山村(和歌山県)、小菅村(山梨県)等
8 その他(就労支援、寄附、奨学金)	3	京都府、留萌市、養父市
9 廃止	2	
合計	255	

出典:前掲小西(159~161頁)を参考に津軽石調整

## 2 参画の視点からの青少年・若者関係条例の系譜

参考:地方自治研究機構「条例の動き」、小西敦「若者は条例でどう定義されているか」

## ●健全育成から多様な施策へ

1950年代～

青少年健全育成条例



健全な地域構成員としての  
青少年・若者育成

### ・基礎自治体:水戸市、古河市及び下館町(現筑西市)

1948年に「不良化防止条例」又は「公安条例」という名称で  
青少年の単独深夜外出を禁止する内容の条例が制定  
以降、順次市町村で制定(個別規制も多い)

### ・都道府県:長野県以外の46都道府県で制定

・岡山県:「図書による青少年の保護育成に関する条例」(1950)  
→有害図書の販売等を禁止

・和歌山県:「和歌山県少年保護条例」(1951年)

香川県:「香川県青少年保護育成条例」(1952年)昭和27年に  
→夜間外出の制限、有害興行の観覧の禁止、有害図  
書等の販売貸付の禁止、青少年に対する淫行等の  
総合的内容を規定

1980年代～

若者定住促進関連の条例



持続可能な地域社会の  
構成員の確保

### ・若者関連施設条例

・九度山町若者広場設置及び管理条例(1979年)

・戸沢村若者総合施設設置及び管理に関する条例(1983年)など

### ・若者居住用住宅条例

・(北海道)中川町若者専用住宅設置及び管理に関する条例(1991年)

・(北海道)音更町高齢者と若者のふれあい住宅条例(1991年)など

### ・若者定住促進条例

・(高知県)檮原町若者定住対策基本条例(1992年)

⇒若者の就業支援、子育て支援等の施策、計画策定、審議会等

・(宮崎県)木城町若者定住促進条例(1992年)

⇒基本施策、定住促進(事業転入奨励金、結婚祝金、出産祝金等)

など

2010年代～

若者の地域参画条例  
・総合型条例

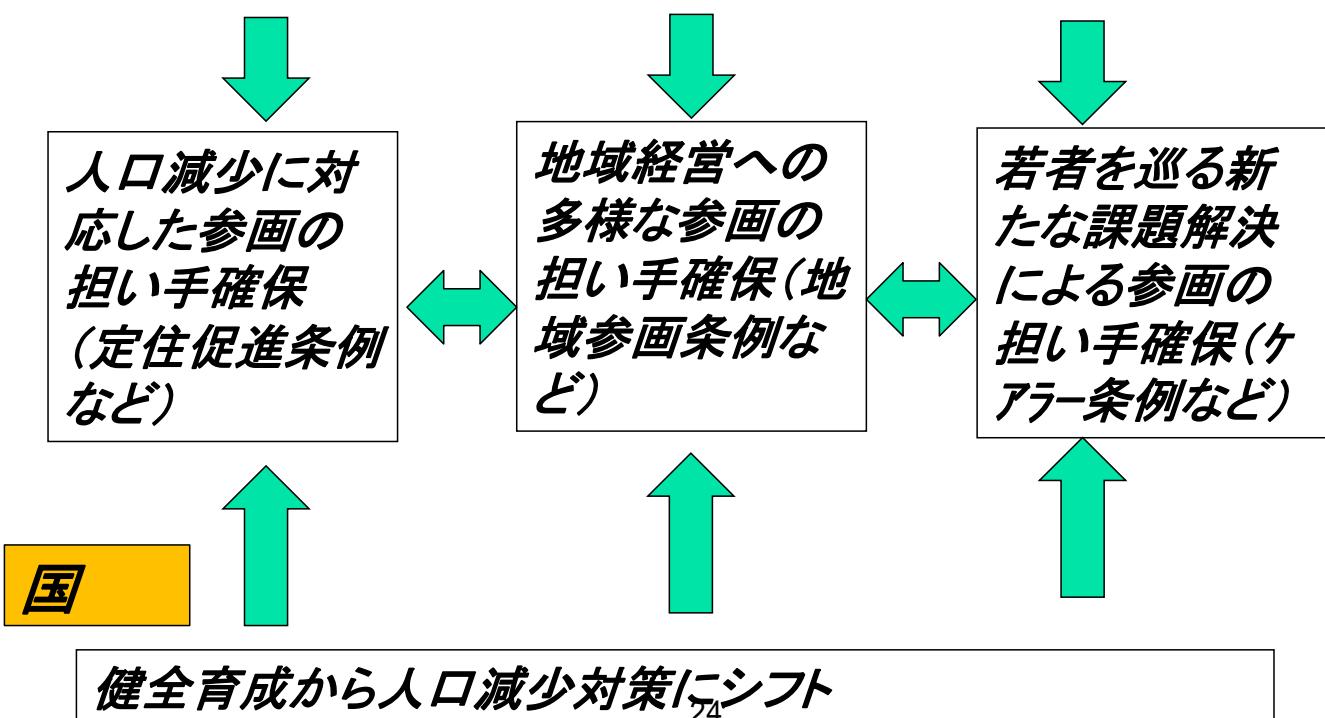
多様性ある地域社会構築に向けた若者の政策過程への参画促進

- ・新城市若者条例(2014年)
  - ・湯沢市若者や女性が輝くまちづくり推進条例(2014年)など(1983年)など
  - ・若者会議条例(若者のみを構成員とする会議)
    - ・新城市若者議会条例(2014年)
  - ・子ども・若者の健全育成等会議条例(若者以外も構成員)
    - ・柏江市子ども・若者・子育て会議条例(2013年)
    - ・川西市子ども・若者未来会議条例(2013年)など
- 若者の個別課題対応条例 → 個別課題解決による参画促進
- ・被害防止・保護条例
    - ・長野県子どもを性被害から守るための条例(2016年)など
  - ・支援に関する条例
    - ・ヤングケアラー、ひきこもり支援条例(埼玉県)など

## ●小括一相互連関しながら青少年・若者の社会参画を促進

地方: 地域の立法事実に応じた参画を求める条例が展開

健全育成による参画の担い手育成(青少年健全育成条例等)



健全育成から人口減少対策にシフト

## 人口減少期の地域→社会の担い手としての参画

### 【参考】第32次 地方制度調査会 答申(2020.6)

「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」

#### 第3 公共私の連携

##### 3 共助の担い手の活動基盤の強化

###### (2) 人材・資金の確保等

###### ① 地域人材の確保・育成

「地域の課題解決に取り組む担い手やコミュニティ組織の人材、リーダーを確保・育成していくため、……地域人材の世代交代が円滑に行われる人材確保・育成の仕組みを構築することが考えられる。

また、定年退職者や若者、外国人など、地域において活躍の場を求める住民の多様な層が地域活動に参画する機会を創出することが重要である。」

### 3 若者による地域経営への参画条例 (総合型)の動向

# 新城市若者条例・若者議会条例(2014.6)

## 1 目的(第1条)

- ・総合的に若者が活躍するまちの形成の推進
- ・市民が主役のまちづくり
- ・世代のリレーができるまちの実現

## 2 若者の定義(第2条)

- ・おおむね13歳からおおむね29歳までの者

## 3 基本理念(第3条)

- ・次代の地域社会を担う社会的気運の醸成
- ・自主的活動への支援
- ・関係者の相互理解、連携、協働

## 4 若者総合政策(計画)(第8条)

## 5 若者議会(第10条)

## 6 表彰、推進月間等(第11条～)

# 湯沢市若者や女性が輝くまちづくり推進条例 (2017.3)

## 1 目的(第1条)

- ・若者や女性の活躍推進
- ・若者や女性の活躍を総合的に推進

## 2 若者の定義(第2条)

- ・15歳以上39歳以下の者

## 3 基本理念(第3条)

- (1)誰もが活躍できる社会的気運を醸成
- (2)若者・女性の自主性の尊重
- (3)市民の理解と協力
- (4)市、市民、事業者等の相互理解と連携・協力

## 4 教育関係者の責務(第6条)

教育に携わる者の教育過程における若者や女性の活躍に関する意識喚起

## 5 附属機関の若者・女性委員の割合等(第8条)

審議会等の委員の任命時に若者及び女性を各1人以上含むとともに、若者又は女性の委員の合計が委員総数の5割以上となるよう努力、開催日時の配慮。

## 6 若者の意見抽出割合の設定(第9条)

- ・意見募集の際の対象: 15歳以上の者
- ・意見募集の際の若者の抽出: 各世代の抽出数の平均が確保されるよう補正

## 7 支援予算額の目標設定(第10条)

個人市民税の1パーセントに相当する額に、若者・女性の人口の合計割合を乗じた額を目途

## 8 広報・啓発(第11条)

## 9 若者や女性が輝くまちづくり推進協議会(第12条)

- ・委員: 市内高校生

若者及び女性を各1人以上、若者又は女性の委員合計が委員の6割未満とならないものとする

# 永平寺町における若者や学生が活躍するまちづくりの推進に関する条例(2017.5)

## 1 目的(第1条)

- ・若者や学生がまちづくりに積極的に参画した、個性と魅力を高めるまちづくり推進による、若者や**学生が活躍するまちの形成の推進**

## 2 若者、学生(若者等)の定義(第2条)

- ・町内に居住又は町内の**事業所に通勤する者及び高等教育機関に在学する者**

## 3 基本理念(第3条)

- ・若者等の参画の機運醸成
- ・若者等の自主性の涵養、尊重
- ・若者、市民等のそれぞれの役割認識、相互理解と連携

## 4 高等教育機関の役割(第6条)

- ・高等教育機関は、学生の地域コミュニティへの参加及び地域貢献活動の推進等を通じて、学生と町民との相互の交流が深まるよう努めるものとする。

## 5 自主的な活動に対する支援(第10条)

- ・町は、若者や学生自らが理想とするまちづくりを行うための目標を掲げ、その目標に若者や学生が積極的に向かうために必要な施策を実施。

## 6 学習機会の提供(第11条)

- ・町は、若者や学生が本町の自然、歴史、文化についての**学習、理解する機会の提供**

## 7 提案体制の整備(第12条)

- ・若者や学生が町に新たな施策提案ができる機会の整備

## 8 表彰(第13条)

### 富田林市若者条例(2020.12)

#### 1 目的(第1条)

- ・若者のまちづくりへの参画及び育成

#### 2 若者の定義(第2条)

- ・概ね16歳から30歳までの者

#### 3 基本理念(第3条)

- ・若者の自主性の涵養、尊重
- ・若者、市民等のそれぞれの役割認識、相互理解と連携

#### 4 若者会議(第4条)

- ・若者の市政等への参画機会の確保のため、富田林市若者会議を設置する。

# 多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例 (2021.12)

## 1 目的(第1条)

- ・子ども・若者が切れ目のない支援を受けられる環境、子ども・若者がまちづくりに参画し、活躍できる環境整備
- ・全ての子ども・若者が、相互に認め合いながら、希望を持って成長することのできるまちの実現

## 2 子ども、若者の定義(第2条)

- ・おおむね30歳代までの市民

## 3 基本理念(第3条)

- ・子ども・若者の権利保障、利益尊重
- ・子ども・若者が成長できる、切れ目のない支援
- ・子ども・若者の意見表明、まちづくりの参画機会保障
- ・子ども・若者を含め、多様な主体の相互協力、支援

## 4 子ども・若者の権利(第4条)

- ・子ども・若者の、生きる権利、育つ権利、守られる権利、必要な支援を受ける権利の保障
- ・子ども・若者の、意見表明、暮らしやすいまちの実現への参画する権利の保障
- ・子ども・若者には、自らの意思で挑戦し、挑戦を後押ししながら成長する権利の保障

## 5 切れ目のない支援のための仕組みづくり(第7条)

- ・困難を抱える子ども・若者への切れ目ない支援継続

## 6 まちづくりへの参画・活躍のための環境づくり(第8条)

- ・子ども・若者の尊重、意見表明及びまちづくりへ参画の環境充実等
- ・子ども・若者の能力発揮・活躍の環境整備

## 7 子ども・若者計画(第9条) ・子ども・若者計画の策定・推進

## 8 推進体制(第10条) ・計画の推進・評価の体制整備

### 大分市若者応援条例(2022.12)

#### 1 目的(第1条)

- ・若者の成長及び社会参画の促進
- ・若者の持つ活力が循環するまちの実現

#### 2 子ども、若者の定義(第2条)

- ・おおむね16～29歳まで

#### 3 基本理念(第3条)

- ・若者等の参画の機運醸成
- ・若者等の自主性の涵養、尊重
- ・若者、市民等のそれぞれの役割認識、相互理解と連携

#### 4 地域コミュニティ、学校等、市民活動団体の役割 (第6,7,9条)

#### 5 推進計画の策定(第11条)

## 6 計画の施策の基本事項(第12条)

- ・若者の意見収集
- ・若者の社会参画の仕組み
- ・若者の自主的活動への支援、協力
- ・交流、連携
- ・広報、啓発

## 7 議会の取組み(第13条)

- ・議会による施策の監視、評価、提言等
- ・議会による若者との交流機会、若者の政治参画への意識醸成、意見把握

### ●小括(若者参画条例(総合型)の類型

新城市(2014年) → 行政計画+若者会議型

湯沢市(2017年) → 対象複合+参画目標設定型

永平寺町(2017年) → 教育・学生重視型

富田林市(2020年) → 若者会議型

多摩市(2021年) → 対象複合+行政計画型

大分市(2022年) → 行政計画+議会関与型

## ●まとめ(政策法務の視点からのいくつかの論点)

- 1 条例の対象をどのように設定するか
- 2 参画目標をどう設定するか(目標設定の有無も含めて)
- 3 条例・若者政策の評価の視点・議会の関与等をどうするか
- 4 (運用上の問題として)条例による若者意見の政策への反映の説明責任をどのようにするか
- 5 他の住民参画手法との関係をどのように整理するか
- 6 環境変化に対応した条例見直しができるか

今後に向けて

- ①(条例の伝播に対して)しっかりと立法事実に基づく条例制定
- ②(人口減少等の)環境変化に対応して進化する政策+条例見直し

ご清聴ありがとうございました。

# 新城市若者議会について

新城市 市民協働部 市民自治推進課

## 新城市的紹介

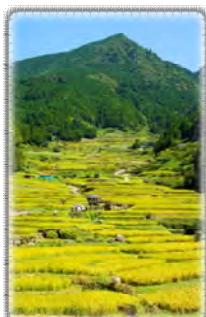
面積 499.23 km<sup>2</sup>

人口 42,784 人 (令和6年4月1日現在)

世帯 17,716 世帯 (令和6年4月1日現在)

車（高速道路）で名古屋から1時間、東京から3時間

新城市自治基本条例に基づくまちづくり施策を実施



# 若者議会の成り立ち

海外のニューキャッスル市との交流を通して感じた若者の想い  
+ 穂積亮次前市長の第3期マニフェスト「若者が活躍するまち」



## 若者政策ワーキング（平成26年）

他のニューキャッスルの事例、他市への視察等も踏まえて今後の若者政策について検討

メンバーの想い「市長が変わっても若者議会が続いているほしい！」



## 新城市若者条例と 新城市若者議会条例を策定



平成27年

第1期 新城市若者議会 始動



# 若者議会の概要

## 新城市若者議会

= 1,000万円の予算提案権を持ち、若者自らが自分のまちのことを考え、政策立案する市長の附属機関

### 参加者構成

- ・委員（定員20人）
- ・市外委員（定員5人）
- ・メンター市民
- ・メンター職員
- ・事務局（市民自治推進課）

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月 以降
メンバ ー募集	準備会	所信表 明	検討 期間	中間報 告	検討 期間	市長答 申	検討 期間	市長報 告	事業実 施					

### 委員応募条件

- ・市内在住、在学、在勤のいずれか
- ・おおむね16歳から29歳まで

任期：1年（再任可）



# 若者議会提案事業実績

## ・ふるさと情報館リノベーション事業

新城図書館（ふるさと情報館）の2階にある郷土資料室を学生が勉強したり、気軽に集まり話せる多目的空間にリノベーションした。  
そのほかにも休憩コーナーやソファ席の設置等も実施した。

## ・若者アウトドア観光事業

新城市的魅力を若者向けに発信するためのインスタグラムアカウントを開設した。また、若者に新城の良さを再認識してもらうため、「#しんしろフォトコン」を開催し、募集した写真から厳選したものを掲載した「しんしろイトコ フォトマップ」を作成した。

## ・C&Hマッチング事業

高校生に市内の企業で働いてもらうことによって新城市を活性化させるため、市内の企業について知ってもらうための企業情報誌を作成した。

## ・ぶかつなぎ事業

地域で活動する団体と市民を、幅広く捉えた趣味という枠組みによって繋げ、市民同士が交流し合えるよう、地域で活動する団体を知るきっかけとなる新城市趣味活サイトを作成した。

# 若者を対象とした取り組み

## ①新城市若者チャレンジ補助金

若者が主体となって新城市を盛り上げるためにチャレンジする事業に対して交付する補助金

補助額

- ・中学生が過半数：上限5万円
- ・高校生が過半数：上限10万円
- ・中高生以外の若者が過半数：上限50万円

## ②つながる地域と若者の輪

中学生が新城市をより良くするためのアイデアを考える1日限りのワークショッピングイベント。

出たアイデアは、全地域協議会に共有され、そのアイデアを具現化したい場合は、地域自治区予算等で実施してもらう。



## ○新城市若者条例

平成 26 年 1 月 24 日

条例第 56 号

新城市のまちづくりの指針である新城市自治基本条例は、市民が主役のまちづくりを推進することで、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちをつくることを目的としている。

「市民が主役のまちづくり」は、地域活動、市政等への市民の参加が促進され、多様な世代の市民の思いや意見が反映されて実現されるものである。

「世代のリレーができるまちづくり」は、次代の社会を担う若者の人口が減少している状況下においては、市民全体で若者を応援し、若者が、学校や会社に限らず、地域活動、市政等のあらゆる場面で、より一層その能力を発揮して活躍することができる環境を整え、このまちに住みたいと思える魅力あるまちをつくりあげることで実現されるものである。

このような認識の下、多くの若者が思いや意見を伝える機会を確保し、さまざまな場面でこれらを反映する仕組みを新たにつくるとともに、若者も自ら考え、その責任の下、主体的に行動することにより「若者が活躍するまち」の形成を目指すことで、真に市民が主役となるまちと世代のリレーができるまちを実現するために、ここにこの条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、若者が活躍するまちの形成の推進について、基本理念を定め、並びに若者、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、若者が活躍するまちの形成の推進の基本となる事項を定めること等により、総合的に若者が活躍するまちの形成の推進を図り、もって市民が主役のまちづくり及び世代のリレーができるまちの実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 新城市自治基本条例（平成24年新城市条例第31号。以下「自治基本条例」という。）第2条第2号に規定する市民をいう。

(2) 若者 おおむね13歳からおおむね29歳までの者をいう。

(基本理念)

第3条 若者が活躍するまちの形成の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 若者が地域社会とのかかわりを認識し、他者とともに次代の地域社会を担うことができるよう社会的気運を醸成すること。

(2) 若者の自主性を十分に尊重しつつ、その自主的な活動に対して必要な支援を行うこと。

(3) 若者、市民、事業者及び市が、それぞれの責務を果たすとともに、相互の理解と連携のもとに、協働して取り組むこと。

(若者の責務)

第4条 若者は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自らがまちづくりにおいて活躍が期待される主体であることを認識し、地域の文化、歴史等に関する理解及び関心を深めるとともに、自主的な活動に取り組み、並びに市民及び事業者が取り組む活動並びに市が実施する施策に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、若者に対して自らが取り組む活動への参加を促し、並びに日常生活及び社会生活に関する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うとともに、市が実施する若者が活躍するまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に従事する若者に対して事業活動に関する必要な情報の提供、助言その他の支援を行い、並びに若者の自主的な活動及び市民が取り組む活動への参加の機会を確保するよう努めるとともに、市が実施する若者が活躍するまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、若者が活躍するまちの形成の推進のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、若者、市民及び事業者と連携を図りながら若者が活躍するまちの形成の推進に取り組むものとする。

(若者総合政策)

第8条 市長は、若者が活躍するまちの形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「若者総合政策」という。）を定めなければならない。

2 若者総合政策は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 若者が活躍するまちの形成の推進に関する基本的な方針
- (2) 市が実施する施策の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、若者が活躍するまちの形成を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(若者の意見の収集等)

第9条 市は、若者が市政に対して意見を述べることができる機会を確保し、市政に反映するよう努めるものとする。

(若者議会)

第10条 市長は、若者総合政策の策定及び実施に関する事項を調査審議させるため、新城市若者議会を設置する。

(若者の訪れる機会等の提供)

第11条 市は、若者が多く訪れるような機会又は場所を提供するよう努めるものとする。

(活動等に対する支援措置)

第12条 市は、若者、市民及び事業者が取り組む活動であって、若者が活躍するまちの形成の推進に資すると認めるものに対して、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、若者、市民及び事業者が若者が活躍するまちの形成の推進に関する活動に取り組むに当たって必要があると認めるときは、管理する施設、設備及び物品の貸付け等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(普及啓発等)

第13条 市は、若者が活躍するまちの形成の推進に関し、市民及び事業者の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、若者、市民及び事業者のそれぞれが取り組む活動に対して相互の参加が促進されるよう、必要な啓発活動を行うものとする。

2 市は、若者総合政策の実施状況のほか、若者、市民及び事業者が取り組む活動のうち、若者が活躍するまちの形成の推進に特に資すると認めるものの実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(表彰)

第14条 市長は、新城市功労者表彰条例（平成19年新城市条例第10号）に定めるところにより、若者が活躍するまちの形成の推進に貢献し、その功績の顕著な者を表彰することができる。

(若者活躍推進月間)

第15条 市は、若者が活躍するまちの形成の推進を図るため、若者活躍推進月間を定めるものとする。

2 市は、若者活躍推進月間において、その趣旨にふさわしい施策を実施するよう努めるものとする。

(若者活躍推進体制)

第16条 市長は、若者総合政策その他若者が活躍するまちの形成の推進に関する事項について、自治基本条例第24条第1項に規定する市民自治会議に諮問することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## ○新城市若者議会条例

平成 26 年 1 月 24 日

条例第 57 号

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、新城市若者条例（平成 26 年新城市条例第 56 号。以下「条例」という。）第 10 条に規定する新城市若者議会（以下「若者議会」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第 2 条 若者議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長の諮問に応じ、条例第 8 条第 1 項に規定する若者総合政策（以下「若者総合政策」という。）の策定及び実施に関する事項を調査審議し、その結果を市長に答申すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、若者総合政策の推進に関すること。

### (組織)

第 3 条 若者議会は、委員 20 人以内で組織する。

### (委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市内に在住、在学又は在勤する若者であつて、おおむね 16 歳からおおむね 29 歳までのもの

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (議長及び副議長)

第 5 条 若者議会に議長及び副議長を置く。

2 議長は、委員の互選によって定め、副議長は、議長が指名する。

3 議長は、会務を総理し、若者議会を代表する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 議長は、若者議会を招集し、その会議の議長となる。

2 若者議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 若者議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 若者議会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 若者議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、議長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「議長は」とあるのは「部会長は」と、「若者議会」とあるのは「部会」と、同条第2項中「若者議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と、同条第3項及び第4項中「若者議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 若者議会の庶務は、市民協働部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この条例の施行の日以後、最初に招集される若者議会については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（平成28年3月22日条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月16日条例第25号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

5. 24. 2024  
第10回法化社会における条例づくり  
オンラインシンポジウム

# 「若者参画条例政策のための条例」シンポ ～講演・報告へのコメント～

東京都立大学法学部教授 大杉 覚



## プロフィール 大杉 覚 おおすぎ さとる

東京都立大学法学部教授

行政学、地方自治論

東京大学大学院博士課程修了、博士（学術）

- 自治大学校講師〔自治大学校客員研究官（2000～01年）〕
- 総務省地域づくり人材の養成に関する調査研究会座長
- 総務省地方公務員のメンタルヘルス対策の推進に関する研究会座長
- 全国知事会地方自治政策センター頭脳センター専門委員
- 世田谷区参与・せたがや自治政策研究所所長
- 八王子市地域づくり推進基本方針改定懇談会会長
- 多摩市自治推進委員会委員長
- その他、国・自治体等の委員多数



著書：

- 『コミュニティ自治の未来図』ぎょうせい
- 『これから的地方自治の教科書 改訂版』共著、第一法規
- その他に、雑誌『ガバナンス』連載中



# 若者参画条例を考える視点①

- 若者ケアの一環として
  - 若年人口の減少（絶対的・相対的）
  - 持続可能な「地域づくり」に不可欠な「人財」：若者参加と「人財の好循環」
  - 「民主主義の赤字」解消：若者の意思決定過程への参加の拡充

2

# 若者参画条例を考える視点②

- 条例の必要性
  - 目的・ビジョンの明確化
  - 権利・義務の規定
  - 継続的な環境整備（支援）の確保

3

# 肝心な条例策定の前・中・後

- 大切な現状把握：若者参加の状況は？
- 既存条例の活用余地の検討
  - 新規条例は必要ない?!既存条例（自治基本条例等）の解釈変更・改正などでの対応
- 条例以外の法形式の活用（協定など）
- 策定までのプロセス
  - 条例立案・決定段階への若者参加確保
- 策定後の運用
  - 運用段階でのサポート（場づくり、伴走支援）と法的課題発見での弁護士の役割

4

# 条例制定支援 ガイダンス



この冊子は、弁護士が条例制定のお手伝いの分野に積極的に取り組んでゆくための一つのガイダンスとして編んだものです。多くの弁護士が本ガイダンスに取り上げた取組を参考に、この分野を更に切り開いてゆくことを期待します。

## CONTENTS

条例づくり日和　日誌と会議風景	3	日弁連のバックアップ体制	(2) 外部弁護士の立場から	7	
・政策条例案作成スケジュール	2	(1) 研修会・セミナーの開催	5	(3) 内部弁護士の立場から	9
・条例案立案の一つの風景	3	(2) モデル条例案の作成	5	おしまいに	11
1 弁護士による条例制定支援の必要性と効果	4	4 条例制定への弁護士関与の実例	(1) 自治体の立場から	6	
2 条例制定の流れと支援のイメージ	4				

# 条例づくり日和

## —日誌と会議風景—

### 政策条例案作成スケジュール

2016年4月27日	弁護士チーム勉強会（いじめ防止法・各自治体の条例の問題点、今後の検討課題）
5月9日	K市の実情調査（K市役所）
5月25日	弁護士チーム打ち合わせ（条例案立案上の論点整理等）
6月6日	検討会メンバー（議員団）と弁護士チームの打ち合わせ①（政策の基本的内容について調整）
----- この間、弁護士チーム、電子メールで論点メモ作成に向けてやり取り -----	
6月中旬を目途	弁護士チーム ⇒ 検討会メンバー（議員団）、論点メモを提供
6月23日までに	検討会メンバーによる打ち合わせ【できれば、弁護士チームから一人陪席】
6月24日	検討会における検討結果を団員に報告し、基本的方向性について了承を得る。
7月中旬	弁護士チーム、条例案要綱案の作成について協議
7月下旬ころ	検討会メンバー（議員団）と弁護士チームの打ち合わせ②（条例案要綱案（文言未整理）を提示 ⇒ 要綱案確定）
----- この間、弁護士チーム、条例案を立案 -----	
8月中旬ころ	弁護士チーム ⇒ 議員団、条例案（素案）提示（この間、並行して、総務課法制係と打ち合わせ） ⇒ この段階で各党への協力依頼をしていただく。
9月中旬まで	条例案をほぼ確定し、想定問題を準備 ⇒ 各会派勉強会までの間に、想定問題を使いつつ、勉強会（打ち合わせ③）
9月末以後	各会派勉強会
2017年2月以後	議案提出

## 条例案立案の一つの風景





# 1 弁護士による条例制定支援の必要性と効果

## 必要性

地方分権改革の進展により地方公共団体の条例制定権が及ぶ範囲は拡大しました。地域の特性を踏まえた内容にすることができる委任条例を制定する機会や、自主条例により積極的に地域の行政課題の解決を図る社会的要請が増大しています。

とりわけ、自主条例の制定に当たっては、地方公共団体が独自で立法事実や条例制定の必要性、内容の正当性、そして憲法や他法令との適合性など、多くのことを整理する必要があります。

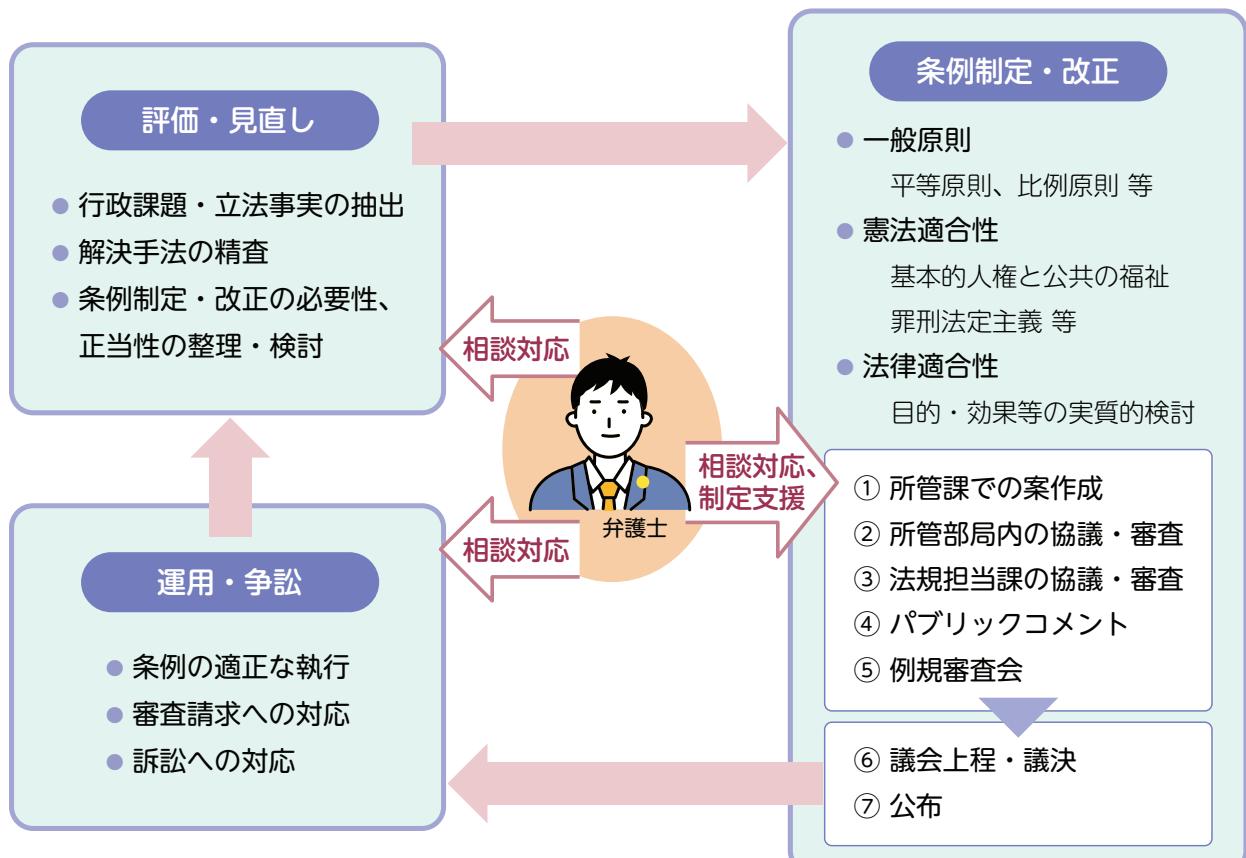
市民等への説明責任を果たすとともに、裁判所等による審査にも耐えうる条例を制定するためには、幅広い法的知識と専門的な分野の知識・経験を有する弁護士が条例制定に関与することは有用です。

## 効果

弁護士による客観的で法的な視点で行政課題を整理し、条例の必要性・正当性を明確にすることで、条例の目的や、目的達成のための手段など、条例の多くの内容を整理することができます。そのため、条例の各規定の解釈がより明確になり、条例の統一的な運用が図られます。

また、条例の運用により法的な紛争が生じた場合や条例改正が必要になった場合でも、条例制定に関与した弁護士に対応を相談することで、より速やかに的確なアドバイスを得ることができます。

# 2 条例制定の流れと支援のイメージ





### 3 日弁連のバックアップ体制

#### (1) 研修会・セミナーの開催

条例制定支援に関しては、これまで弁護士の活用がそれほど見られなかった分野であるため、日本弁護士連合会（日弁連）では、条例制定支援に関心を持つ弁護士の裾野拡大のため、弁護士を対象として、研修会を毎年開催してきました。この研修会は、2020年度からは、「自治体法務に関する総合研修」と改称し、主に弁護士を受講者として想定しつつも、自治体職員、地方議会議員等も受講対象に加えて開催しています。「自治体法務に関する総合研修」は、主として、弁護士が条例制定の支援に取り組むための基礎的な知識や、実践的な方法を習得するための研修であって、例えば、2020年度においては、「略式代執行の費用徴収—空家法を素材にして」と題する講演を北村喜宣氏（上智大学法学部教授）にしていただく等しました。

また、日弁連では、自治体側の理解を深めるため、主として、自治体職員、地方議会議員等を対象として、条例づくりに関する種々の取組を紹介する「法化社会における条例づくり」セミナーを毎年開催しています。

例えば、2020年度には、「理念型の条例制定の意義」と題する講演を川崎政司氏（参議院法制局長）にしていただきほか、パネルディスカッション「条例制定への弁護士の関与」を実施しました。

これらの取組により、弁護士と自治体双方の理解促進を図っていきたいと考えています。

※講師等の肩書は、研修会・セミナー等の開催当時のものです。



#### (2) モデル条例案の作成

日弁連は、長年にわたり、人権擁護活動・政策提言を行う主体として各委員会における多くの知見を蓄積しています。これらの知見を活用するため、日弁連から公益財団法人日弁連法務研究財団に委託し、有志による研究班を立ち上げ、モデル条例案の作成を行ってきました。

これまで、あくまで一つの案に過ぎませんが、子どもの貧困対策推進条例案、犯罪被害者支援条例案、協

働契約条例案、指定管理者基本条例案、公共施設設置等合意形成手続条例案、公文書管理条例案ができますので、参考案として活用していただければと思います。





## 4 条例制定への弁護士関与の実例

### (1) 自治体の立場から



#### 愛知県名古屋市の場合 — 犯罪被害者等支援条例

名古屋市では、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進するとともに、犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益を保護することで、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、2018年4月に犯罪被害者等支援条例を施行しました。

条例制定過程においては、犯罪被害者等への施策ニーズ調査の内容や、条例の規定事項（目的、ことばの定義、基本理念、責務、基本施策等）など名古屋市が行う犯罪被害者等支援の根幹となる事項について検討するため、各分野の専門家等にご参加いただき、2か年度に渡り計6回の有識者懇談会を開催しました。懇談会では、学識経験者、警察、民間支援団体及び被害者団体の各代表者に加え、法的な見地からご意見・ご指導をいただくため、愛知県弁護士会を通じ、同会の犯罪被害者委員会で活動されるだけでなく、大学において被害者支援の教鞭をとるとともに、被害者支援団体の理事も務められるなど、支援現場を熟知する弁護士をご紹介いただきました。

懇談会では、この弁護士に座長を務めていただき、議題の進行と各委員の意見のとりまとめを行っていただきました。また、これまでのご経験をもとに、国・地方自治体における被害者支援の現状や被害者が抱える問題等を踏まえ、論点の明確化や課題の整理、施策提案などをいただき、円滑な運営にお力添えいただきました。

条例制定後は、支援窓口に従事する市職員が、適正かつ効果的な相談対応を行うため、警察を始めとする関係機関等と連携しながら必要な支援を進めていますが、日々直面する被害者支援にかかる法律問題について専門的な見地からご助言をいただけるよう、この弁護士も含む愛知県弁護士会の弁護士に定期的に相談できる仕組みを構築し、円滑な窓口運営を図っています。

このように、犯罪被害者等支援においては、迅速かつ適切な支援の観点から、各局面において関係機関及び関係団体との連携は必要不可欠であり、市の被害者支援の実効性を補完する上で、高度な専門性を有する弁護士は、重要な存在であると考えています。



#### 岐阜県美濃加茂市の場合 — 債権管理条例

現在、住民ニーズが多様化・複雑化することに対し、地方自治体には幅広い視点からの法的検討を踏まえた対応が求められています。そういう状況に置かれた地方自治体にとって、専門的な知識を有する弁護士との連携は非常に有意義なものと考えます。

美濃加茂市においては、債権管理条例の策定時のアドバイスに始まり、制定後には債権に関する疑義の生じた事項に関する法的な相談について弁護士に協力いただき、適正な債権管理を進めているところです。

債権管理条例については、それまで各種法令や債権の管理に関する規則に基づき、担当課ごとに慣例的に定まったルールにより管理してきたものを、より適正に及び統一的に債権管理を行うこと、それまで強制徴収公債権を中心に債権管理を行っていたことに加えて

私債権についても徹底して管理していくという市の方針を盛り込んでいくことを念頭に策定することとなりました。

債権管理の中心となるのが税の徴収部門であったため公債権の知識しかなく、私債権に関する知識が乏しく、①条文にどのように盛り込んでいくのか、②強制徴収公債権と非強制徴収債権との間の情報共有をどう整理するかが課題として挙がり、この課題をクリアするために債権管理に関する経験や知識の豊富な弁護士にアドバイスを求めることになりました。

弁護士には、市が作成した非強制徴収債権の管理に関する条文の検討、執行停止情報等の債務者の不利益とならない範囲での情報共有の是非の2点についてアドバイスいただきました。



さらに、債権管理条例の規定を踏まえた債権管理マニュアルの作成に関してもアドバスをいただいたおかげで、私債権も含めた市の債権について、全庁的に統一した債権管理のルールを構築することができました。

このやり取りにより市と弁護士との間で良い関係性を築くことができ、現在は、債権に関する法的な相談

#### ＜岐阜県弁護士会の取組＞

岐阜県弁護士会では、2015年度に行政連携PTを設立し、2018年度には行政機関等と弁護士会との連携を深め、適正かつ能率的な行政の運営に寄与することをもって、法律による行政及び法の支配を実現することを目的とする行政連携センターを設置した。センターでは、行政機関向けの情報提供ツールである「行政・弁護士連携ブック」を作成配布し、各委員会の取組と行政機関のニーズのマッチングを図るとともに、公金債権回収、スクールロイヤー、空き家

や不納欠損すべき債権についての相談を依頼しており、適正な債権管理の手助けをしていただいているところです。

今後については、賦課から徴収までの一連の流れについて法的な課題を共有し、より充実した債権管理を実施していきたいと考えております。

対策、包括外部監査、行政不服審査、改正民法、情報公開・個人情報保護、自治体内弁護士の職務など多様な分野の研修を会員や行政機関職員向けに実施している。条例制定支援の分野では、会員及び行政機関職員向けに債権管理条例に関する研修会の実施、いじめ防止等対策推進条例改正のパブリックコメント手続に際しての検討、まちづくり条例改正に伴い改正内容を検討する附属機関委員への推薦依頼への対応などの取組をするなど研鑽を積んでいる。

## （2）外部弁護士の立場から



### 第二東京弁護士会所属弁護士

#### —マイナンバー法施行に伴う個人情報保護条例の改正

マイナンバー法の施行にあたり、各自治体では個人情報保護条例の改正が必要となりましたが、第二東京弁護士会自治体法務研究会の有志16名で、間接的ではありますが、100件以上の個人情報保護条例の改正支援を行いました。

メンバーの中には、マイナンバー法立法時に関与した会員や個人情報保護法制を専門とする会員もいましたが、私を含めてほとんどは法制執務に関する経験を有しない者でした。

そこで、まず勉強会を開いたうえで、専門的知識を持つ会員のアドバイスを受けつつ、パイロットケースを全員で検討し、モデル案やチェックリストを作成しました。ついで、一つの案件については、主査と副査を決め、主査が案文を作成し、副査がこれをチェック

し、不明な点は専門的知識を持つ会員にアドバイスを求めるということにしました。

自治体によって異なる個人情報保護条例に、全国共通の仕組みであるマイナンバー制度を組み入れるという、先例のない取組であり、困難な問題も多くありました。チームで議論することにより、経験がないものであっても対応できており、弁護士としての基本的な素養があれば、条例制定支援は十分対応できるものと考えます。

条例制定支援というと、「改め文」や細かい文言の調整がイメージされるかと思いますが、近時は、新しい分野における未知の法律問題についての検討が求められており、これはまさに弁護士の得意分野というべきであろうと思います。

#### ＜第二東京弁護士会の取組＞

第二東京弁護士会では、「自治体向けサービス一覧」という冊子を自治体に配布し、各委員会がそれぞれの分野で条

例制定支援を含む自治体連携サービスを提供している。

「自治体向けサービス一覧」による自治体からの申込みが



あった場合、行政連携センター部会の担当者が迅速に自治体担当者に連絡を取り、ニーズを確認した上で、適切な委員会や担当者を推薦している。

自治体法務研究会は、第二東京弁護士会会員のほか、他弁護士会の会員、行政法研究者、自治体職員などが会員と

なり、法制執務を含む様々な自治体法務上の問題について定期的に研究会を行っている。研究会の会員が自治体からの条例制定支援を含む依頼を受けた場合は、研究会会員から有志を募って対応することもある。



## 東京弁護士会所属弁護士

### —危険ドラッグの規制に関する条例

数年前、東京近郊の県の会派からの声がけを受け、その要請に基づき危険ドラッグの規制に関する条例案（主要会派の議員立法に対する対案）の立案の支援をしました。薬事に関する国の法制、フロントランナーである他の自治体の立法例を研究したり、精神科医から危険ドラッグの脳に及ぼす弊害を聴取する等しつつ、実効的な規制について5～6度に涉り、議員団と議論の機会を経て、条文を組み立ててゆきました。当時、各自治体が効果的な仕組みを発案することに勇敢に取り組んでおり、依頼者である会派と私も、負けるものかと、知恵を絞ったものです。直ちには化学式で特定することができない物質ではあるが包装や販売方法から危険ドラッグと見込まれるものをどのように規律していくことができるか等にチャレンジをしました。

非常に技術的な条文の作り込みについては一任をしてもらいつつも、根幹的な部分は、しっかりと議論をしました。

成案を得た後は、議会事務局の法制担当と議論をし、

また、提出後は、想定問答集を作成し、委員会質疑のある日の前日の夜は、個別の質問に対する答弁の案を書いたものです。地方議会の在り方については、いろいろな見方があるところですが、議員らは、立法者として議論することを楽しんでおられるようで、そのお手伝いをすることは楽しいものでした。地方議員が立法者として活躍することに貢献ができる、大きなやりがいを感じました。

弁護士の条例制定への支援については、執行機関への関わりもありえましょうが、在野の法律家として、議会への関わりも深めていくことが考えられるところです。その際の財源についてですが、当職に対する費用は、政務活動費を充当する格好がとられました。紛争も多い政務活動費ですが、一つの有意義な使途であり、今後、弁護士を活用した条例案の立案についての財源について、一つの参考になるとを考えます。

より多くの弁護士が、ますます、条例制定支援に参画することを期待します。

### 〈東京弁護士会の取組〉

2005年、東京都江戸川区から、東京弁護士会業務委員会委員長に対し、債権管理条例制定に関する相談があったことから、同委員会に、有志で自治体債権管理問題検討チームが立ち上げられ、江戸川区との間で、債権管理条例及び同規則の策定、債権管理マニュアルの策定及び地方自治法等債権管理に関する法令調査業務に係る契約を締結した。

その後、品川区や町田市、横浜市などでも同様に債権管理条例の策定が検討され、自治体等法務研究部に所属する

弁護士が、条例案及び逐条解説の確認に関する業務を受託している。

また、同会には、2007年度、自治体等法務研究部ができ、行政法務の分野に関する研究や情報交換等を行っている。具体的な活動内容としては、全体会議の開催(月に1回)、行政法や自治体法務に精通する大学教授や実務家、地方自治体職員等を講師に招いた研修会が行われている(年に1回)。



### (3) 内部弁護士の立場から (内部弁護士の肩書は、寄稿時点のものです。)



豊田市総務部法務課（常勤）瀧薰子（愛知県弁護士会所属）

#### —不良な生活環境を解消するための条例

私は、自治体内弁護士として、市役所の法制担当課である法務課で勤務しています。法務課では、他の職員と共に、例規審査（条例・規則の立案指導及び審査に関する業務）を担当してきました。

市では、政策法務を推進しており、正当かつ的確な法理論の構築と、これを実践するための実効性の高い政策条例の制定を目指してきました。そのため、私は、いくつかの政策条例の制定・改正において、事前審査の段階から深く関与し、条例提案課（所管課）を支援してきました。

私が携わった主な条例としては、「不良な生活環境を解消するための条例」（いわゆるごみ屋敷条例）、「開発事業に係る手続等に関する条例」、「企業立地奨励条例」などが挙げられます。

自治体は、地域特有の課題解決のために、新規条例の制定を急ぐ場合が少なくありません。このような場合には、特に、弁護士による迅速で緻密な判断を必要としており、所管課の職員と並走し、説得的な論拠の提示をしながら条例原案を作り上げていく、高度な法的専門性が期待されていると実感しています。

ごみ屋敷条例の制定に当たっては、実効性確保の観点から、通常の代執行に加えて、略式代執行（簡易代執行）を規定したり、即時執行に要した費用について占有者等に負担させる旨を規定するなど、政策法務を存分に發揮し、一歩進んだ条例を目指しました。このように、先進的な条例を制定するには、一層精緻な法理論が求められるのであり、弁護士の果たす役割は非常に大きいものです。

ところで、条例は制定すれば完結なのではなく、むしろその施行後が重要であり、施行後の運用まで視野に入れた連続性のある支援を進めていく意義があると感じています。

自治体内弁護士は、職員と同じ庁内に在籍しており、自治体の実情に応じた柔軟な発想や想像力を駆使して、諸課題の検討から、条例案の起案、審査、施行後の運用までの各過程に積極的に関与できる点が大きな強みです。

多くの自治体の皆様に、このような弁護士の力をぜひ活用いただければと思っています。



国立市行政管理部法務担当課長（任期付）中澤さゆり（第二東京弁護士会所属）

#### —債権管理条例

私は、市において、債権管理条例の制定に、いわゆる所管の課長として携わりました。

当時、市では、市税等強制徴収可能な債権の徴収率は全国一位になるほどの実績を上げていたのですが、それ以外の債権（市債権）の管理が不十分なところがあり、弁護士を任用して解決しようということになりました。そこで、私が初年度は嘱託員として、翌年度以降は債権管理担当課長として、勤務することになりました。

債権管理担当課長の下には、市債権係が新設され、その所掌事務として、市債権の管理・回収に関する指

導助言等が定められたほか、同様（債権管理担当課長）を所管課として、債権管理条例を制定することとなりました。

私は、所管の課長にはなったのですが、職員としての任用1年目でしたので、法制執務の経験も議会対応の経験もありませんでした。そのため、法制執務については関連書籍で必死に勉強し、また議会対応については、他の管理職職員から大きなお力添えをいただいて、何とか全会一致で成立させることができました。一連の事務の中には、不慣れで不十分な点も多々あったのですが、条例案を作成すること自体は、意図する



効果を生じさせるにはどのような文言を用いるべきかなどを考えることができ、私にとっては楽しい作業でした。また、条例の中身の問題については、これまで培ってきた法的なものの考え方を駆使し、また同僚、特に優秀な部下職員との討議を経て、制度を磨いていくことができました。さらに、条例案の作成に当たっては、弁護士としての経験から、立法趣旨や条文の規定による影響を常に意識していたのですが、これはその後の例規審査や議会答弁に非常に役に立ちました。

自治体職員が条例案を作る場合、文章をどのように書くから悩むことが多いようです。もちろん、条例立案は自治体職員の大きな仕事であり、経験を積みノ

ウハウを身に付けるべきものだと思います。しかしながら、必ずしも十分ではない職員数で業務を行っているような場合には、そのような経験を積む時間がなく、条例立案が職員の負担となってしまっていることもあると思われます。

弁護士は、基本的な立案能力を有しています。のみならず、当該分野についての専門的知見に基づいて職員の皆様と討議していくことにより、より効果的な条例案を作成することも可能です。自治体の皆様には、ぜひ、条例立案に弁護士を活用することもご検討いただければと思います。



### 春日井市総務部総務課主幹（任期付） 吉永公平（愛知県弁護士会所属）

#### —情報公開条例

私が勤務している自治体では、情報公開条例の改正による手数料の導入が検討されました。それまでは手数料を賦課していなかったところ、情報公開請求が急増したので、公平な受益者負担の実現を目指すべきとの考えが首長部局から提示されたためです。地方自治法上、手数料は条例によって定める必要があるため、情報公開条例の改正が検討されました。

私は情報公開条例を所管している部署に配属されました。そのため、私は弁護士としてというよりも、担当部署の職員として、情報公開条例の改正の検討チームに加わりました。

まずは、情報公開請求において手数料を導入すべき「立法事実」（条例などあらゆる法を支える事実）が存在するかを客観的に判断することから始めました。具体的には、情報公開請求の件数、作業工程別の作業時間・経費、開示される公文書の平均枚数等を約半年にわたり集計しました。このような「立法事実」の確認は、私から提案するまでもなく、職員がその必要性を認識しており、実施されたものです。集計の結果、手数料

を導入すべき「立法事実」の存在が確認されました。

その後、情報公開請求の手数料の理論的正当性や料金設計等の調査研究を進めました。自治体がよく行う「国や他の自治体の動向」のみならず、大学図書館や国立国会図書館等を利用して、徹底的な文献調査を行いました。また、アメリカやイギリスをはじめとして、各国の立法状況も調査しました。文献や外国法の調査は、法律家としての私の能力が活かされた場面でした。結果的に、国内の複数の研究者の公刊されている見解や、アメリカ情報自由法等の制度が、確認された「立法事実」と比較的適合していました。そこで、若干の修正を加えた形で、情報公開条例の改正案を作成しました。

その後、情報公開に関する審議会への諮問、住民へのパブリックコメントを行い、議会へ条例案を提出したうえで可決となりました。

条例の制定・改廃の場面でも、立法学の基本を押さえれば、弁護士の力量を発揮できる分野は少なくありません。



元福岡県古賀市役所総務課政策法務係 尾畠弘典 (福岡県弁護士会所属)

## —債権管理条例

私は2012年3月から2016年6月までの間、任期付公務員として福岡県古賀市役所の総務課政策法務係において勤務しました。各部署からの法律相談対応のほか、条例等の制定や改正に伴う制定案等の適法性の審査に当たっていました。

特に記憶に残っているのが、入庁1年目に携わった債権管理条例の制定です。この条例は、市が保有する債権を適切に管理することを目的としており、台帳類の整備や滞納者情報の管理・共有、債権放棄事由等について規定しています。私は、条文の構成等に対するアドバイスをしました（例えば、債権放棄事由としてどのような事由を列挙すべきか等）。また、各部署の係員がこの条例に基づいて、債権を円滑に管理・回収・放棄できるようにすることこそが重要であると考え、各部署の債権管理担当者にヒアリングを行い、債権管理の現状と問題点を洗い出しました。そして、条例が想定する債権管理の業務フローや債権の具体的な回収

手段を詳細に記載したマニュアルを作成しました。マニュアル作成後は、複数の職員から債権を管理しやすくなったという声を聴きました。他の重要な業務の傍ら、債権の管理回収に悩んでいた職員の指針となったと考えています。

この条例の制定に関しては地方自治法等、行政分野の法令を読み解く力が必要です。また、時効などの民事実体法及び手続法、加えて債権回収の実務に精通している必要があります。弁護士が最も得意とするこのような知見を活かして行政運営の改善に貢献ができた点は、大変よかったです。

弁護士の知見や視点を必要としていない自治体はないはずです。支援に携わる弁護士としても、行政の内情や実務を知ることができ、そのことは得難い経験となるはずです。

今後、弁護士による条例制定支援がますます広がっていくことを期待します。

## おしまいに

条例制定支援の分野は、弁護士にとってそれほど馴染みがある分野ではないかもしれません。しかしながら、本ガイドにおける自治体や条例制定支援に関与した弁護士の報告により、幅広い政策課題について、自治体の内外を問わず様々な立場で弁護士が条例制定支援に関与していることがわかると思います。また、執行機関だけではなく地方議会への支援や、条例制定段階から運用段階に至る継続的な支援の実例がみられ、条例制定支援の分野に積極的に取り組んでいる弁護士会もあります。

このように、条例制定支援の分野の裾野は確実に広がりつつあるとともに、その取組は着実に成果を上げています。

条例制定支援の分野は、弁護士の幅広い法的知識や経験を活かしていくことが大変有意義であり、大きな社会的価値が認められる分野です。日弁連としては、地方分権の一層の進展を図るためにも、今後とも、条例制定支援の場面で弁護士の能力を積極的に活用することを推進していきたいと考えています。本ガイドが、弁護士による具体的な条例制定支援のイメージを持つための一助になれば幸いです。



日本弁護士連合会  
(法律サービス展開本部)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 弁護士会館15階  
電話 03-3580-9841 (代表) FAX 03-3580-2866

## オンラインシンポジウム「若者参画政策のための条例」反訳文

### 目次

1 開会挨拶（伊藤倫文弁護士）	60
2 基調講演：「若者参画のための政策立案について」（松下啓一氏）	61
3 報告：「若者参画政策条例の現状（制定状況）について」（津軽石昭彦氏）	75
4 報告：「条例制定の事例報告～新城市若者議会について」（加瀬川雄貴氏）	80
5 パネルディスカッション「地方公共団体における若者のまちづくり参画の重要性」	85
6 閉会挨拶（太田雅幸弁護士）	112

## オンラインシンポジウム「若者参画政策のための条例」反訳文

司会 それでは、ただ今より、第10回法化社会における条例づくりオンラインシンポジウム「若者参画政策のための条例」を開始いたします。

本日のスケジュールは、事前にダウンロードしていただいた配布資料の最初に掲載してございます。

開会に当たり、伊藤倫文、日本弁護士連合会副会長より、ご挨拶を申し上げます。

### 1 開会挨拶（伊藤倫文弁護士）

伊藤 本日は、お忙しいところ、当連合会のオンラインシンポジウム「若者参画政策のための条例」にご参加いただき、まことにありがとうございます。主催者の日本弁護士連合会を代表しまして、本シンポジウムを企画しました法律サービス展開本部自治体等連携センターの担当副会長、伊藤倫文から、ご挨拶を申し上げます。

昨今、自治体の各種政策実現として条例の役割が増しております。日弁連では、法化社会における条例づくりとしまして、毎年、シンポジウム等を開催し、各自治体における条例の必要性とともに、その立案に法の専門家である弁護士が関与することの重要性をお伝えしてきております。

今回、第10回となります本シンポジウムでは、若者が自治体の政策形成や、地域づくり、まちづくりに積極的に参加されるシステムを推進するための重要な手段として条例の制定について検討することを予定しております。

本日は、この分野に造詣の深い松下様に、若者参画のための政策立案について、ご講演をいただくほか、津軽石様から若者参画政策条例の現状についてのご報告や、愛知県新城市様から具体的な条例のご報告をいただいた上、パネルディスカッションにおいて充実した検討と議論をしていただけるものと期待しております。

最後に、本シンポジウムが、ご参加いただきました皆様と当連合会にとって有意義なものになることを願いまして、簡単ではございますけれども、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

## 2 基調講演：「若者参画のための政策立案について」（松下啓一氏）

司会 それでは、講演「若者参画のための政策立案について」に入ります。松下啓一様、お願ひいたします。

### 1. はじめに・条例をつくるとは

#### ・自己紹介・政策起業家とは

それでは、皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、松下です。今日は、「若者参画政策のための条例」がメインテーマで、私が前段の「若者参画のための政策立案」を担当することになります。どうぞよろしくお願ひします。

大体 50 分くらいの時間です。あまり時間がないので、時々飛ぶような話になるかもしれませんけれども、資料があると思いますので、それをご確認いただければと思います。

私の今の立場は、「地方自治研究者・政策起業家」といっているのです。「政策起業家」とは少し怪しい感じなのですけれども、簡単に言うと、市長さんなどにお会いして、「この新しい政策、これからこの政策を、やりませんか」と提案するような役割、ボランティアです。そのようなことをやっております。今日の若者参画も、その一つの成果だと思います。今日は、第一法規から出ています『政策立案ハンドブック』に沿って、お話をしたいと思います。詳しくは、こちらを読んでいただければ、今日の話の中身は分かると思います。

#### ・条例づくり・横浜市や大学における体験

最初に自己紹介をさせていただきます。私は、横浜の市役所に 26 年勤めていました。総務や環境や都市計画や経済で調査企画を、ずっと担当してきました。今日は条例の話ですが、その中で条例を作った回数は 4 回です。2 勝 1 敗 1 引き分けです。この体験はなかなか面白いのですけれども、今日は時間がないので、とにかく時代の先端といいますか、国の政策をリードする政策を心がけて作ってきました。

大学に移ってから、自治基本条例を、あちらこちらの町で作りました。若者政策もその延長線にあります。ちょっと面白い条例もつくっています。「市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例」というもので、具体的に言いますと、例えば、今の選挙は名前の連呼、あるいは、笑顔と拍手です。これでは民主主義も何もあったものではないと考えまして、「市長になる人は、きちんと自分はどのような政策を実現するかという政策を提案する」という条例です。これを公設で、新城市が主催してやるという条例です。

#### ・最近の推し・支える人を支えるまちを創る

最近は、支える人を支えるまちを創る、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例が推しです。コロナで、もう嫌というほど分かりました。どのような制度があっても、それを担う人や、それを支える人がいなければ、動いていかないのです。福祉従事者は、高齢化社会の中にあっても自己有用感を感じられていないです。辞める人も多いです。そのような福祉従事者に頑張ってもらおうという条例づくりをしています。

### ・励ます地方自治・若者政策もそのひとつ

私の立場は、ここに書いてありますが、「励ます地方自治」というものです。学会の主流は「監視する地方自治」です。「役所をチェックしていれば、それで幸せになれる」という感じなのです。そうではなくて、「応援する、皆が存分に力を出す」、そのような地方自治論を展開しています。学会では全く相手にされていませんけれども、そのようなことをやっています。今日の「若者」も、その一環です。「若者に大いに力を出してもらう、存分に活躍してもらう」ということで、若者政策に取り組んでいます。

若者関係の条例で私が関わったものでは、新城の若者条例、多摩市の「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」、あるいは、大分の「若者応援条例」などに関わってきています。実践もやっていまして、後ほど説明しますけれども、相模原市で様々な実践をしています。私は、このような新しいことをすると、一緒にやった市民の人と本を書くのです。例えば、市長選挙では『選挙はまちづくり』。これは、市民の人と一緒に書きます。それから、福祉従事者の条例も、市民や福祉の人たちと一緒に本を書く、ということをやっています。

### ・条例をつくるとは・条文をつくることではない

今日のメインは条例の話なので、法律家の人が誤解することを、横浜市の体験から最初に確認しておきたいと思います。

条例を作るということは、どのようなことかといいますと、条文を作るということとは全然違います。全然違うのです。ここに書いてあるように、幾つかの政策課題の中から、たくさんあるのだけれども「これをやろう」「条例をつくろう」と提案します。すると、部長が来て、「松下、おまえ、条例はいいけれども、議会で答弁するのは俺だよ。規則とかで何とかならないの?」と言うのです。それに対して、「やはり条例ですよ」というところから始まります。これは10秒ルールといって、10秒で理解してもらわないと先に進みません。次に、条例で影響を受けるひとたちが反対運動を展開するのです。皆、総論賛成、各論反対です。それを説得して、そして市民の中に入って議論をし、それを条例という形式にまとめあげて、法規と相談しながら案文を練り上げて、議会に説明しながら条例として議決を得るのです。この全体が条例づくりです。

### ・若者条例も動く仕組みづくりが難しい

ですから、若者参画条例も、そうなのです。条文を作ることは簡単だけれども、仕組みをつくり、それを動く条例にしていくことが、とても難しいのです。そのように考えています。この条例の作り方については本も書きましたが、今、新バージョンのものを書いているところです。雑誌に連載しています。

## 2. 若者参画政策（条例）の立案

### ・私の問題意識・若者政策は未完の地方分権改革を越える仕組み

さて私のテーマは「若者参画のための政策立案」です。その前に、私の問題意識を最初

にお話しした方が分かりやすいと思います。これが分からないと若者政策は分からぬのではないかと思っています。

私の問題意識は、「未完の地方分権改革を超える」ということです。何が未完かといいますと、地方分権改革は2000年から始まったわけですけれども、団体自治中心なのです。つまり、国・県・市の権限を委譲し、あるいは規制緩和をするのです。いろいろ必置規制がありますから、それを緩和するということが中心なのです。「え、それだけなの?」ということが、私の問題意識です。

#### ・住民自治改革のひとつとしての若者政策

例えば、団体自治に関しても、国・県・市の下に、実は市民団体があり、これとセットで地方自治がなされているのですけれども、地方分権の団体自治改革は国・県・市までです。条例は属地主義といって、その地域内にしか適用がないけれども「本当なの?」と思っています。その対案が、国際法の効果理論を使って条例の域外適用の問題を考えあるいは「議員定数削減条例を市長が提案できるか」などを提案しています。地方分権改革では、団体自治改革も不十分だし、ましてや住民自治改革がほとんどないです。言葉だけなので、今の時代にふさわしい自治改革ということで若者政策を考えています。

#### ・公共を担う市民にも注目する・若者政策もそのひとつ

それからもう一つ、地方分権改革は役所内部の改革にとどまってしまっているのです。地方自治は、そのようなものではないです。市民が担う公共領域はたくさんあるわけで、その分野も考えていこうということです。この点は地方分権改革では全く欠落しています。そこで市民や外国人も頑張ってもらう、あるいは元気をなくしている町内会も頑張ってもらう、そのような本を書いて励ましています。います。本日の若者政策も、市民が担う公共政策の一つです。

#### ・最も現場にフィットする政策立案理論・政策の窓モデル

さて、若者政策の参画のための政策立案理論です。一番分かりやすいものは、私はキングダンの「政策の窓」モデルだと思っています。これに準拠して説明しています。

「政策の窓」モデルとは、「問題の流れ、政策の流れ、政治の流れが合体したときに政策の窓が開く、つまり政策課題として設定される」という考え方です。

「問題の流れ」とは、どのようなことかといいますと、これを取り上げよう決めること。「政策の流れ」とは、何とか使える政策ができる、この政策なら行ける、という政策の内容の充実です。「政治の流れ」とは、政策決定者が公約やマニフェストに取り上げて、これを政策課題にしようと決めることです。この三つの流れが合致したときに政策ができると考えています。それを後押しするものが、私の仕事、政策起業家ということになります。

#### ・問題の流れ・若者は政策になりにくい

まず、「問題の流れ」です。はっきり言って若者政策は、政策になりにくいのです。もう少し正確に言うと、ボトムアップから、つまり、役所の下から上げていくことが難しい政策です。なぜならば、事件・事故ではないので被害が見えないので、空き家のように目

に見えないのです。だから、市長も議会も、なかなか本気にならないです。政治学のイロハでは、「市長や議会は何のために仕事をするか。再選されるため、次の選挙にかかるためだ」といわれています。そうすると、この図を見て分かるように、選挙で言えば高齢の方方が投票率がいいので、高齢者に目配せすることが合理的な行動となって、なかなか若者には目が行かないです。若者からも、諦めてしまっていて要望がないのです。

行政も、とにかく忙しいです。仕事は増えるけれども、人は増えないのです。若者政策は、明確な所管がないのです。だから役所の常で、みんな「うちの仕事ではない」と言うわけです。更に、この若者問題は、地方交付税の算定基準に入っていない。つまり、やればやるほど持ち出します。このようなことで、政策化の動機付けが弱く、取り組まない。それを後押しすることが、私のような政策起業家の役割となります。

#### ・問題の流れをつくる・トップダウン

そうすると、この問題の流れで一番大事なことは、下から上がらないのならばトップダウンということです。私は、いろいろな市長に会うたびに、「これからは若者です。若者政策が、これからは課題です」と、お話をします。皆さん、「そうですね」と言います。その中で唯一、「私もそう思う」と言った方が、新城市の穂積市長です。たしか平成25年の8月に、私は講演会を頼まれて、講演会をする前に、お弁当を食べながら穂積さんと話して、この話をしたら、「私も、そう思うよ」と言って、9月のマニフェストの1番に、この若者政策が載ったのです。これが最初です。そして11月の選挙で当選して、それが実現するわけです。

ただ、このときのマニフェストは、「若者が活躍する町を作るために若者政策市民会議を作ります」です。要するに「会議を作ります」というレベルなのです。私も穂積さんも、そのレベルだったのです。だから、若者条例も若者のための予算も出てこないところからスタートしました。

#### ・問題の流れをつくる・議会からの提案

もう一つ、ボトムアップが難しいとなったら、議会からやっていくのです。大分市の「若者応援条例」は、議会から立ち上がっていった条例です。やはり議会の強みは何といつても所管がないので、「うちではない」ということが、ないわけです。大局的に見て「これが大事だ」という判断もできるわけです。

もちろん弱点もあります。条例はつくったけれども、その後の執行、行政部との連携が非常に弱いのです。別の調査で調べたことがあるのですけれども、「条例をつくるときに執行部と、どれだけ調整したか」。平均値は3回でした。3回の調整で行政が、その気になつて動くかという問題なのです。そのような問題点もあるのですけれども、議員という立場で、広い視野から新しい課題に挑戦していくことができる。これは、一つの大きな流れになるのではないかと思います。

#### ・問題の流れをつくる・市民からの提案はできないか

私は、市民からも提案ができるのではないかと考え、実践しています。

相模原市の南区というところでの実践で、南区の人口は28万人です。相模原市は指定都市です。その附属機関なのですけれども、区民会議という市民組織ができました。この区民会議の座長を、私が担当することになるのです。この区民会議はメンバーが25人なのですけれども、連合の町内会長が7人います。ということは、メンバーのそれぞれの町内会長は4万人の会員の会長なのです。会長一人一人をいろいろ知っていくと、大会社の元社長のような人が、ごろごろいるのです。

#### ・建設的な意見が出る会議のカタチ

1回目の会議のときに、よく覚えています。このメンバーが、後ろに並んでいる役所の人に向かって、「これは、どうなっているのだっけ?」というような話をするのです。私は怒ったのです。「どちらを向いて話をしているのですか。私が会長です。なぜ、こちらを向いて話をしないのですか」と言ったのです。そうすると、話ががらりと変わります。なぜなら、元社長ですから、がらりと変わるので、「どうなっているのか」みたいな質問はしません。前向きな提案をしはじめます。

私がいつもやっている形、私の会議はどこ毎でもそうですけれども、必ず円形です。つまり顔が見えるのです。顔が見ると話が違うのです。また必ず1回は発言します。発言しなければ帰さないからです。なぜなら、有為な人が集まっているのです。そんな人たちが、「この字が違う」、「これはどうなのだ」などは、もったいない話です。

そのようなことで、附属機関だけれども皆で話し合うという会議を運営しました。附属機関ですが、ワークショップもやります。行政職員も参加します。なぜなら、知識があるのに参加しなければ、もったいないです。そのようなところで皆で知恵を出していくという仕組みから、まずスタートするのです。

それで、皆さんに何をやるか聞いたのです。「困っていることは何ですか」、「何が課題ですか」と聞くと、「地域の活動に若者が参加しない」と言うわけです。「それなら、若者参加を取り上げよう」ということで、この若者参画の話がスタートするわけです。

この附属機関は2か月に1回ですから、時間がかかります。相模原市は、図の人口ビジョンを見ると分かりますけれども18歳人口が転入超過なのです。つまり、大学があるので、若い人がたくさんいるのです。「それなら、このような若い人に大いにまちに参加してもらおう」ということで検討を始めるのです。

#### ・市民がつくる若者参画ルール・まちづくりのトリセツ

どうするかといいますと、政策は事務室で起こるのではなくて現場で起こっていますので、とにかく若い者たちが地域のお祭りや行事に実際にやって、なぜ参加しないのか、どうすれば参加するのか、ということを探ります。これを3年間やりました。そして、やっていく中で、若者たちが躊躇しないように、あるいは、地域の人たちが若者を迎えるられるようなルールを作ろうと考えたわけです。これは条例ではないけれども、「若者参画ルールを考えよう」となったわけです。

とにかく、大事なことは自分たちだけで決めてはいけないので、「皆が参加して決めよう」

ということで、フィードバックのために、まちづくりフォーラムをやります。住民票で無作為抽出をした人に集まってもらうなど、いろいろな人に集まってもらう会議をやりました。それで、まちづくりのルールであります「まちづくりのトリセツ」をつくりました。これはホームページにも出ていますので、参考にしていただければと思います。

そこから、若者参加プロジェクトという若者組織も、生まれます。

#### ・政策の流れ・本を書いて全体像を示す

次が、「政策の流れ」です。そもそも、「何を目指すのか」、「若者とは何なのか」、政策の裏付けですが、これも大変です。「実際活動をする若者がいるのか」、「若者をどのように集めるか」、「どうしたら若者と連携できるか」、「政策の全体像が見えない」、論点満載です。だから、「政策化の自信が持てない」、「厄介そうだ」と思うわけです。これを安心させるのが私の仕事になるわけです。本を書いて、「簡単ですよ」、「できますよ」ということをお知らせする、ということになります。

#### ・政治の流れ・市長に提案する

「政治の流れ」は、マニフェストを作る頃に市長にお会いして、「これからは、これがポイントです」というお話をするということが大事なのです。公約やマニフェストに載せてもらうということです。

「そうですね」とみなさん言うけれども、最初に「私もそう思う」と言って、マニフェストの最初に乗せて、若者条例や若者議会をつくったのが、新城市の穂積市長です。

### 3. なぜ若者参画政策なのか

さて、そもそも、「なぜ若者参画なのか」なのです。いろいろな切り口があつて、どこから考えていくかによって、制度の仕組みが違ってきます。

#### ・若者を大人にする社会的装置がどんどんなくなる

まず、そもそも、若者の参画とは、若者が大人になっていくためのツールです。大人になるプロセスを移行期と言いますけれども、自己形成的自立それから経済的自立をする、そして社会参加で社会的自立をする。このプロセスを経て大人になっていきます。

例えば自己形成で言えば、家族や気心が知れた人ではなくて、学校や社会でいろいろな人たちと出会うと、いろいろな考え方があることに気がつきます。それによって自己ができていくわけです。

社会的自立も、そうです。社会に参加して、いろいろな人たちと合意形成をしていくことによって、大人になっていくわけです。

昔ならば、若者は村の青年団や組合の青年部に入り、何らかの社会的役割を果たすなかで、黙っていても大人になったのですけれども、高度経済成長期以降、こうした若者を大人にする装置がどんどんなくなりました。

なかなか仕事がない、あるいは、教育水準が高まって、働き始める年齢が高くなるなどで、移行期もどんどん延びてくるわけです。ですから、18歳や22歳で切れなくなってくれ

るわけです。

#### ・困難を抱えているかどうかの境目も曖昧

もう一つ、困難を抱える若者と、困難を抱えるわけではない若者という区別も相対的になりました。

日本の法制度は困難を抱える若者が対象ですけれども、困難を抱えているように見えないけれども実は悩んでいるなどということは、山ほどあるわけです。その境界線も曖昧になってきたということで、今までのような困難を抱える若者だけではなくて、若者全体を捉えて、若者が大人になっていくための仕組みが必要だということです。

#### ・若者が一定数いるのにその若者が参加できる制度が少ない

それから、若者がいるのに参加制度が少ないことは、おかしいですね。例えば、30%いる高齢者のための高齢者政策があります、50%いる女性のための男女共同参画政策があります、5%のL G B Tのためのパートナー制度もあるのです。それにもかかわらず、20%いる若者の若者政策がないことは、おかしいです。このようなことも大事なポイントだと思います。

#### ・公共活動に若者が参加しない

—「若者が参加しないで困る」という観点から、若者政策を捉えることもできます。町内会、あるいは消防団や民生委員などの市民のボランティア型の公共活動は、いずれも高齢者ばかりで若者がいないという問題を抱えています。後が続かないのです。先ほど説明しましたけれども、このような公共を支える人たちが地方自治を支えるのですけれども、この下支えのところが弱ってしまっているということになっているわけです。何とかしなければいけないということです。これは、若者の地域参加の問題です。

#### ・若者参加でシルバーデモクラシーをいなす

次は、若者の政治参加です。数でみると若者は20%いますが、高齢者は30%いるのです。また投票率で考えると、若者よりも高齢者が2倍の投票率になるわけです。そうすると、どうなるか。高齢者に配慮して配慮した政治が行われます。シルバーデモクラシーの問題です。政策の歪みが生じてくるわけです。これは、とても困ったことです。

どうするか、ということが大事なのです。この前、論文を書きました。結論としては、「シルバーデモクラシーとまともに戦っても勝てないので、どういなすかを考える」という観点から考えています。特に新城市の若者政策は、シルバーデモクラシーのいなしの方法としては非常にいいなと思っています。詳細については、今日は時間がないので、省略します。

#### ・若者が参加しないと適切な政策にならない

次は、行政参加・政策参加です。行政の会議に若者が参加しないのです。皆さんの中に、審議会の委員をやる方がたくさんいると思いますけれども、その委員の平均年齢が60歳から65歳です。

総合計画づくりなどで、私も委員長をやりますから、若者に思いを馳せて考えますけれ

ども、やはり限界があるのです。どうしても中高年は、「静かな環境」と「福祉の充実」です。ところが、若者は、「しゃれたカフェが欲しい」、「スタバが欲しい」です。だから、高齢者が一生懸命考えるより、若者に参加してもらった方が早いのです。そのように思っています。若者が参加しないと適切な政策が出てこないのです。説明するまでもないかと思います。

#### ・国の制度や法律は基本18歳まで

そのような若者を受け入れる国の制度や法律があれば、自治体としてあえて若者参画を考える必要がないわけです。ところが、国の法律は、基本的に18歳未満までが対象です。

先ほど見た移行期の考え方が、昔のままなのです。昭和20年代のままで。「18歳になれば大人になる」という移行期、そのような前提で制度がつくられています。ところが、これは多摩市で調査したのですけれども、「引きこもりになった時期はいつなの?」と聞いてみると、21歳から25歳が一番多いのです。ですから、法律制度では十分足りていないわけです。ですから、条例をつくっていこうということになっていきます。

### 4. 若者参画政策（条例）をつくる

#### ・若者参画政策の対象領域・公共のとらえ方

「若者参画の対象領域は何なのか」という問題です。今お話ししましたように、若者の参画には2面があるわけです。

一つは、私的な領域での参加です。例えば、友達同士仲良くする、友達のグループに入る、などという「参加」もあります。

しかし、条例をつくって政策の対象とするものは公共領域における参加です。

その公共のとらえ方ですが、従前の公共論は、公私二分論で考えられています。公と私をしゅん別する考え方なのです。ところが、2000年くらいから「新しい公共論」という考え方が出てきて、従来の政府が担う公共と、それから、民間が担う公共の二つがあるという考え方です。

したがって若者参画も政府が担う公共、つまり、行政参加や政策参加のほか、地域組織やNPOが担う公共、まちづくり参加や社会参加のような参画が、若者参画の対象になってくると考えています。

友達同士仲良くするという若者参画は、教育など別の議論でやってもらった方がいいのではないかと思っています。

#### ・新城市的若者参画条例をつくるとき・若者自身に価値がある

そこで、新城市的参画条例を作るときに、このように考えたわけです。「若者自身に、まず価値がある」。例えば、子ども・若者育成推進法（子若法）では、若者は育成の対象なのです。だけれども、「若者自身に価値があつて、社会を構成する重要な主体、資源だ」ということです。かつては、その若者が価値を発揮できる場所がなかったのです。青年団などが、あったのですけれども、今はなくなってしまったということです。それならば、若者

が価値を発揮できる場所をつくっていかないといけないのです。

#### ・新城市の若者参画条例をつくるとき・若者が自治の当事者

それから、若者の参加なしでは、自治や町が続かないのです。若者が自治の当事者として自立と責任を持って関わっていくような場面を作っていく。ですから、若者が自治の当事者です。当事者として、その役割を存分に発揮できる場面をつくっていく、市民が主役のまちづくり、そのような世代がリレーをしているまちづくりを作っていく、という観点で若者政策をつくろうと考えました。

#### ・新城市の若者参画条例をつくるとき・最初は若者会議だった

後でまた説明がありますけれども、新城市的政策は、若者政策と若者議会という二つでできています。私たちが最初に考えたことは、実は「若者会議」だったのです。その後、新城市は「若者議会」としました。

なぜ「若者議会」なのか。「会議」といいますと、皆で話し合うだけ、そして、それを要望するだけなのです。「議会」だから、皆で決めるのです。要望するのではなく自分たちで決めるだから、「議会」としました。

#### ・新城市的若者参画条例をつくるとき・一千万円の予算提案権

新城市的若者議会には、1,000万円の予算提案権があるのです。この予算提案権があるということの意味ですけれども、要望ではなく、予算なので、例えば、「それはいいけれども費用対効果はどうなの?」、「優先権はあるの?」などの審査にかかるわけです。それによって初めて自治の当事者になっていくわけです。「これをやりたい」は、要望です。これでは今までと変わらない。そのようなものではなくて、自分たちが自治の当事者になるのです。予算提案権があるということは、そのようなことなのです。

#### ・新城市的若者参画条例をつくるとき・附属機関とする

それから、若者議会を市の附属機関にしました。若者議会を正式なきちんとした位置づけにするという考え方からです。

実は、ここでは議会の附属機関にしようかという議論もあったのです。なぜなら、意思決定をするわけですから。重要な意思決定をするところは議会ですから、議会の附属機関ということもあると見たのですけれども、現実的には難しいので、市の附属機関としたわけです。

#### ・新城市的若者参画条例をつくるとき・自治基本条例の発展系

この新城市的条例は、自治基本条例をベースに出来上がっているわけです。

自治基本条例は大別して、ニセコ型といって、役所や議会をチェックするという民主的統制型と、それもあるけれども市民が町の当事者として活動していく協働型の二つのパターンがあるのです。

新城市的場合は、自治基本条例のつくり方が非常に特徴的で、他の町の条例を見ないでつくります。私がつくるものは皆そうです。他の条例は見ません。「自分たちが何をしたいのか」、そこから考えていきます。そうすると、自然に民主的統制と同時に、自分たちが大

いに活躍できる条例になっていくわけです。民主的統制からは、若者政策は、なかなか生まれてこないです。チェックするわけですから、生まれてこないわけです。

そのようなことで、新市の自治基本条例は、市民が、自治の当事者として存分に發揮するという中身になっています。住民自治の展開ということで、そのような条例として自治基本条例を作りました。その発展形が、この若者政策です。

#### ・多摩市の若者参画条例をつくるとき・子どもの権利条例を越えて

続いて、多摩市の条例について、お話をしたいと思います。多摩市の条例は、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」ということです。

問題意識は、当時、子どもの権利条例ができ始めているわけです。子どもの権利条約に基づく子どもの権利条例ですけれども、調べてみると、「本当に実効性があるのか?」疑問が生まれます。例えば、「この条例ができて若者の自殺が減ったか?」という調査もしてみたのですけれども、全然相関がないのです。ということは、子どもの権利条例が抽象的すぎて、なかなか実効性がないのではないかと考えました。

#### ・多摩市の若者参画条例をつくるとき・子若法を越えて

それから、もう一つ、子ども・若者育成支援法です。その子若法は、若者を非行から守るという「若者の育成、青少年の健全育成」という観点に縛られるので、それをどう乗り越えていくかということで、まちづくり条例というように組み立てて、この条例をつくりました。つまり、市民一人一人が幸せなまちをつくるために若者が当事者となって参加していくという制度です。

とても面白いエピソードもたくさんあるのですけれども、時間もないで一部だけ紹介します。

#### ・多摩市の若者参画条例をつくるとき・「活躍」の意味

多摩市の条例は、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」という名称です。

この条例は、困難を抱えている子どもと、困難を抱えていない子ども、という二分法を克服して、全ての子ども・若者が対象です。

また「活躍」がキーワードです。活躍というと、誤解されるのですけれども、別に起業することなどではないのです。一人一人が持っている力を存分に發揮するということが「活躍」です。勉強ができる人は勉強をするという力を發揮するし、勉強はできないけれども優しいという人は優しい力を發揮する、それが活躍です。

#### ・多摩市の若者参画条例をつくるとき・創造する権利

それから、子どもの権利条例の抽象性を乗り越えるという点です。要するに、「子どもを公権力から守る」という従来の人権規定の発想では十分ではないと考えて、つくる権利、創造していく権利を考えました。

少し見にくいですけれども、ここに幾つかある中で、「結果にとらわれず自らの意思で挑

戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利」がその例です。元々は、「失敗できる権利」と書こうと思ったのです。さすがに失敗できる権利はないんだろうと考えて、「結果にとらわれず自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利」ということを考えていきました。

それから、「若者が自己有用感が持てる機会をつくり、自己肯定感を高める仕組み」ということで、7条、8条の規定をつくりました。

#### ・若者とは何か・まちの人口動態からターゲットが決まる

どの町の条例づくりでも論点になるのは、「若者とは何なのか」ということです。これは、若者参画条例が何を目指すかによって違ってきますし、まちにいる若者の状況によって違ってくるわけです。

新城市は、13歳以上29歳以下が対象の若者です。なぜ13歳か。右の人口ビジョンの図を見ると分かりますけれども、新城市には大学がないので、18歳になると外に出ていきます。転出超過になります。ということは、中学生・高校生くらいから、まちのことに関心を持つてもらおう、ということになるわけです。

相模原市は、特に定めがないのです。なぜか。もちろん18歳人口がたくさん来るので、18歳をターゲットにしようということが一つです。もう一つ、相模原の人口の動きを見ると、近年は、30歳、40歳の、要するに住宅世代の人たちが転出超過なのです。まちからでていってしまっているのです。ということは、「18歳と同時に30歳、40歳の人たちも若者だ」とターゲットにして、若者政策を組み立てていこうと考えて、このように決まりました。

#### ・その気になる若者がいないと若者参画政策はつくれない・新城市では

これはとても大事なことですが、当事者の若者たちがその気にならないと若者参画政策はできません。

新城市では、若者たちがイギリスで開かれた世界新城会議に行って、そこで驚いたのです。世界の若者が、自分の町のことを自慢するのです。ところが、自分たちは、自分の町のことがよく分からぬから、みんなに説明できないのです。「これではいけない」ということで、「若者たちで町のことを考えよう」という思いを持って新城市に帰ってきます。

それを行行政がつかまえるのです。若者ワーキングをつくって、若者たちで考えていく。私や市役所の穂積さんたちが考えていなかつたことを、若者たちが考えていくわけです。

若者たちが提案したものの一つが条例です。「市長が代わっても、続いていくように条例にしよう」となるわけです。一千万円の予算提案権も。この若者たちから出てきます。

#### ・その気になる若者がいないと若者参画政策はつくれない・相模原市では

相模原市でも、先ほど言ったように若者たちが地域に出ていって、いろいろ勉強しています。そして、何度もフィードバックをして、若者たちや皆で議論する場もつくります。そのなかから、まちづくりのルールブックが生まれてきます。

自分たちの活動の中から自然に「自分たちも何かできるのではないか」という人たちが

核になっていくわけです。住民票による無作為抽出も、よくやります。コンピューターの抽出ですから、30歳や40歳に絞った抽出ができます。そのような人たちに来てもらって、一緒に考えるのです。そうすると、「一緒にやる」という人が出てきますので、この若者たちが集まって、若者参加プロジェクトというものが立ち上がるわけです。今も続いている。このときの学生たちが、今は会社に勤めていますけれども、引き続いて参加して、やっています。面白いのですね。

#### ・その気になる若者がいないと若者参画政策はつくれない・相模女子大学の試み

それから、これは「大学からのまちづくり」です。相模女子大学では、マッチングプロジェクトをつくりました。学生と地域をつなぐ出会いの場です。

マッチングプロジェクトが商談会をやるわけです。昼休みの学生たちがたくさん出てくる時間に、地域から活動団体に来てもらって店を開きます。そして、「うちは、このような活動をしています。ぜひ来て」というようにして商談会を開きます。大体30名くらいの人が「参加してみよう」となるわけです。これは、大学の組織を使った若者の集め方です。

#### ・若者が参画する動機・自分のバージョンアップ

「なぜ若者が参加するか」ということを紹介します。

なぜ若者が参加するのか、高齢者と若者とでは参加する動機が違います。ボランティア活動への参加の動機を示したこの図を見ると分かると思いますけれども、20代が黄色の線で、「自分の人格形成や成長につながることがしたかった」ということが一番上にきています。これが若者たちが参加するきっかけです。

逆に高齢者になると、70代、80代は緑色ですけれども、「社会やお世話になったことに対する恩返し」です。何となく分かりますね。

若者を集めるには、これがポイントです。「自分の出番がある、自分に自信がつく、自己肯定感や自己有用感に働きかける」ということが、若者参画のポイントになっていきます。

#### ・その気になる若者がいないと若者参画政策はつくれない・多摩市では

それから、最後ですけれども、多摩市の若者の集め方です。多摩市は、非常に多摩市らしい集め方なのです。

まず市が、若者を集めた会議を開きます。そこに参加した人たちの提言の中で「若者が集まる拠点をつくろうよ」ということになるわけです。若者たちが集まって検討すると、拠点づくりに大体行くのですけれども、ここでも「拠点をつくろう」ということなのです。

#### ・自分たちで拠点（未知カフェ）をつくってしまう・多摩市の若者たち

多摩市のすごいところは、拠点を自分たちでつくってしまうわけです。3年後に、自分たちで「未知カフェ」というものをつくります。ビルの地下ですけれども、その空いているところに、クラウドファンディングでお金を集めて、そして、自分たちで内装なども手伝いながら、集まる場所をつくるのです。ここではお酒も飲めるのです。役所がやったら、お酒が飲めるところはできないです。若者たちがやるので、お酒も飲めるのです。もちろん音楽をしたりフォーラムをやったりという場をつくということを、やるわけです。

これも一つの方法だと思います。若者たちが活躍する方法です。

#### ・自分たちで会社までつくってしまう・多摩市の若者たち

多摩市では、30代の人たちが活動の中心ですが、先ほどのボランティアへの参加の動機を示した図を見ると、30代、40代の人はこの赤の四角ですが、「自分の知識や技術を生かしたい」ということが主な参加の動機です。会社でそのようなことをやっている、あるいは、そのような知識がある、それを生かすということが、この多摩市の例ということになります。

更には、会社もつくってしまうのです。自分たちで、自立できるような会社をつくります。ここが、多摩市のための様々な活動をして、それを収入源にしたり、多摩市と連携をしていくという活動をしています。

### 5. まとめ

以上のように、若者参画条例は、本当に幅が広いのです。私がやってきて大事だと思う点で少しまとめてみたいと思います。

#### ・若者参画条例は自治基本条例から出発して考える

若者参画条例は、自治基本条例を出発点にして考えます。そこが大事だと思います。つまり、先ほど言ったように、地方分権では住民自治の部分が弱いわけです。あるいは、役所内部の改革にとどまっているわけです。地域の人たちや地域のまちづくりといった観点も大事なのです。そのような地方分権改革の未完や不足を補うという観点から、新城市では、自治基本条例がつくられ、その発展系として若者条例をつくってきました。

#### ・子ども権利条約や子若法を乗り越える

それから、子ども権利条約+子ども・若者育成支援推進法を乗り越えるという観点も重要です。多摩市の場合は、福祉が担当しますので、子どもの権利条約や子若法から考えるという発想になるのですが、もちろん、この観点も大事なのですけれども、どうしても子ども権利条約や子ども権利条例は抽象的です。しかも対象は18歳未満です。子若法は、青少年の健全育成なのです。それを、まちづくりの具体的な仕組みから考えていく、ここがポイントになると思います。

つまり、抽象的な権利を認めても動かないわけです。どのように動くようにするか、その仕組みを考えていくということが大事だと思います。最初にお話ししたように、条例は単に作文ではありません。動く仕組みなのです。その動く仕組みをつくっていくところが、ポイントになると思います。

#### ・今後、議論すべきところは何か

「今後議論するべきところは何か」です。こども基本法ができました。こども基本法ができて、「『子ども』と書いてあるけれども、若者も対象だ」というになりました。「子どもから若者も含めて本当にそう読めるか?」という疑問はありますが、子ども家庭庁はそのようにいって言って。たしかに心身の発達の過程にある者は、別に18歳には限らないわけです。そのようなことでこども基本法ができたのですけれども、この、こども基本法がで

きて、今後の若者参画条例がどのようになっていくか、どのようなものにしていくべきなのか。この辺りは、大いに議論するべきことなのだと思います。今後の課題なのだと思います。

以上本当は2時間、3時間でゆっくり話すべきものを短時間で話しましたので、分かりにくかったと思いますけれども、お手元に資料があると思いますので、ぜひ見ていただきながら、また考えていただければと思います。どうもありがとうございました。

司会 ありがとうございました。

### 3 報告：「若者参画政策条例の現状（制定状況）について」（津軽石昭彦氏）

続きまして、報告「若者参画政策条例の現状（制定状況）について」に入ります。津軽石昭彦様、お願ひいたします。

津軽石 皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました、関東学院大学の津軽石と申します。私からは、若者参画政策に関する条例の制定状況を中心に、お話をさせていただければと思います。

まず、自己紹介をさせていただきたいと思います。私は、現在、関東学院大学法学部で教員をしておりますけれども、6年前までは、岩手県庁の職員がありました。岩手県庁の職員としては、ここに書いているような、いろいろな部署を経験させていただいて、特に東日本大震災の後は、雇用対策あるいは災害廃棄物の処理なども担当しておりました。災害廃棄物の処理は、岩手県では環境生活部という部署の環境部門の仕事ですけれども、その環境生活部の部長職をやらせていただいた関係で、同部の生活部門の業務である若者政策も、同時に携わらせていただきました。そのような観点からも、今日の報告では条例を中心ではありますけれども、後半のシンポジウムでは若者政策全般についてもお話をさせていただければと思います。

本日の報告内容でございます。まず、若者関係条例は数多く制定されておりますので、その類型や数などです。それから、今日のメインのテーマは「参画」ということですので、参画の視点から見た青少年・若者関係の条例の流れについて、私なりの整理を少ししていきたいと思います。それから、3番目として若者による地域経営への参画条例、いわゆる総合型といわれているものです。今日のお話のメインになる部分かとは思いますけれども、新城市を始めとする幾つかの制定事例について、個別にご紹介させていただきたいと思います。

まず若者関係条例の数や類型です。これは、小西 敦先生（静岡県立大学）が2023年の若者に関する「地域社会における連携・協働に関する研究会報告書—若者会議：若年層の参画と活躍（令和5年度）」（2024年、一般財団法人自治研修協会）という報告書の中で示されている数を引用した数でございます。「若者」という名前がつく条例数ですが、これは、都道府県では6団体、市区町村では249、合わせて255という数になります。ただ、これを小西先生の方で幾つか類型に分けていただいておりまして、廃止条例を含めないと、大体8類型くらいになるということになります。

今日、このあとご報告のある新城市をはじめとするものについては、参画に関する総合的な内容、その中でもいろいろな内容があるのですけれども、そのような類型に属するものが6団体程度で、以下、いろいろな類型があるということになります。そのような意味では、先ほどの基調講演にもありましたけれども、若者に関する政策は非常に幅広いものがあると言えるのではないか、ということです。

次に、「参画という視点から見た青少年・若者条例のこれまでの流れ」を、歴史的なものも含めて、少しお話をていきたいと思います。簡単に申し上げますと、これまでの青少

年施策あるいは若者に関する施策の、いわゆる条例として表現されているものを歴史的に見てみると、いわゆる健全育成というものから、更に、それが多様化していく、その中に「参画」というものも出てきているのではないか、ということでございます。

若者は、当初は「青少年」という呼ばれ方をしていましたけれども、1950年代から「青少年」に関する条例が作られています。当時は、青少年の不良化防止がメインでありましたけれども、これを参画の視点から見ると、「将来的に、健全な地域を支える担い手としての青少年・若者を育成しよう」というような見方もできるのではないかと思っております。

青少年健全育成条例については、茨城県、茨城県内の市町村から条例制定が始まりまして、今では、長野県以外は一応全ての都道府県で制定されております。長野県におきましても、個別的な内容ではありますけれども、実質的にそれに類似した内容が含まれていると言えるということあります。そのようなことから言うと、わが国の青少年施策は、健全育成にベースを持っているということになろうかと思います。

次に1980年代です。この頃は、過疎・過密の問題が段々表面化してくる時代ではないかと思います。その中で特に過疎の地域では、若者の定住促進が大きな課題になっていました。そのような意味で、若者が集えるような施設を整備したり、あるいは、若者が居住するに当たって低廉な家賃等で入れるような住宅の整備、あるいは、そのようなものを組み合わせた定住促進条例というものが、70年代後半から80年代、90年代に作られています。

このころ辺りからは、「持続可能な地域社会を構成する担い手としての若者をいかに定住してもらって、地域に参画してもらうか」、そのような条例が作られ始めてきていると言えるのではないかと思います。

次に、時代が進んで2010年代になります。この頃になると、地域や地域経営に参画するような条例ができ始めています。新城市の総合型条例といわれるようなもの、その他に若者会議に関するもの、それから、若者以外も構成員にしている子ども・若者の健全育成に関する会議などの条例が、この時期、作られ始めています。そのような意味では、「多様性ある地域社会を、どのように構築していくのか。その中で若者も政策決定に参加していくべきではないのか」、そのような条例の傾向になるかと思います。

更に、最近では、都市部を中心に、若者に関するヤングケアラーの問題、引きこもりなどの個別のいろいろな問題が出てきています。課題を抱える若者が潜在化しています。そのような意味では、若者の地域参画を促すに当たりボトルネックになっている個別課題に対応することによって、若者の参画を促すという側面もあるのではないか、ということです。

これまでの自治体の青少年・若者に関する条例の流れを見ると、健全育成をベースにしてきたわけでございますけれども、個別のいろいろな立法事実、地域事情によって、人口減少に対応した担い手の確保、あるいは、地域経営の多様な参画の担い手の確保、更に、個別の課題解決による参画の担い手の確保、そのようなものが相互に連携しながら若者の参画を促してきているという流れになります。

一方、国は、先ほどの基調講演にも少しございましたけれども、かつては健全育成が中心で、今は、どちらかといいますと人口減少対策の一つとしての若者政策という認識になってきていると言えます。ちなみに、参考までに、政府の地方制度調査会などでも、このような社会情勢を反映して、「若者や外国人などを含めた多様な人たちが地域活動に参画することを意識的に、これから作っていく必要がある」ということが、答申の中でも言われています。

では、総合型条例といわれるものの内容はどのようなものか、少し個別に見てまいりたいと思います。まず、総合型若者条例の嚆矢としては、新城市の条例があるわけです。これについては、このあと、詳しい説明があると思いますので、割愛させていただきたいと思います。

次に、秋田県湯沢市の「若者や女性が輝くまちづくり推進条例」についてです。これは、若者だけではなくて女性も含めたような、人口が減少している地域で、社会の担い手として若者・女性に、いろいろな多様な参画の機会を設けて、地域経営に参加してもらうという内容かと思われます。この中で、女性も含めたものだということの他に、特徴的なものとすると教育関係者についても条例の中で言及していることです。特に若者の中には、教育課程にある若者もいるわけです。そのような人たちに対する、教育機関としての若者へのアプローチも大切であります。

それから、附属機関の若者・女性の委員の割合に関する規定です。先ほど、各審議会の年齢別構成が基調講演でもありましたけれども、この中で、「市の審議会等の委員の任命に当たっての若者・女性の割合は5割以上になるということに努力してください」と規定しており、クオータ制を条例の中に取り入れているということになります。

次に、これは女性も含めますけれども、若者と女性の意見抽出割合の設定。「市が様々な施策について意見を募集する場合は、15歳以上から意見を求めるさい」、それから、「意見募集した際には、各世代の抽出数の平均が確保されるように補正しなさい」。一般に意見を言う人が中高年層に多いという傾向がみられるので、そのようなことを補正しようということが、条例の中でも規定されているということになります。

それから、予算額の目標設定の規定もありまして、「個人市民税の1%に相当する額に若者・女性の人口割合を乗じた額を関係予算の配分額とする」という目標設定がされています。

同市では「若者や女性が輝くまちづくり推進協議会」も設けているようですけれども、この中では、先ほどの「5割以上」という努力義務の更に特則として、「若者・女性が各1人以上いて委員が6割未満にならない」。更に「高校生も入れる」という規定がございます。そのような意味では、条例により目標設定をして参加を促すという内容になっているということになります。

次に、永平寺町の条例になります。こちらは、事業所に通勤する、あるいは教育機関に通学する人たちをターゲットにしておりまして、学習の機会の提供ということで、学習・

教育というものについて重視している内容ということになります。「若者や学生が、行政に対して新たな政策提案ができるような機会を整備する」という規定もある、ということになります。

それから、富田林市です。こちらは、若者会議を作るということが大きな眼目になっていて、「それによって若者のまちづくりへの参画および育成を図る」ということが目的になっております。条例の中では、「市政参画の機会確保のために若者会議を設置する」という規定だけが設けられておりますけれども、調べてみると、この下に設置要綱があって、細かな規定があるということになっています。

次は、多摩市の条例です。これは、先ほど基調講演でもご紹介がありましたけれども、子どもと若者を対象にした、いわゆる子・若法あるいは子どもの権利条約を受けたような条例になろうかと思います。都市部では、今、子育て問題が大きな問題になっております。ですので、「切れ目のない支援と、子ども・若者のまちづくりへの参加、それから、活躍できる環境の確保」ということを目的としております。基本理念の中にも、そのような「権利を保障する」、「切れ目のない支援」、それから、「まちづくりについての参画の確保を保障する」という理念が示されているということになります。

この条例は、子ども・若者の権利について明確に規定していることが、一つの特徴であります。特に困難を抱える子ども・若者への切れ目のない支援を継続する。行政の縦割りを越えて、そのような支援が継続できる規定が設けられているということが特徴かと思います。それから、参画ということから言うと、子ども・若者の能力や活躍の環境整備が条例により保障されているということになります。

そのような考え方・理念を実際の政策に生かしていくために、こちらの方では、「子ども・若者計画」という、子・若法でもそのような計画を作ることにはなっておりますけれども、行政計画の策定が義務付けられているということになりますし、推進体制の中で、計画の評価についても規定が設けられているということが、一つの特徴ということが言えます。

最後になりますけれども、大分市の大分市若者応援条例です。この条例は、当初において、私も、たまたま大分市議会の議員研修会にお招きいただいたことがあって、少し若者応援条例についてのディスカッションをさせていただいたことがあります。議会提案条例であるということが、まず大きな特徴になるかと思います。この中では、特に地域コミュニティや学校あるいは市民団体についてのいろいろな役割が規定されており、行政計画としての推進計画の策定が規定されています。これは議員提案ですので、首長に対して「そのような政策を、計画にきちんと見える化しなさい」ということを義務付けています。

その計画の中には、「このような内容を盛り込みなさい」ということが、条例に規定されています。つまり、「若者の意見収集をどのようにするのか、社会参画の仕組みをどうするのか等々について、計画の中に盛り込みなさい」という内容になっております。第13条の中には、議会関与の仕組みが規定されています。議会は、行政監視機関でありますので、

「議会による施策の監視、評価あるいは提言ということを議会がしなさい」ということになっています。特徴的なものとして、若者の政治参加についての議会のいろいろな取り組みについても規定されているということが、特徴的な部分かと思います。

既存の六つの条例について、少しお話をさせていただきました。総合型といわれる中にも、やはり幾つかの類型がこのようにあって、新城市の場合は、行政計画を作つて、その中に若者議会・若者会議の意見を反映させます。その根拠として1,000万円の提案権があります。湯沢市の場合は、女性を含めた複合型になっておりますけれども、参画目標が、かなり明確に条例化されておりまして、そのような意味では、若者政策関係以外の部分でも市政への参画が担保されているということになります。永平寺町になると、いわゆる教育型。富田林市の場合は、会議を設置する。多摩市の場合も、子どもも含むということから言えば複合型ということになります。大分市の場合は、行政計画を首長に義務付けて、更に、議会がそれを進捗管理するという、Plan-Do-Check-Actionという仕組みが条例の中にビルトインされているという部分が、特徴的かと思われます。

最後に、まとめでございます。「これから若者条例をもし作るとしたら」という視点で、幾つかの論点があるかと思います。まず、「条例の対象あるいは目的を、どのように設定するのか」。若者の定義、あるいは目的。いわゆる参画を目的にするのか、あるいは、その他の定住等も含めた、地域活性化も含めたものを射程に入れるのか、あるいは、参画目標を、湯沢市のように明確に設定するかどうか、それから、政策の評価あるいは議会の関与をどうするのか。そのような部分が、もし規定を作る場合には問題になります。

運用上の論点とすると、条例による若者の意見の政策への説明責任を、どのようにするのかということも一つ問題かと思います。若者以外の住民の参画手法。先ほど、「自治基本条例との絡みをベースにするのだ」という基調講演のお話もありましたけれども、若者以外の部分の参画手法との調整をどうするのか。環境は変化するということから、環境の変化に対応した条例の見直しが柔軟にできるかどうか。そのようなことが、論点として挙げられるかと思います。

今後、若者条例が増えると思われます。そのような意味では、まず第1点として「条例の伝播」です。条例は、結構いろいろな自治体に真似されるといいますか、はやりといいますか、そのようなものがあります。例えば、かつて「乾杯条例」がありました。乾杯条例の中には、どちらかといいますと明確な立法事実がないままに作られたものもあります。そのような意味では、しっかりとした立法事実に基づく条例制定が必要だと思われます。今後ますます進むであろう人口減少に伴う環境変化、例えば、若者の定義の問題、あるいは、条例運用の問題として、いろいろな評価をどうするのか。そのような環境変化に対応して進化する政策が行われて、更に、それが条例の見直しにつながるのか。このようなことが、今後、論点になるのではないかと思います。

以上が、いわゆる「条例」という視点からのご報告になります。ご清聴ありがとうございました。

#### 4 報告：「条例制定の事例報告～新城市若者議会について」（加瀬川雄貴氏）

司会 ありがとうございました。次の報告は、条例制定の事例報告です。「新城市若者議会について」です。愛知県新城市的加瀬川雄貴様、お願ひいたします。

加瀬川 愛知県新城市役所市民自治推進課の加瀬川と申します。よろしくお願ひいたします。画面共有をさせていただきますので少々お待ちください。

加瀬川 説明に移らせていただきます。

「新城市若者議会について」ということですが、まず、新城市のご紹介から、簡単にさせていただきたいと思います。

新城市は、愛知県の東部に位置しておりまして、そちらに愛知県の地図を示しておりますけれども、枠で囲った東側にあるところが新城市になります。静岡県の浜松市に隣接しております。人口は令和6年4月1日現在4万2,784人です。新城市は、平成17年に旧の鳳来町、作手村、新城市という3市町村が合併して新しい新城市として誕生した市になるのですが、合併当初は人口が5万3,000人ほどおりましたので、平成17年から約1万人減少している市になります。東京からは高速道路で約3時間、名古屋からは1時間で来られるような位置でございます。それから、下の方に主な観光地を挙げておりますけれども、そのような棚田や滝などが観光地としてございます。それから、一番右の写真です。新城市は「長篠の戦い」があった地でございますので、毎年5月には「長篠合戦のぼりまつり」というお祭りを開いております。

市の紹介はこのくらいにさせていただきまして、早速、若者議会のご説明をさせていただきたいと思います。こちらのピラミッドを見ていただきますと、一番下のところに「新城市自治基本条例」が書かれております。先ほど、松下様、津軽石様のご報告でも出していただきましたけれども、われわれ市民自治推進課は、市民自治ということで、この新城市自治基本条例を土台として様々な施策を実施しているわけです。この新城市自治基本条例では、「市民が主役のまちづくりを推進し、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちを協働してつくる」ということを目的として定めております。

これを基に、われわれ市民自治推進課では、上の段にありますように市内を10の地域自治区に分けて、それぞれに地域協議会を設置する「地域自治区制度」や、市民・議会・行政が力を合わせて、よりよい地域を創造していくために意見交換・情報共有をする「市民まちづくり集会」、それから市政への女性の参画を推進することを目的とした「女性議会」など、様々なまちづくり施策を実施しております。

そのうちの一つとして、若者が意見を表明できる場として「若者議会」が位置付けられております。若者議会では、若者が活躍できるまちを目指して、市政に関して若者の目線で意見を出し合い、若者の力を生かすまちづくり政策を検討しております。

続きまして、若者議会の成り立ちから、お話をさせていただこうと思います。新城市では、1998年からニューキャッスル・アライアンス会議を行っておりまして、2年に1回、

各都市持ち回りのような形で国際会議を行っております。その中で、2012年のイギリスで行われたニューキャッスル・アライアンス会議に新城市的若者も参加しました。そのニューキャッスル・アライアンスは、加盟都市が15か国17都市あり、ヨーロッパやアメリカなど様々な国が含まれています。ヨーロッパなどは若者議会が非常に盛んな地域でして、このような仕組みがある各国の若者たちと議論する中で、ヨーロッパの子たちが、自分の町について考えていて、それぞれ自分の考えをいろいろ持っている姿を見て、日本の派遣された若者たちは、自分たちの町の紹介すらうまくできなかつたということで、非常に悔しい思いをして帰国されたと聞いております。

この帰国後の若者が、「これから、この新城市に、どのようにになってほしいのか、どうするべきなのか」ということを考えた結果、自らボランティア団体を立ち上げました。このボランティア団体の活躍する姿を、当時の市長、穂積亮次さんが見て、第3期マニフェストの一つとして「若者が活躍するまち」を目指すこととなります。実際にニューキャッスル・アライアンス会議で若者たちが、そのような悔しい思いをしてきて、というところもきっかけの一つですけれども、当時の市長がおっしゃっていたこととしては、新城市は、先ほどもご説明させていただきましたように、非常に人口減少が進んでいる町でございました。「そのように人口減少が進む、若者が少なくなっていく中で、若者自らが声をあげてまちづくりに参画していくことが必要だ」ということで、この「若者が活躍するまち」を目指すこととなります。

若者議会ができる前年度になるのですけれども、平成26年に、準備組織として若者政策ワーキングを立ち上げました。若者政策ワーキングでは、今後の若者政策について議論をしました。最近ですと、若者議会や若者会議といった事例も少しずつ出てきてはおりますが、その当時は、なかなか国内に、そのような事例がございませんでした。ですので、先ほど申し上げました他の「新城」という名前のニューキャッスルにある若者議会といった事例や、今の新城市的若者議会とは少し仕組みや年齢等が違うかもしれませんけれども、国内で遊佐町の少年議会や、鯖江市のJK課なども参考にさせていただきながら、今後の若者政策について検討いたしました。その中で、メンバーの思いとして「市長が代わっても、この若者議会が続いていってほしい」という思いから、その下の「新城市若者条例」、それから「新城市若者議会条例」という二つの条例を策定することとなり、平成27年に、実際に第1期の新城市若者議会が始動いたしました。

では、続きまして、この若者議会が実際にどのようなものなのかを、ご説明させていただきたいと思います。若者議会は、市長の附属機関でございまして、市長からの諮問を受けて上限1,000万円の予算提案権の範囲内で政策立案して、市長に答申するというものになります。

参加者構成といたしましては、まず委員です。こちらは若者議会条例で定められているのですが、定員20名で、市内在住・在学・在勤のいずれかの方になります。それから、第2期目から取り入れた制度ですけれども、市外委員制度も設けております。こちらは要綱

での設置になるのですが、定員5人で、市外からの意見も取り入れていこうという制度になっています。その下にありますメンターです。こちらが2種類あります、メンター市民とメンター職員があるのですが、メンター市民は、市民ですけれども、近年は、ほとんどが若者議会のOB・OGの方に、今までの経験を基にサポートをしていただいております。その下のメンター職員です。こちらは行政の職員でございまして、若手職員を中心に参加していただきまして、行政目線も踏まえてサポートしていただいております。この若者議会の事務局を担当するところが、われわれ市民自治推進課ということでございます。

それから任期です。こちらは1年となっておりますが、再任は妨げておりませんので、2年、3年と連続で参加される方もいらっしゃいます。

続きまして、若者議会の1年の流れについて、ご説明させていただきます。まず、実際に若者議会が始まる時期は、4月からが任期なのですけれども、その前の2月、3月くらいにメンバー募集を行います。スライドの左下のところに「メンバーの周知方法」と書かせていただいたのですけれども、市内の高校にちらしを配布したり、コンビニ等にポスターを掲示したりといふこともしているのですが、市内に大学がございませんので、大学の学生用ポータルサイトのようなものに掲載していただいたり、大学生以上には、住民基本台帳から500人を無作為で抽出しまして、ちらしの郵送を行っております。

実際に4月からスタートするわけなのですが、まず5月に、第1回目の若者議会が開かれます。ここでは、市長から若者に対して諮詢をいたします。若者からは意気込みを述べていただきます。そこから実際に検討期間に入していくわけです。まずテーマを決めるということで、ここ近年は、三つほどのテーマごとにチームを作つて、「委員会」と呼んでいふのですけれども、委員会を作つて検討していきます。8月の中間報告を経まして、11月に若者から市長に対して答申をするという流れになっております。

ただ、任期は3月までになっております。ここで予算も一緒に答申するのですけれども、その予算以外の部分です。この市長答申後も、実際に実施するに当たつて具体的な部分を検討していきます。最後は、3月に市長報告をいたしまして、答申された事業が3月の市議会で承認されれば、4月以降の翌年度に市の各担当課で事業を実施していく、そのような流れになっております。

続きまして、これまでに答申された事業は約40あるのですけれども、その中から幾つか、ご紹介させていただきます。

まず一つ目が、「ふるさと情報館リノベーション事業」です。このふるさと情報館は新城市の図書館で、1階部分は図書館になっているのですけれども、2階に郷土資料室という部屋がございます。ただ、ここの郷土資料室の利用者が非常に少なかったということと、学生は、テスト期間などに勉強するスペースが市内にない、という課題がございました。ということで、「利用者が少なかった郷土資料室をリノベーションしよう」という事業なのです。元々あるこの郷土資料は、周りの部分はそのまま残しつつ、真ん中に置いてある大きな郷土資料を除いて、そこに机といすを設置して、勉強しやすいようにライトも変えて、

床は、飲み物が飲めるようにフローリングにした、という事業でございます。これによりまして、利用者が少なかったスペースが、勉強したり、気軽に集まって話せる、交流できる多目的な空間に生まれ変わりました。

こちらは第3期（令和6年度は第10期が活動中）のときに提案された事業になります。「若者アウトドア観光事業」でございます。新城市の魅力を若者向けに発信するために、Instagramのアカウントを開設しました。そこで、若者が、実際に新城市的観光スポットや魅力の部分を発信していくわけなのですけれども、その若者議会のメンバーが発信するだけでなく、市内の若者皆を巻き込んで新城市的良さを再認識してもらおうということで、Instagramを使って「#しんしろフォトコン」を開催いたしました。その募集した写真の中から厳選したもので、そちらのスライドの写真にあります「しんしろイトコ PHOTO MAP」を作成しました。

続いてこちらが、第5期のときに提案されました「C&Hマッチング事業」でございます。近隣の高校生に企業や就職についてのアンケートを実施したところ、全体の約70%の高校生が、新城市内の企業について「知らない」また「興味がない」と回答したことから、高校生に新城市的企業情報を若者目線で届けることで、新城市が就職候補の一つとなって市内の若者増加と活性化につなげることを目的に、市内の企業情報誌を作成した事業でございます。

次にこちらが、第7期のときに提案になりました「ぶかつなぎ事業」という事業でございます。中学生や学生の学校外のつながりが少ないとということや、先ほどもご説明させていただいたように、人口減少が進んでいく中で部活動の選択肢が、どんどん減ってしまっています。そのような中で、市民・若者と、地域で既に活動しているスポーツ団体や文化団体をマッチングする。それらを紹介するサイトなのですけれども、新城市趣味活サイトを作成いたしました。

簡単に今までの事例を四つご説明させていただいたのですけれども、よく聞かれる質問は、「これらの継続性等は、どうなっているのか」というところです。この若者議会で提案される事業については、ここ近年は、単年度事業で行っております。最初の第1期から第3期くらいまで、先ほどの図書館などはそうなのですけれども、元々は継続事業も作っておりました。図書館は、第1期から第3期まで毎年行っていた事業で、少しずつリノベーションをしたり、ソフト面を改良したりしてきました。一つの年度に1,000万円という予算の提案権がある中で、継続事業を作ってしまうと、次の期の子たちの予算を奪うことにつながり、その分予算が少なくなってしまうということで議論がありまして、それ以降、基本的には単年度事業で実施しております。

若者議会で提案された事業は、市民自治推進課の若者議会の予算で付けまして、年度当初に配当替を行って各担当課が実施していくことになるのですけれども、その後の継続については、「この事業がいいな」となれば、各担当課の判断で予算を付けて実施してもらうということになります。今までの事業の中からも、先ほど紹介させていただいた「C&H

マッチング事業」などは、企業情報誌を継続して何度か作成しております。

若者議会のご説明はこのくらいにさせていただき、他にも若者を対象に行っている取り組みがございますので、紹介させていただきたいと思います。

まず、こちらが「新城市若者チャレンジ補助金」になります。若者が主体となって新城市を盛り上げる、そのようなチャレンジする事業に対して交付する補助金でございます。中学生が過半数以上の団体には上限 5 万円、高校生が過半数いる団体については上限 10 万円、この中高生以外で 29 歳までの若者が過半数の場合は上限 50 万円という金額で補助をさせていただいております。今まで映画の上映会や、お祭りイベントやダンスイベントというものに活用していただいております。

もう一つ、若者を対象とした取り組みといたしまして、「つながる地域と若者の輪」という事業を行っております。元々は、平成 24 年から中学生議会を行っていました。これは、中学生の方たちが実際に議場で発表し、市政や議会の仕組み等の理解を深める事業なのです。これは、各学校で内容を考えてきていただいて、先生たちにもご協力をいただいて、最後は議場で発表するというものでした。けれども、先生たちのご負担も大きいという声もあり、現在は少し名前を変えて「つながる地域と若者の輪」という名前で、1 日限りのイベントではあるのですが、中学生が新城市をよりよくするためのアイデアを考えるワークショッピングイベントを開催しております。

そこで出たアイデアは、若者議会のように実際にすぐに予算がつくことはないのですけれども、自分たちでできそうな事業については、先ほどの若者チャレンジ補助金を使って実現してもらったりします。あとは、ここで出たアイデアは、地域自治区制度で設置している地域協議会に共有し、地域の中で、そのアイデアを具現化しようということになれば、地域自治区予算を使って実施していただきます。

このつながる地域と若者の輪は、中学生が対象ということです。本日の資料にも付けているのですが、本市にある若者条例と若者議会条例、若者条例では年齢が概ね 13 歳から 29 歳までということで中学生以上が対象、若者議会条例では、概ね 16 歳からでございますので高校生以上が対象となっております。その 13 歳から 15 歳という中学生を対象に行っているイベントが、こちらの「つながる地域と若者の輪」というものでございます。

では、新城市からのご報告は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

司会 ありがとうございました。

ここで休憩に入ります。休憩後の再開は午後 3 時 5 分を予定しております。再開後はパネルディスカッション「地方公共団体における若者のまちづくり参画の重要性」を行います。

## 5 パネルディスカッション「地方公共団体における若者のまちづくり参画の重要性」

司会 それでは、パネルディスカッションを始めます。コーディネーターは、古田昌己弁護士です。古田弁護士、お願ひいたします。

古田 それでは、パネルディスカッションを始めさせていただきます。第1部のご講演とご報告を踏まえ、「若者参画政策と条例」を題材としてパネルディスカッションを行います。

初めに、本パネルディスカッションのご登壇者の皆様を、ご紹介させていただきます。なお、自己紹介をしていただく方は、第1部でご講演・ご報告をいたいた方以外のみとさせていただきます。最初に、パネリストの皆様ですが、まず、東京都立大学法学部教授の大杉覚先生です。大杉先生、自己紹介をお願いいたします。

大杉 東京都立大学法学部教授の大杉覚です。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、専門が行政学で、行政学の観点から地方自治の研究を進めております。本日は、日弁連のシンポジウムにお招きいただきまして、ありがとうございます。日弁連との関係で言いますと、もう10年近く前になりますけれども、日弁連法務研究財団から助成を受けて地方行政における法曹有資格者の活用に関する研究を行っておりまして、それ以来、自治体法曹といいますか、法曹者・弁護士の方々が自治体職員として登用されることについての研究などを行ってきております。

本日は少し違う若者政策というテーマですが、若者政策に関しては、今日ご報告いただきました新城市の取り組みが始まってから、ちょうど3年目くらいの時期に当たると思うのですけれども、前市長の穂積さんのご講演を聞く機会があり、そこで非常にショックを受けました。それ以来、この若者政策に注目するようになり、大学などのゼミでも若者政策を取り上げてきましたし、今日、基調講演で松下さんが取り上げておりました多摩市のMichiLabなどに参加していただき、共同で授業を行ったりしております。また、先ほど、津軽石さんからご紹介がありましたけれども、昨年度、自治研修協会の「地域社会における連携・協働に関する研究会報告書」を、私が座長という立場で取りまとめさせていただきました。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

古田 続きまして、第1部でもご報告いただきました、関東学院大学法学部教授の津軽石昭彦先生です。よろしくお願ひします。

津軽石 よろしくお願ひいたします。

古田 同じく第1部でご報告いただきました、愛知県新城市市民協働部市民自治推進課主事の加瀬川雄貴様に、引き続きご参加いただきます。それとともに、新城市様には、課長の牧野賢二様及び副課長兼係長の森谷美穂様にもご参加いただきます。牧野様、森谷様、

一言ずつご紹介を、お願ひいたします。

牧野 市民自治推進課長の牧野と申します。本日は、よろしくお願ひいたします。

若者議会が始まりまして 10 年がたとうとしております。その間、条例策定当時の穂積市長が退任されまして、担当していた私の職の課長も、既に私が五人目の担当となります。昨年度、私は当課を拝命いたしました。この 10 年、あるいは、5 代目であっても、この若者総合政策の神髄といいましょうか、若者総合政策に普遍的であることは、やはり条例制定に基づくものであることと認識しております。条例に基づきまして、といいましょうか、条例にこだわりまして、若者が政策提案をしていることと思います。更には、自治基本条例が、若者をはじめとする市民に影響を与えてきたと実感しております。運用面では、策定当時から、都度都度、バージョンアップを繰り返して、今に追い至つておるところでございますけれども、本日は、この 10 年を経過するこの時期に、皆様方のご意見をいただきながら、見つめ直すきっかけとしていきたいと考えております。

よろしくお願ひします。

森谷 新城市市民自治推進課副課長兼自治推進係長の森谷美穂と申します。よろしくお願ひします。

私は、たまたま巡り合わせで 2012 年にニューキャッスル・アライアンス会議に参加し、そのときに一緒に参加した若者たちと若者政策ワーキングや第 1 期の若者議会のメンバーとして関わってきたという立場で、今、この職に戻つてまいりました。

以上、よろしくお願ひいたします。

古田 続きまして、日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携センター委員で、愛知県弁護士会所属の荒木清寛弁護士、自己紹介をよろしくお願ひいたします。

荒木 弁護士の荒木清寛です。私は弁護士登録をしつつ、1992 年から 2016 年までの 24 年間、公明党所属の参議院議員を務めておりました。そのようなこともあります、若者政策には強い関心を持っております。

画面を共有させていただきますが、わが国は、当然、先ほどから出ております「子どもの権利条約」を既に批准しているわけであります。その 12 条に「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」とあります。しかし、残念ながら、わが国では、子どもや若者の声を十分に聞いて社会づくりが行われてきたとは言えないところがあると思います。そのような中で、画期的だと思いますことは、令和 4 年の「こども基本法」であります。その 3 条 3 号に「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が

確保されること」が明記されました。そして、これを受けて、11条では、国の責務及び地方公共団体の責務も規定されているわけあります。

そこで、今後、まずは地域から若者参画の政策が大いに広まり、大きな潮流となることを期待しております、今日のシンポジウムも、その一助になればと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

古田 そして、本パネルディスカッションのコメントーターをお務めいただきます方は、第1部でもご講演いただきました、松下啓一先生です。よろしくお願ひいたします。

コーディネーターは、先ほどの荒木清寛弁護士と同じく自治体等連携センター委員で、鳥取県弁護士会所属の私、古田昌己が務めます。どうぞよろしくお願ひいたします。

当初ご案内しておりましたが、ご質問がある場合は、Q&A機能を利用して、ご質問をご投稿ください。後ほど、質問にご回答いただく時間を用意しております。ただ、質問につきましては、時間の都合等で、全てのご質問に回答できかねる場合もございますので、その点は、あらかじめご了承ください。

以下では、ご登壇の皆様の敬称を「さん」で統一して進めさせていただきます。なお、新城市の職員の皆様は、複数の方が、それぞれ、適宜、ご発言されますので、以後は、単に「新城市さん」と呼ばせていただきます。

では、皆様にお話しいただく前に、大杉さんから、本シンポジウムのテーマにも関わります自治体の若者政策について、第1部の講演・報告へのコメント及び補充事項をお話しいただきたいと思います。大杉さん、よろしくお願ひいたします。

大杉 失礼しました。それでは、私から、第1部の講演・報告について、コメントといいますか、いずれも非常に包括的に全体像を分かりやすくお示しいただいておりますので、私なりのまとめ方で、改めて、この若者政策についてお話しする形を探りたいと思います。

画面を共有させていただいております。ご覧になれますか。

古田 見えております。

大杉 ありがとうございます。プロフィールは、後でご確認いただければと思います。

まず初めに、私自身が、この若者の参画、そして、それを条例として考えていく上での視点を、お話ししていきたいと思います。前半でお話しいただいた松下さんからは、非常に包括的に若者政策の全体像を分かりやすく、ご自身の実務や大学の教育者・研究者としての実践を踏まえて、その知見をまとめていただいたのではないかと思っております。中でも、「若者政策は、なかなか政策として取り上げにくい」と言われた点が、実は、非常に重要な点ではないかと思っておりまして、その点につきまして、キングドンの議論を紹介され、整理されていました。

少し補足というよりは、キングドン自身が言っていることですけれども、一般的に政策の窓が開くことに関して、キングドンは、「一つ、象徴的なフォーカシング・イベント、注目されるような出来事が起きないと、なかなか新たな政策として取り上げられにくいタイプのものがある」ということを言っています。この若者の参画になりますと、まだまだ、そのようなフォーカシング・イベントと言われるようなものが起きにくいタイプの政策分野ではないかと思いますので、難しい。もう一つ、キングドンは、「政策起業家の活躍によって政策の窓が開く」ということを言っています。

そのような意味では、松下さん自身が政策起業家として火つけ役となって、いろいろな自治体の若者政策を進められていることは、まさに政策の窓をじわじわと開けてこられているのではないか。今日のこのシンポジウム自体も一種のフォーカシング・イベントとして注目されるようになれば、とも願っているところです。

また、津軽石さんからも、非常に重要な点として、やはり、きちんと立法事実に基づいた条例制定を考えることの大切さが言っていたのではないかと思います。これまでも、時代状況や、それぞれの地域の中での状況に応じて、実に多様な若者条例が作られていることが、ご紹介されました。

それから、新城市さんからは、きっかけの一つとして、新城ニューキャッスルのつながりでのアライアンス会議に参加された若い人たちがショックを受けたことを、お話しされました。

今日どこまでお話しするか、といいますのも私自身もそれほど専門家ではないからですけれども、やはり若者の参加を考えていくときに、例えば、ヨーロッパなどでは、多くの国で若者議会といわれるようなものがあり、中には、選挙の仕組みを取り入れて代表を選んで議会を作り、若者の意思形成を図っていく仕組みがあつたりします。日本では、そこまでのところは、まだないわけですし、今日のお話の中に横並びで、そうした次元の話題を入れるのはなかなか難しいのですが、若者参加の在り方を法的に考えていくときに、そのような代表制的な仕組みも一つの極にあることは、非常に重要な点なのではないかと、改めて考えさせていただいたところです。

私からは、場合によっては、むしろ分かりにくくさせてしまうところもあるかもしれません、既に松下さんや津軽石さんが整理されたことを別の形で、お話しさせていただきたいです。

視点の1として、若者参画条例を考える場合は、若者ケアの一環として考えていく必要があるだろうということです。ここでの「ケア」という言葉は、何も「若者自身が弱者であり、だからこそ保護しなければいけない」ということではなく、「いろいろな立場の若者がいて、それぞれの若者に即した配慮を、他の世代に対してなされることと同じように考えなければならない。むしろ若者に対する配慮・ケアが欠けているのではないか、かけがちではないか」ということを意味しています。その背景としては、既にご指摘されてもおりますけれども、まずは、やはり若年人口の減少です。絶対数としても非常に少なく、ま

た、他の世代と比べても、相対的に非常に比率として少ないことが、大前提としてあろうかと思います。

このことが、次の2点目、3点目とも関係してきますけれども、先ほど来、「地域の担い手」という表現がされてきました。これから社会の在り方を考えていくときに、持続可能な地域づくりを、当然、将来世代に担ってもらうという意味では、「人財」です。ここでは、あえて材料の「材」ではなくて、財産の「財」という字を使っております。私は「ギフト」という言葉をよく使いますけれども、やはり一人一人の人が、そして、若者一人一人が、それぞれの固有の能力・才能を輝かせ、その出番づくりをしていくことが非常に重要な中で、特に、先ほど申し上げたとおり、絶対数も、そして、他の世代と比べた相対的な比率も非常に小さい、少ない若者の限られた人財が、うまく好循環していくことによって持続可能な地域づくりを進めていくことが重要です。このような視点から考えていく際に、若者政策がテーマになり、そして、そこでの条例づくりが考慮されることになるのではないかと考えております。

そして、三つ目としては、先ほども、ヨーロッパでは若者議会、ユースカウンシルのような仕組みがあることを少しお話ししましたけれども、やはり若者世代の声がきちんと通らないことは、言ってみれば、私は、民主主義の赤字の一つではないかと考えています。「民主主義の赤字」とは、いろいろな場面で使われるのですけれども、ここでは、本来であれば一人としてカウントされ、その意思がきちんと意思決定に関わらなければいけないはずの若者の声が、公式的な決定の場にきちんと乗って、反映されないということは、本来あるべき民主主義の在り方からすると、その部分が欠けているという意味で、「民主主義の赤字」と表現させていただいている。このようなことを、どれだけ解消していくのかが、これから政治の在り方において非常に重要になってくるのではないかと思っております。

このようなことで、若者ケアの一環として考えていくことがあった上で、今日のテーマとして、「条例」に一つ焦点を当てているわけですが、問われるのは若者政策に条例が必要なのかどうかです。若者の政策が必要であるとしても、条例づくりが必要かどうかと言いますと、大きく分ければ、私は、この3点が重要になってくるのではないかと思っております。

当然、目的やビジョンを明確化していく上で、条例を制定することができます。ただし、目的やビジョンを明確化するだけであれば、何も条例でなくてもいいということがあります。ただ、先ほどの新城市の取り組みにも見られたように、「トップが代わっても」という首長リスクのようなことも考慮して考えますと、目的やビジョンを明確にし、継続的に取り組んでいく上で、条例という立法形式を探ることが考えられます。当然ながら、そこに権利や義務に関わるようなことを規定しなければいけないとすれば、これは、やはり条例という形式を探らなければいけなくなってくることになろうかと思います。

ただ、権利義務を、どこまで若者参画条例の中に盛り込むことになるのかについては、

このあとの議論の中でも出てくるかもしれませんけれども、先ほど申し上げたような、例えば、代表制で、公式的な選挙制度で代表を選ぶことを経て、若者参画の場 자체で物事が公式的に決定されるようなことになるとすれば、これは、法的な根拠がなければ、非常に実現しがたいことになるわけです。それが、国法になるのか、自治体の立法で行われるのかが出てくるわけですけれども、自治体の政策として考えた場合の権利義務を、どの範囲で扱っていくことになるのかが、論点になってくるのではないかと思います。

そしてまた、目的・ビジョンだけではなく、その施策自体の実効性を継続的に確保していくための様々な環境整備として、例えば、補助金を出すなど、いろいろな支援、サポートを確保していくために、条例などの立法形式によって行っていくということが考えられるのではないかと思っております。

このような点で考えていった上で、「ただ、条例を作るところだけを考えていてよいのか」が私の問題意識にありますと、今日の趣旨からすると少し外れるところあるかもしれません、条例を策定するとしても、その前段階、策定する段階、そして、策定した後についても、しっかりと考えていく必要があるだろうと考えております。

一つ目として、「若者参加は、どのような状況なのか」という現状把握です。これは、選挙の投票率などについては、よく言われるところですけれども、様々な施策を行っているところでは、その参加状況、あるいは、特段の若者政策を打っていなくても、何らかの形で若者が関わっている状況がどうであり、逆に、どれだけ関わっていないのかを、きちんと見ていく必要があるのではないかと思っています。

ちょっと今日はデータを用意していないのですけれども、コロナになってからの地域活動などへの参加についてアンケート調査などを見てみると、全体として、コロナの渦中は非常に参加率が鈍ったことがあったわけですけれども、年代別に見てみると、やはり高齢層で参加が鈍っていることがあるのです。若者の層も、もちろん、ある程度、コロナの渦中にあっては抑制されてはいるのですが、コロナが明けた後にどうなったのかについては、まだ、もう少し調査と分析をしなければいけないところがあるのですが、高齢者層と、若者と言いましても、少し広めに取って、30代、40代くらいを考えてみたときに、その戻り方に随分と違いが出てきています。あるいは、今後、選挙の投票なども含めて、「いろいろな活動に参加したいか」を尋ねたアンケートを見てみると、やはり若者層の方が戻りは早くなっていることがあったりします。そのようなことも、今後、いろいろと考えていかなければいけないところではないかと思っています。

それからまた、条例を制定するにしても、既存の条例を活用する余地もあるのではないかと思います。先ほどの新城市の取り組みでも、自治基本条例がますあって、それから、また別途、条例が作られています。取り組みとしては、それぞれに条例を作って取り組んでいくことの必要性は認められるのではないか。例えば、既存の自治基本条例にしろ、参加条例にしろ、そのようなものの中で、きちんと若者をケアしていくことが必要な部分が、まだまだ残されていないかも検討する必要があるだろうと思っております。

また、条例以外の法形式で行えることも様々にあるはずです。ある若者の団体活動に対して、その団体と自治体とが協定などを結んで施策を展開していくようなことがあってもよいでしょうし、その協定を結んだ先が、更に別の若い人たちやその活動団体などの参加の場を作っていくようなやり方なども、まだまだ考え出されてもよいのではないかとも思っています。

そして、当然ながら、策定までのプロセスにあっては、先ほど来、児童の権利条約や、こども基本法のお話もありましたけれども、きちんと条例の立案や決定段階に若者が参加できることを、どのように確保していくのかも、非常に重要な点ではないかと思っています。

また、策定後の運用段階です。実は、今回、日弁連で開くということで、弁護士の関わり方に注目することが求められているかと思います。これは、これまで私自身が自治体法曹を研究してきたこととも関係するのですが、基調講演でお話しされた松下さんのお話にもあったように、どちらかといいますと、条文を作ることは、必ずしも立法技術上、非常に高度な能力を要するというわけではないです。弁護士が必ずしも必要ではないといいますか、そのように言いますと少し語弊があるかもしれませんし、立案に当たっては、いろいろな視点からの意見が必要ですので、当然ながら弁護士の意見も必要でしょう。けれども、私は、むしろ運用段階で、若い人たちが様々な活動をしていく場を作っていく、伴走支援をしたりしていくことや、そのような活動が展開される中で、何か事業を始めたり活動したりしていく中での法的な課題に必ずしも十分に対応しきれないまま、あるいは、そこが壁となって立ちふさがっているようなこともあるのでしょうかから、そのようなところでの弁護士の役割も、ぜひ考えてみてはどうかとも思っている次第です。

そのようなことで、非常に雑ばくなことを少し早口でお話してしまいましたけれども、私からのコメント、意見とさせていただきたいと思います。

古田 大杉さん、ありがとうございます。

では、議論に入ってまいります。まず、新城市さんにお尋ねします。先ほどのご報告で、今回の若者条例・若者議会条例に関して、制定のきっかけについてはお話しいただきましたが、その他、条例の制定過程におけるお悩みなどには、どのようなものがありましたでしょうか。新城市さん、お願ひいたします。

森谷 ありがとうございます。

条例の制定過程における悩みとしては、先ほど、松下さんが「他条例は見ないで作る」とおっしゃっていましたが、当時は、国内にほぼ前例がなかったことから、参考にできるものがないことに大変苦労いたしました。

また、今でこそ普通のことですけれども、当時は、若者の声を聞いて市政に反映させること自体が珍しく、市民からも、なかなか理解を得られませんでした。例えば、「若者に予

算を使うくらいなら、高齢者に牛乳を1本でも買ってあげた方がよい」などという意見もございました。

あとは若者政策ワーキングという組織を立ち上げて、若者条例や若者議会の仕組みを検討してきました。そのときの若者の思いやエッセンスは全て汲み取ったつもりではありますが、若者の意見を細かいところまで、どれだけ取り入れるかは、悩ましかったです。以上です。

古田 その条例制定が何とかかなって、先ほど、制定後10年がたとうとしているということでしたけれども、制定後の状況については、いかがでしょうか。引き続き新城市さん、お願いいいたします。

加瀬川 これで本市の若者議会は10期目になるのですけれども、運営していく中で、先ほども申し上げたように、元々は継続事業といった形で、図書館のリノベーションの件などは3年間連続でやったりしていたのですが、継続事業を作りますと、その分、次の参加者たちのアイデアが狭まってしまうのではないかということで、単年度事業のみにしたりしました。

あとは、会議数も、若者議会を始めた当初はとても多くて、全体会と各チームの会議を合わせて50回ほど行っているチームもあったのですけれども、現在は、そのような点も改善して、30回程度で行っています。

そのような運営の中での細かな改善は、この若者条例・若者議会条例を軸に、してきております。

これで10期目になりますので、改めて、この仕組みを見つめ直そうということで、今期は、それについて考える若者のチームを若者議会の中に一つ作りまして、この10期を節目に、若者自身が検討をするようにしていこうかと思っております。以上です。

古田 10年を迎えて、新たに取り組むこともいろいろとある、ということではないかと思います。

先ほどおっしゃられたように、先例がなかったことで、先駆的な取り組みを新城市さんは、されています。これも、皆さん、ご興味があるとは思うのですが、毎年、たくさんの視察があると伺っております。その視察の中で質問されることが多いことは、主にどのような事項になるでしょうか。引き続き新城市さん、お願いいいたします。

加瀬川 ありがたいことに、本市は、たくさんの議会の皆様や行政の皆様に視察に来ていただいております。その中で出る質問としては、「この若者議会を始めるきっかけ」はもちろんですが、あとは、本市の場合、市長の附属機関でございますが、「市議会議員との関わりはあるのか」、「予算編成後の若者自身の事業への関わり方」や、「効果・影響」を、多く

聞かれるところでございます。

古田 ありがとうございます。先ほどの「よくある質問」については、後ほど伺う事項もございますので、よろしくお願ひします。

引き続きまして、若者条例の中身についてです。

まず、先ほどの基調講演や報告でもありましたけれども、そもそも「若者」の定義は、各自治体で定められた条例でも、年齢等がいろいろあるかと思います。新城市さんの若者条例では、概ね 13 歳から 29 歳まで、あるいは、若者議会条例では、概ね 16 歳から 29 歳までとされております。このように定義されたことは、どのような事情からでしょうか。

森谷 こちらにつきましても、先ほど松下様からお話がありましたように、本市には大学がないため、高校を卒業して市外に出てしまう若者が、とても多い状況です。そのような中で、本市では平成 24 年から中学生議会も行っておりまして、行政に声が届きにくい中学生もカバーするために、概ね 13 歳からしております。上限の概ね 29 歳につきましては、参議院議員の被選挙権が 30 歳以上ですので、全ての被選挙権が得られるまでの 20 代までを若者として、概ね 29 歳といたしました。

古田 「若者」の定義については、そのような地域ごとの視点がいろいろあるのではないかと思うのですが、この点については、大杉さん、いかがでしょうか。

大杉 改めて、今回、若者に関する条例や、いろいろな政策を見てみると、実に多様だと、私も感じたところです。

当然ながら、政策目的や、実際に対象とする若者に参加してもらう上での手段的な部分で、例えば、学齢で区切ることなどを考えてみると、どちらかといいますと、目的はもちろんそうですが、手段的なところで、中学生や高校生などという単位で下限や上限などを定めていくこともあります。これが先ほど私のお話した「民主主義の赤字」を補うとすれば、今、新城市さんからお話があったように、選挙権・被選挙権という点に着目して考えていくこともあるかと思います。

ただ、この「若者」の定義について、もう一つ、私が非常に関心を持っていることは、もちろん年齢も非常に重要なところではあるのですけれども、「その自治体の住民だけを対象として考えるのか、それとも、広く市民を対象とするのか」。多くの場合、高校生や大学生などを考えますと、当然、自治体の区域をまたがって通学しますし、社会人になれば通勤も含めてですけれども、住民以外の広い意味での市民です。自治基本条例などで言いますと、市民とは、一般的には、「住み、働き、学ぶ人」という形で定義されることが多いと思うのですけれども、必ずしも住んでいる人だけではないという要件も含めて考えるのか。特に、地域づくりの担い手という視点で見ますと、最近では「関係人口」などという言葉

もありますけれども、「必ずしも住民でなくとも、いろいろな人たちが関わってきてもいい」という発想になってくるのではないかと思います。ですので、年齢で考えていくところと、要件として、住民以外のものをどこまで含めていくのかも、目的によって違ってくるのではないかという点もあわせて、考える必要があろうと思っております。

古田 ありがとうございます。

津軽石さん、年齢等による若者の定義に限らず、若者条例の中身について、地域の特性によって差異が出てくると考えられる部分は、どのような部分になりますか。

津軽石 先ほど少しお話ししましたけれども、例えば、年齢について見ますと、人口減少社会になり、特に過疎が進んでいる地域では、割と若者のストライクゾーンを広めに取ります。例えば、秋田県の湯沢市では、39歳までを一応「若者」としているのです。そのような地域性が出てまいります。

それから、都市部でも、特に多摩市などは、いわゆる子ども・若者を対象にしている関係で、「それぞれの権利を保障する」、あるいは、「切れ目のないケアをする」という趣旨の条例の作りになっていることから言いますと、下限を設けないでいるという状況もあります。

あと、先ほど大杉さんからもお話がありましたけれども、通勤・通学部分にも着目したようなものであれば、例えば、教育に重点を置いた永平寺町では、「永平寺町に通学する、通勤する」という定義をされています。

そのような意味では、地域性、あるいは、やはり立法事実としての条例の目的などによって、どうしてもいろいろなパターンが出てくるのではないか、という印象を持っております。以上です。

古田 新城市さんでは、若者条例と若者議会条例が、あえて別個に定められているところも特徴的なところではないかと思うのですけれども、分けて制定された経緯などは、何かございますか。

森谷 当初は、若者条例の中の一条文として若者議会を定義しようとしたが、当時の市長の「一条例として抜き出し、規定として市議会に認められた若者議会を作る」というこだわりで、若者議会条例を策定したと聞いております。

古田 それだけ若者議会にこだわりがあるということでしょうか。

若者参画条例につきまして、荒木さん、何かございますか。

荒木 ありがとうございます。お話を聞いておりまして、新城市が、少なくとも国内で例

がない中、ここまで作り上げたことには本当に敬意を表しますし、そのような若者条例あるいは若者議会条例の流れが伝播することを期待しています。

そして、私も今回のシンポジウムで勉強をしたわけですけれども、先ほど大杉さんからもお話がありましたように、ヨーロッパは、やはり、この若者の参画政策の分野では相当に進んでいます。研究者によりますと、ヨーロッパの若者政策の分類には二つのパターンがあつて、一つは、移っていくという移行型です。これは、いわゆる大人になっていく過程の若者を支援するパターンの若者政策です。もう一つは、若者に関する政策あるいは地域の政策の策定の中に若者自身が入つて、関係者と一緒に決めていくといフォーラム型です。ヨーロッパではフォーラム型もかなり活発で、それが、大杉さんが言われたヨーロッパの若者議会ではないかと思います。

そのような意味で、日本の若者政策、子ども政策は、どちらかといいますと、これまで移行型といいますか、大人になる若者を支援することが中心だったのですけれども、政策決定に参画していくものが若者議会ですから、新城市が条例で規定されたことは、本当に画期的だと思います。各地域で、そのような若者参画の条例を作つて、若者議会を含めた、いろいろな形での参画を実現していっていただきたいと、お話を聞いて、思っております。

古田 ありがとうございます。若者は守られる客体であるというよりは、若者に主体的に参加してほしいという思いがあることと理解いたします。

これまでの議論をお聞きになりまして、松下さん、コメントをいただけますか。

松下 私はアドバイザーで新城市的若者政策に関わったのですけれども、大杉さんが言われた代表制のような話で、できて6年目くらいのときから、「若者たちの提案の正当性は、どうなのか」という議論になったのです。そこで、ご存じだと思いますけれども、遊佐町では、少年議員を選挙で選んでいるわけです。選挙といいましても、立候補者がいませんから、無理やり集めて、結局、信任投票ですから、選挙実態があるかどうかは別です。そのように考えていくと、「そろそろ過渡期だ」という議論をしたのです。

では、どうするか。選挙は、普通の選挙でも投票率が30%、40%で、若者の選挙をやつても10%から20%ですから、難しいでしょう。でも、「選挙とは何なのか」です。要するに、「何をやりたい人を選ぶのか」で、人を選ぶのだけれども、その人が何をやりたいのかが選挙のポイントです。そうであれば、若者議会に出た人が「自分は、このようなことをやりたい」と言い、「いいね」システムで、「いいね」がたくさん集まつたら、それは自信を持ってやる、「いいね」が少なかったら考え直してみる、というシステムをやつたらどうか、というようなことを話したことを思い出したのです。その辺りが、6年目か7年目にあったことです。

ですから、これがどんどん広がっていきますと、正当性の問題、代表制の問題が常に出てくるように感じました。以上です。

古田 続きまして、先ほど大杉さんのお話にもありましたし、そもそもその部分かもしれませんが、若者参画政策自体は、条例化せずとも進めていくことも可能とも思えるのです。それにもかかわらず条例化する積極的な意義については、大杉さんにも話していただいたのですが、新城市さんでは、どのような議論があったのでしょうか。

森谷 若者条例の前文にもあるのですけれども、「真に世代のリレーができるまちを実現するためには市民全体で若者を応援する土壤を作っていくことが必要である」ということで、「条例化することで、新城市は若者政策に力を入れていく」という自治体の意思を宣言する、というような感じでございました。

古田 引き続いて、条例化することの利点は何かございましたか。

森谷 やはり、市長が代わっても若者議会が続いていく仕組みにすることで、若者議会の継続性が担保されていることだと思っております。

古田 ありがとうございます。この点について、大杉さん、何か補足いただくことは、ございますか。

大杉 今、新城市さんからお話があったように、やはり、継続して、きちんと取り組んでいくことが重要ではないかと思います。その上で、運用していく中では、気づきや見直さなければいけないようなことも含めて、いろいろと出てくると思うのです。そのような中で、松下さんも言われた「代表制・正当性」に関して言いますと、民主主義の正当性は必ずしも代表制だけではないとも考えることができます。私は、新城市が、自治基本条例があり、若者条例があり、更に若者議会条例がありと、ある意味、しつこいほど重ねて、きちんと作り込んでいることの意義は、やはり、あると思っています。

それを「議会」といっていますけれども、必ずしも代表者で運用される議会だけではなく、その意味は、きちんと熟議を尽くすことにあると考えられます。最近、「ミニ・パブリックス」という言い方をしますけれども、熟議型の民主主義を目指していくことを、しっかりと定着させること。それは、市内に在住・在学・在勤する一般市民の若者にしているところにも表れています。この議会は、通常の議会とは違って、その市に関わる多様な若者たちが熟議をしていく場だと考えていきますと、別の意味での民主主義の在り方を生み出します。実際に先ほどのいろいろな取り組みを見てみると、そのような新たな形で展開してきているのではないかとも考えられると思っております。

そのような意味で、しっかりととした基本のルールを条例化していくこと自体は、非常に意味のあることだと考えております。

古田 これまで「条例化」に着目してお話ししていますが、若者政策を進める場合、逆に、条例化することのデメリットは、あるのでしょうか。津軽石さん、この点について、いかがでしょうか。

津軽石 デメリットとしては、新城市から「市長が代わっても継続して行われるように」というお話がありましたけれども、その反対としますと、

条例化により施策の柔軟性が低下する可能性があるということです。たとえば、今後、市長が替わって、「若者より高齢者への政策が重要なのだ」と言う人が、仮に出たりした場合や、将来的に政策の優先順位として若者施策よりも優先して取り組まなければならない施策分野が生じた場合には、条例化したために、かえって施策が硬直的になり、容易に政策転換をすることが法的に難しいというデメリットはあるのではないかとは思います。

また、条例化により、若者施策の内容がワンパターン化されることになる可能性があるということです。将来的に、条例に規定されていない若者政策への新しいニーズが生じた場合に、例えば、「社会の変化に応じた若者政策をやっていないのではないか」というような批判があっても、市が条例に規定されていることだけに注力し、いろいろな屁理屈をつけて、新たな若者施策に取り組もうとしなくなる可能性もあるということです。

それから、条例化されない場合のデメリットとしては、施策の監視が難しくなることがあります。条例は議会の議決を経て制定されるわけですから、条例化されない場合は、議会のチェックが十分に働く可能性が出てしまします。「市の重点施策」として条例化するわけでしょうから、条例化されていない場合は、施策の実施状況が議会や住民から見えにくく形になってしまいという懸念があるのではないかと思います。以上です。

古田 条例化についての議論につきまして、荒木さん、何かございますか。

荒木 各自治体で、必ずしも条例を作らずに、行政の指針や要綱で優れた若者政策を実現している例は、私も、いろいろと勉強しております。

しかし、先ほど、冒頭で紹介しました、こども基本法3条3号では、「こどもの参画の機会を確保する」と、きちんとうたっているわけです。日本は法治国家ですから、やはり、そのような若者の参画の機会を地域で保障するという意味では、条例できちんと決めることがベターではないかと思います。

少し視点は変わりますけれども、日本の地方自治は二元代表制で、首長と議会を、それぞれ住民が選ぶわけです。議会の役割は、もちろん行政部門のチェックですけれども、もう一方で、政策の立案があるわけです。議会での政策立案の有力な手段として条例は活用できますので、私は、条例できちんと若者政策を決めた方がベターではないかと、これまでの議論も踏まえて、考えます。

古田 条例化につきまして、松下さん、コメントをいただけますか。

松下 やはり、「自治の当事者は誰なのか」、「公共の担い手は誰なのか」という問題です。確かに要綱でもできますけれども、それは行政がやることです。要綱に書いて、「このようにしろ」と言うことではなく、自治の当事者である行政、そして、議会、市民とが一緒に作っていくことが、条例の意味だと思うのです。だから条例だと思うのです。

逆に言いますと、先ほど荒木さんからありましたが、議会での条例制定は、私も大いにあると思うのです。そのときに、やはり注意すべきことは、市民の声を聞くかもしれないけれども、「議会だけで作るのか、行政と連携して作れるかどうか」がポイントです。そうでなければ、3者で作ったことにはならないように思います。そこは気をつけてほしいとは思います。

古田 松下さんがおっしゃる、地方自治の本旨である住民自治の要素を実質化していく意義があるといいますか、その点がポイントだと理解いたします。

続きまして、若者参画政策では、名称は様々かとは思いますが、若者会議が設置されることが多いことが、先ほどのご報告でもあったのではないかと思います。新城市さんでは、「若者議会」という名称ですが、この若者議会の特徴について、改めてご説明いただけますか。

加瀬川 若者会議・若者議会ですけれども、本市の若者議会は、行政側に条例で設置している市長の附属機関でございまして、他の一般的な審議会と同じように、市長からの諮詢、それから、答申という形を採っております。予算提案も含めて、答申しておるのですけれども、市議会の一般質問・答弁という形とは異なります。条例を上程する際には、市議会議員から、「『議会』という言葉を使わないでほしい」や「『若者会議』という名前にしてほしい」という反発も若干あったのですけれども、より重みのあるといいますか、先ほど松下さんにも報告の中でおっしゃっていただきましたけれども、「『ただ話し合う会議ではなく、決める議会』という、より重みのある名前を」という、若者と市長の強い思いがありまして、最終的に「若者議会」という名称になりました。

古田 新城市さんでは、若者議会に1,000万円の予算提案権が付与されているところも、若者議会の特徴であると思うのです。それぞれの自治体における若者議会の特徴について伺いたいと思います。この点について、大杉さん、いかがでしょうか。

大杉 もう本当に様々な特徴を、それぞれが持っているのではないかと思います。ですので、ここだけを抜き出すことは、ちょっとどうかとは思うのですけれども、私の一つの理

解としては、やはり、新城市さんの1,000万円の予算提案権については、「すごい」という最初に受けた印象が非常に強いです。その他にも、若者議会・若者会議にある程度、予算提案権的なものを持たせることは、一種、最近注目されている参加型予算の若者バージョンだと言えると思うのです。全世界的に、市民が参加して、どのように予算を使いたいかを自分たちで提案できるという参加型予算に取り組まれている中で、日本でも幾つかの自治体がやり出しているところではあるのですけれども、その若者バージョンとして明確に行われているとも考えることができます。予算の使い道を、まさに若者という市民が自ら決めていくという特徴が一つ、あるのではないかと思っています。

それから、昨年度に研究プロジェクトでやった中では、地域づくりの担い手の確保・育成を考えたときに、極端な話をしますと、若者会議自体を、自分の自治体内ではなく、例えば東京でやる、などというところがあるわけです。東京で、自分のところから東京に出ていって、大学に勤めていたり、企業に勤めていたりするような人たちを集めて、ゆくゆくはUターンしてもらいたい。更に言いますと、例えば、A自治体の出身者だけではなく、その友達などもいろいろと呼んだりする中で関心を持ってもらって、移住してもらう。そのような意味で言いますと、担い手の育成・確保という形での若者会議で、しかも自治体外の東京のようなところで行っているなどというのも、幾つか見られたりします。

つまり、この若者会議自体は、いろいろな形で設計ができるのではないかと思います。

また、あるところでは、自治体が進めていくときに、地域の若者と行政の若手職員を交流させたい。特に事業をやっている地域の若手の事業者などと行政職員を交流させて、その地域の産業振興や地域づくりなどに役立てていきたい、という形で活用したりしています。

そのように、もう目的によって運営方法も全く違ってきます。私が、今、取り上げたような少しがったものは、ほぼ条例でやる必要はないと思うのです。ですから、同じ「若者会議」と言っているものであっても、どのように制度設計をしていくかでは、違いが出てくるのではないかと考えております。

古田 この点について、津軽石さん、補足はございますか。

津軽石 補足といいますか、まさに、今、大杉さんがおっしゃったように、置かれた状況や目的によって、やはり、いろいろなバリエーションがあるのだろうと思います。

例えば、小布施町では、コロナで運営方法が、だいぶ変わってきているようです。例えば、コロナ前は、小布施町に町外から若者がやってきて、いろいろなテーマについて、夜中までかかって話し合うような会議が行われていました。これが、コロナの蔓延によって、オンラインになったのです。オンラインになって、現地に行かなくても、いろいろな場所から、いろいろな意見が出せるようになっていました。更に、おととし、私は小布施町に行きましたが、今は、若者だけではなく、いわゆるバーチャル町民会議というような形で、

住民参加の一つの形態として、発展的に変化しているところもあります。

そのほか、例えば、金沢市では条例を設けていますが、金沢市には大学がたくさんありますので、学生のまちづくり会議のようなものがあり、学生が地域に溶け込むように、学生自体もいろいろな提案をしたり、あるいは、周りの地域の人たちも、それを受け入れたりするような条例を作られています。

それから、私の前職の岩手県では、東日本大震災があって、復興の考え方として、今、国連防災会議などでは、「ビルド・バック・ベター」という考え方が大きく取り上げられていますけれども、いわゆる「将来に向かって、よりよい復興をしていくうではないか」ということです。そのようなことから言いますと、「若者がいろいろな形で参加した方がよい」ということで、岩手県などでは、半分イベント的にやっているのですけれども、いろいろな若者の文化団体が、パフォーマンスをしつつ、若者が議論する場もあって、毎年、いろいろな提案や宣言なども出されたりするような形があります。

そのような意味では、むしろ地域で、いろいろなバリエーションが、このような形で出ることは、私は、よいことではないかと思っています。

古田 この点につきまして、荒木さん、何かございますか。

荒木 小布施町の若者会議は1冊の本になっているくらいで、私も読んで、本当に全国の若者が、まさに小布施町という地域の活性化に大きな役割を果たしていることを勉強して、感動いたしました。いずれにしましても、若者会議にしても若者議会にしても、大事なことは、新城市の若者議会に1,000万円の実質的な予算提案権があるように、そこで皆で協議し、結論を出したことが、きちんと形となって、政策として実現することではないかと思うのです。そのような意味でも、新城市的な若者議会は画期的だと思います。

今、若者の投票率が低く、アンケートで見ますと、「どうせ自分が投票しても変わらない」と思っている人が、たくさんいるわけです。ですけれども、このような若者会議あるいは若者議会で、「自分たちの声がきちんと形になる」という成功体験を積めば、そのようなことも変わってくると思います。ですので、やはり若者の意見を聞きっぱなしではなく、きちんと実現する仕組みの制度設計をするべきだと思っています。以上です。

古田 若者会議・若者議会という中では、当然、若者が委員として参加するわけですけれども、新城市さんでは、若者議会の委員の任期が1年となっています。この任期の設定や長短について、何か議論はございましたか。

森谷 任期の件ですけれども、当初は、やはり事業の継続性を考えますと、2年任期の方がよいと考えておりました。実際に2年任期で、毎年、半数ずつを入れ替えるという意見も出ていたのです。けれども、やはり、特に高校生は受験などで、1年ごとにライフスタ

イルが大きく変わるために、任期を2年以上にすると応募が少なくなってしまうのではないかという懸念もありまして、1年の任期となりました。そのかわりに、再任は妨げないことをしております。以上です。

古田 若者会議の委員の任期につきまして、津軽石さん、何かコメントはございますか。

津軽石 やはり、これも若者会議の持ち方なり、目的なりによって、だいぶ違いが出てくるのではないかと思うのです。

例えば、条例の中で若者に関する行政計画を作るというような作りのところであれば、まさにP D C Aサイクルの中で、若者自身がプランニングをして、それを実行して、チェックするという関わりが出てきますので、そのような場合については、もしかしたら複数年度の方がよいのかもしれません。

それから、地域の担い手としての若者の育成という観点から言いますと、やはり、あまり短期間では育成が十分にできないこともあります。そうなりますと、何年がよいかについては、いろいろだと思いますけれども、複数年度でもいいのかもしれません。逆に、いろいろな若者から、いろいろな意見を聞きたいというものであれば、これは、もしかしたら、単年度や、もっと短い期間でもいいかもしれません。あるいは、S N Sのようなものを併用するなど、そのような運用があるのではないかと思っております。

古田 この点につきまして、荒木さん、いかがですか。

荒木 任期制は、地域によってバリエーションがあるべきだと思いますし、個人的には、やはり、多くの人に体験してもらうことと、あまり負担になつてもいけないということから、1年任期は一つの妥当な線ではないかという感じがします。

ただ、冒頭の新城市さんの発表で素晴らしいと思ったことは、若者議会のO BなりO Gがメンターとして活躍していることです。そのような意味では、議員としての任期は1年限りですけれども、ずっと継続して関わりを持っている若者が多く、なかなか効果を上げている感じがいたします。

古田 皆さんに関心のある事項かもしれませんし、条例化の意義でも触れられておりますが、「若者参画政策の持続性」という部分におきましては、新城市さん、制度を開始してから10年が経過しようとしている中で、若者議会に参加する若者の確保や、若者議会で答申される事業の内容等において見えてきた課題などは、ございますか。

加瀬川 まず、若者の確保でございますけれども、正直、近年、とても苦戦しております。コロナ前くらいまでは、ほぼ毎年、定員以上の応募があったのですけれども、それ以降は、

定員 20 名のうち 16 名、15 名という年が続いている状況でございます。この辺も、事務局では、募集方法や周知の方法などを少し改善していく必要があるのではないかと考えているところですが、現状は、そのような感じでございます。

それから、課題でございますけれども、やはり、任期が 1 年というところで、若者から提案されるアイデアの一つ一つが単発的なものになってしまいがちで、年ごとに出されるアイデアのつながりが薄い印象がございます。そこが課題ではないかと思います。

古田 「持続性」の観点で留意すべき事柄につきまして、大杉さん、いかがでしょうか。

大杉 法的に担保するという意味での持続性の話として、「条例によって」ということが、ずっと出されてきたのですけれども、運用面、実態面での持続性は、本当に難しい話だと思っています。

これは、別に若者だけの話ではなく、一般的に、まちづくり、地域づくりを考えたときに、持続的に参加することについては、制度を立ち上げた当初は、制度を作る側も、一緒に参加する側も、非常に熱量も高く、そこに関わっていくことになると思うのですけれども、やはり何年もたっていきますと、もちろん、皆さん、熱心に取り組まれているとは思いますけれども、だんだんと冷めてくる、という言い方はあれですけれども、当初ほどではないところも出てきたりします。

また、何よりも、今お話しされたように、特に提案型の仕組みを採りますと、その固有の課題もあります。どういうことかといいますと、共同の提案事業のような仕組みを採っている自治体も多くあり、一般市民向けに行われている場合にも多く見受けられるのですが、分かりやすく言いますと、毎年繰り返しているうちに、提案すべきネタが尽きてしまうところが結構あるわけです。やはり、同じものをただ続けるわけにはいかないです。もちろん、その時々で若者が置かれている状況は違いますので、若者ケアという観点からすれば、新しい課題もいろいろあるとは思うのです。けれども、それを事業としてきちんと提案して、予算に反映させていくようなものとして組み立てていくことには、相当なエネルギーが必要になると思っております。

そのような意味で言いますと、先ほども少し申し上げたのですが、条例を立案するところよりも、むしろ、そこが非常に大変だと思っています。そのようなところで、弁護士の方も含めて、いろいろな立場の方が関わっていける仕組みを考えていくことも重要ではないかとも思っています。

古田 条例を定めたら、ある程度、継続性が担保されそうですが、実際に運用していく面での持続性は、本当に難しい問題なのではないかということは想像に難くないところです。この点につきまして、荒木さん、いかがでしょうか。

荒木 残念ながら、私は地方自治の現場にいるわけではないので、これといった知恵は、それほど出せないですけれども、ただ、「若者」と言った場合には、学生であったり、社会人であったりして、なかなか平日の昼間には時間が取れないわけです。これは、公務員の働き方改革もあって、なかなか難しい問題もあることは当然分かるのですけれども、夕方や夜間、休日など、いろいろな工夫をして両立しながら参加できるような仕組みについて知恵を絞るべきだと思います。

繰り返しになりますけれども、やはり、若者議会でこのような実績があることが、どんどん市民や若者に知られていくことが、継続性にもつながっていくのではないかと思います。以上です。

古田 持続性の議論とも関連しますし、先ほど、「よく質問がある事項」ということでおっしゃっていたかと思うのですが、新城市さん、若者条例や若者議会条例を制定し、実際に若者議会を運営されてきて、感じられる効果・影響は、いかがでしょうか。

加瀬川 実際に若者議会自体に参加した人たちには、最後、3月の市長報告のときに、議場で一人一人、感想を述べていただくのです。そこでは、やはり「まちづくりに関心が高まった」、「今までこの市には魅力がないと思っていたけれども、若者議会を通して、『このような魅力があったのか』ということを知れた」など、そのような声は、とてもたくさん聞きます。

まちづくりに興味を持ったところで言いますと、参加した高校生の子たちで、進路として大学の地域政策の学部に進学する方も、たくさん見えます。その中でも印象的だったことは、「元々は工業系の、理系の高校に通っていたけれども、若者議会を通して地域政策を学んでみたくなった」という方もおりました。それ以外にも、若者議会以外の市でやっている審議会に参加する若者も少しずつ出てきており、実際に若者議会から市議会の議員になられた方もいます。あとは、自分もそのうちの一人ではあるのですけれども、行政職員になった人も、今、新城市役所には五人おります。

若者議会に参加した人たちへの効果は、そのようなところがあるのではないかと思うのですけれども、実際に若者議会に参加していない若者たちは、では、どうかというところでは、まだ、そこまで広まっていないのではないか、という印象を受けております。先ほど、あえて選挙をせずに、一般市民としての若者が参加するところもおっしゃっておりました。その中でも、やはり若者議会に参加する子は、いわゆる学校の中でも優秀な子が参加しているイメージがついているところもあったりして、現状、若者全体として、まちづくりへの関心が高まっているといった効果が見えているかと言われますと、そこは、まだ少し薄いのではないか、という印象でございます。

古田 では、松下さんに伺います。新城市的若者条例の制定に関わられて、若者議会に予

算を付けることも提案されたと伺っています。この点、あるいは、先ほどの持続性の議論につきまして、松下さんのお考えを、お聞かせいただけますか。

松下 全然違うのです。私たちが考えたものは、若者会議と、政策提案です。若者たちのワーキングの中から、条例と予算が出たのです。これが、すごいです。考えてみたら、「そうだな」と思いますけれども、そこまで思いつかなかつたです。ですから、若者から出たのです。私が言ったことではないです。

古田 もう1点伺いたいのですが、松下さんの著書では、「若者議会ができるから、新城市のふるさと納税が増えた」ということで、何か因果関係があるのかは分からぬでけれども、少し興味深かつたので、その辺りについてお伺いできますか。

松下 これは、因果関係は難しいのだけれども、とにかく若者たちがPRもするのです。それから、ふるさと納税の品物を出す人たちにアクションするのです。それで「やってみよう」となるという相乗効果で増えたのではないかと思うのです。そのように思います。

古田 いろいろな効果は、参加の皆様も興味があるところではないかと思いますので、少し伺いました。

引き続きまして、今回、条例との絡みもございますので、条例策定への専門家の関与について伺いたいと思うのです。新城市さんでは、条例立案に当たり、具体的に、どのような専門家の関与がございましたか。

森谷 本市では、松下さんに若者政策アドバイザーに就任していただきまして、事あるごとに会議に出席していただき、ご助言をいただきてきました。あとは、やはり、基調講演でもありましたとおり、当時、相模女子大学の教授だった松下さんが、全国の自治体の首長あてに自治体政策としての若者総合政策の可能性について意見の聞き取りを行っていらっしゃることと、本市で、ニューキャッスル・アライアンス会議からの帰国後の若者の意見と若者政策ワーキングの意見など、全てがよいタイミングで合致したのではないかと思っております。以上です。

古田 日弁連のシンポジウムということもありますし、弁護士の関与についても伺いたいのです。大杉さん、先ほど、冒頭でもおっしゃっていた弁護士の関与につきまして、どのような意義があり、弁護士には、どのような役割が求められるかといいますか、可能性があるかという点について、お伺いできればと思います。

大杉 冒頭の自己紹介でも申し上げたとおり、大まかに言いますと、私は、「弁護士をはじ

めとした法曹の方々が自治体行政で活躍すべきだ」という考え方を強く持っている者ではあります。このシンポジウムの趣旨からしますと、まさに立案のときに弁護士の方々が関わるということを申し上げたいところではあるのです。そこで弁護士の立場から、いろいろご意見をいただくことも、もちろん重要ですが、私は、立法作業そのものよりは、先ほども申し上げたように、運用の段階や、実際に活動していく団体に対してのサポートなど、法的なことも含めて、弁護士の役割としては、交渉事など、力を発揮できる部分が、いろいろあるのではないかと思っておりますので、そのようなところでの役割の方が、むしろ大きいのではないかと、この件に関しては思っているところです。

ご期待に添うような答えではないかもしれません。もちろん、立法そのもののところでもしっかりと関わっていただくことも重要だとは思っていますけれども、むしろ、それ以外のところで、しっかりと関わっていただくことも重要です。作っておしまいにしていただきたくないことは、行政もそうですし、皆さん、弁護士の方々にも、そのようなところを期待したいということを込めて、あえて言わせていただきます。以上です。

古田 ありがとうございます。作った後の問題もそうですが、しつこいようですが、立案の観点から、弁護士の役割として何ができるかにつきまして、荒木さん、弁護士として、いかがでしょうか。

荒木 せっかくですから、画面を共有させていただきます。これは、日弁連のホームページに載っておりますものをダウンロードしました。日弁連といいますか、各地の弁護士会で、条例制定を支援する仕組みといいますか、受け皿を作っておりますから、ぜひ活用していただきたいと思います。

確かに、今、大杉さんからもありましたように、立法技術という意味で言えば、もう、たくさんの若者条例、若者参画条例があるわけですから、そのようなものを参考にしながら作ることはできると思います。ただ、特に議会提案、議員提案で条例を作る場合には、議会スタッフとともに、法令のスタッフとして、各地の弁護士会を、活用していただきたいと願っております。

それは、やはり、今後、若者参画政策も、どんどん深めて、進化させていかなければいけないわけですから、多角的な検討もしていかなければいけません。また、新城市からの報告にありましたように、若者議会は市長の附属機関に落ち着いたわけですけれども、「議会の附属機関とする方法はないのか」など、そのような点も含めて、しっかりと法律の実務家も含めた検討を、お勧めしたいと思っております。

もちろん、中心といいますか、更に弁護士の活用が期待できる分野は、条例を作った後の若者参画についての様々な課題について、どのように関係者、関係部署と交渉し、更に進めていくか。そこは、やはり、弁護士の一つの得意分野ですから、ぜひ、そのような意味でも活用していただきたいと思っております。

ちなみに、このパンフレットには、名古屋市や豊田市などの例も掲載されています。各地で弁護士会のサポートを得た事例も載っておりますから、参考にしていただきたいと思っております。以上です。

古田 日弁連のシンポジウムということもありますし、少し宣伝的なところもございますが、われわれ弁護士としましても、大杉さんからご指摘のあった条例制定後の伴走的な部分はもちろん、条例制定過程においても、実際の活動にとって有意義な関わり方ができればと思っております。

それでは、時間に限りがありますので、全部にお答えすることが可能かは分からずすけれども、幾つかご質問をいただいております。

まず、新城市さんへの質問です。先ほど、新城市さんには大学がないということでしたので、「新城市的若者の方は、大学などで一旦市外に出られる方も多いのではないか」とは思います。その後、大都市等で就職する方も多いとは思うのですけれども、新城市さんでUターンやIターンを促す政策は何かありますか」というご質問です。

牧野 Uターン・Iターンといいますと、やはり自治体ですので、就職活動をしていくこうという学生さん向けに、一般的なUターン・Iターン者向けの受け入れ、研修的なものをやっているくらいで、特別に何か政策をやっているところは特にございません。以上です。

古田 次に、若者参画条例などの背景には若者自身の自主的な取り組みがあることは、ご報告いただいたとおりですが、「地域の若者の方をその気にさせるためには、何が必要で、どのような刺激策が考えられるか」。松下さん、この辺りは、いかがでしょうか。

松下 先ほど図で示しましたように、なぜ若者が参加するのかを、しっかりとつかまえることです。学生たちと付き合っていますと、要するに、自己肯定感、自己有用感です。自分のバージョンアップです。どのようなことかと言いますと、活動することによって、社会から褒められる、あるいは、自分の意義が感じられる、そのような場面を作ることです。

もう一つは、荒木さんが言っていたことですけれども、「楽しい」です。「楽しい」にはいろいろありますと、人に認められることも楽しいです、意義があることです。そのような楽しさを、やはり味わってもらいますと、いつまでも続きます。先ほども言いましたけれども、一緒にやっていた学生たちが、卒業してもまだやるのです。それは、そのようなことがよほど合うのです。

ですから、自己有用感・自己肯定感に当てはめて、「おまえたちは若いから、だめだ」などとは絶対に言わないで、「それ、いいじゃん」「どうしたらいいの?」など言うことです。若い人たちに地域に行って喜ばれることが、おじさんたちが「スマートフォンが動かなくなってしまったのだけれども、どうしたらいい?」と言いますと、さっと直すわけです。

そのようなところから仲良くなつて、「若い者は、すごい」などとなるわけです。要するに、そのような自己有用感のようなところがポイントではないかと思います。

古田 ありがとうございます。

この点について、新城市さんでも、先ほど、若者の方を集めることが難しくなつてきて いるところだというお話をしたが、若者をその気にさせる部分で、何か工夫をしなければ いけない、しているところは、改めて何かございますか、

加瀬川 回答になるかは分からぬのですが、元々は、ニューキャッスルという国際交流 の関係で自主的な取り組みが、きっかけになつたのですけれども、やはり、この若者議会 自体への参加も、それをもつて実際に事業を作つて、それが実現されて、その方自身の自 信につながつたり、先ほど松下さんがおっしゃつていた「認められる」といいますか、そ のようなことによつて、自らの自主的な活動につながつていつたりするのではないかと思 つております。

若者議会は、あくまで政策提案までで、実施は市になります。実際に若者議会を経験して、自主的な取り組みとして自分たち自身で何かやってみたいということで、若者議会に 参加した子たちが、先ほど報告の中でも紹介させていただいた若者チャレンジ補助金も活 用しながら、自分たちでイベントをやってみたりするなどといった事例も出てきておりま す。そのような意味でも、若者議会という場は有効的ではないかと感じております。

古田 荒木さん、この点について、いかがですか。

荒木 今日は時間の関係もあつて、若者会議・若者議会の議論を中心としたわけですけれども、そのようなジャンルに限らず、やはり、若者が自分たちのことを決められるとい う世の中にしていくことが大事ではないかと思うのです。

「ブラック校則」と、よく言われますけれども、校則についても、生徒・学生の意見が 反映される、あるいは、今日読んだ報道では、給食の内容を決めるときにも意見が言える など、そのようなところから、やはり「自分たちのことは自分たちで決められる」とい いますか、「意見が反映できるのだ」という土壤になつていけば、若者議会や若者会議も、も っともっと活性化していくのではないかとも思いました。

古田 続きまして、新城市さんへのご質問です。先ほども少しお話をあつたかとは思 うのですが、「若者議会で任期を終えられた若者の方は、その後、ネットワークなどでのつながりが続いているのでしょうか。あと、若者議会についての市議会の受け止めも、分かるの であれば教えてください」というご質問があります。

二つあるのですが、まず「任期を終えた若者の方がネットワークなどでのつながりはあ

るか」という点については、いかがでしょうか。

加瀬川 若者議会で任期を終えた方は、そこで希望すれば、任意団体ではあるのですけれども、若者議会連盟というO B・O Gで組織しているグループに入って、いろいろと活動していらっしゃいます。

古田 続いて、若者議会と市議会の関係といいますか、「若者議会に対する市議会の受け止め方」です。これは、先ほどもあったかと思うのです。市議会からは「『若者議会』とはせずに『会議』としてくれ」など、議会側からの受け止めに関しては、何かあったようには感じたのですが、今の関係性は、どのような感じでしょうか。

加瀬川 毎年、議場でやる若者議会には、市議会の議長に出席いただいているのです。そこで議長の挨拶では、「君たちは、まちづくりのライバルだ」とおっしゃっていただいている。ですから、「若者も一緒にまちをつくっていく一員」として見ていただいているのではないかと思います。

古田 市議会にも刺激を与える存在と理解いたします。

すみません。時間の関係で、質問はもう少しいただいておりましたが、質問へのご回答は、この限りとさせていただきます。

最後に、皆様に、それぞれお一人ずつ、ご感想をお願いしたいと思います。まず、大杉さん、お願ひいたします。

大杉 本日は、ありがとうございました。最後に、簡単に3点ほど。

まず1点目として、やはり、若者参画が民主的な正当性を持った形を探っていくことを考えますと、議会主導での条例づくりを、やはり、しっかり考えていく必要があります。そうだとするならば、忖度（そんたく）するわけではありませんけれども、やはり議会のスタッフ機能の弱さを考えたときに、弁護士の条例制定支援が非常に重要な意味を持つと思います。ですから、より若者の参加の場を作っていく上では、そのような運動自体も含めたところでの関わりを、ぜひ弁護士会には期待したいことが、まず一つです。

二つ目として、先ほど、新城市さんが、「若者議会に関わった方のうち五人が、市役所の職員になられた」と言われました。ちょっと人数は不正確かもしれません、これはすごいことです。今、人材を確保することが、行政の世界でもなかなか大変なってきている中で、自分たちの地域に関わって、その思いを持って行政の職員になろうという人が出てきていただけることは、すごいことだと思うのです。お金には換算できない、非常に価値のあることだと思っています。

これは、行政職員だけではなく、昨年度、ある研究会で地域づくりの人材についての研

究をしたのですが、「これは」という活動をしている地域の中核的な人材は、やはり若いときに何らかの地域の活動に関わっています。そのような経験から、大人になって、また関わっています。それで全ての説明がつくわけではないですが、キープレーヤーになる人たちには一つ、そのようなことがあります。そう考えたときに、やはり将来的な地域の人材の養成という意味合いでも、若者会議のような場を作っていくことは、非常に重要なと思っております。これが三つ目です。

今日は、聞いて初めて「このような側面もあるのか」と思うようなお話をいろいろと伺えて、私も非常に刺激になりました。ありがとうございました。

古田 ありがとうございます。続きまして、津軽石さん、お願ひいたします。

津軽石 今日は、ありがとうございました。とても勉強になりました。私からも3点ほど、お話し申し上げたいと思います。

これは、研究者というよりは、元実務者としての経験からです。先ほど申し上げたように、岩手県などの被災地では、若者の参画を促すためのいろいろな取り組みを、政策としてもやっていたのですけれども、その中で、若者会議と並行して、若者文化祭をやっていました。その中で、皆さん、ご存じかどうかは分かりませんけれども、「オタ芸」(ペンライトを振りながら音楽に合わせて踊ったりするようなもの)や、少し奇抜なデザインのファッショショーンショーなどもやっていました。若者文化祭に参加した若者の皆さんからは、「これまで、なかなか発表の場がなかった」とか、「自分たちの文化を受け入れてもらった経験が、これまで、あまりなかった」という話をしていました。

そのような意味では、若者が参画する社会は、決して大人が上から目線で一方的に決めるのではなく、まさに若者自身が自信を持ってもらえるような、「君たちも仲間なんだよ」という地域の土壤づくりが、恐らく、若者政策の前提として重要ではないかと思うのです。そのような取り組みを具体的にどのようにすればよいのかは、なかなか難しいのですが、継続的に若者に対して、寄り添っていくと言いますと、少し上から目線ですけれども、一緒に伴走するといいますか、そのような態度が、まず必要ではないかと思っています。

それから、先ほど、「いろいろな若者政策についての提案を求める」と、ネタ切れになるのではないか」というお話もありましたけれども、特に地方の場合は、ある意味、熱量のある若者は限られてきてまして、人材不足は、やはり、あると思います。そのような人材不足、ネタ切れの課題を克服する意味で、住民以外の関係人口に該当する人たちも含めて、SNSなども使うと、多分、もっといろいろな若者から意見を取り入れができるのではないかと思うのです。そのような進化といいますか、進化系を、これから試行していくことも、一つのやり方ではないかと感じました。

あと、もう1点。日弁連の今後のいろいろなご支援ということから言いますと、恐らく、若者にいろいろな事業をやってもらう、あるいは、政策をやってもらうに当たって、やは

り、いろいろな法的な問題も生じることがあると思うのです。そのような意味では、大杉さんもおっしゃっていましたけれども、条例の趣旨を全うするために、そのような法的なサービス、サポートが、ますます今後、重要になってくるのではないかでしょうか。経験不足の若者がやることによって起こる法的リスクは多分にあると思いますので、そのような専門的なサポートが必要になってくるのではないかと思いました。

今日は、どうもありがとうございました。

古田 ありがとうございました。続きまして、新城市さんからも一言、お願いいいたします。

牧野 本日は、いろいろとありがとうございました。皆様のご意見を参考に、また本市も更により若者議会を作り上げていく必要を感じたところでございます。

そのような中で、私どもは行政職員ですので、条例を既に作成しておりますけれども、先ほど申し上げましたOBからなる若者議会連盟とも関わりを持って、今年度はやっていきたいという方針であります。そのような中で、もちろん連盟もそうですし、新城市だけではなく、この地域、あるいは全国的に、若者議会や若者会議が広がってきており、そのようなところと一緒になりながら、行政として、条例の改正までいくとは、なかなか思いませんけれども、うまく施行できるような小変を繰り返しながら、よい議会を作り上げていきたいと考えております。更に若者議会条例を改正したいという話があるのであれば、もちろん、若者議会委員の皆さんからも意見をもらいながら、変えていく形がよいのではないかと思っております。

先ほどから皆様方がおっしゃってくださっていますように、「条例ができたらゴールではない」というところがあります。時代とともに変えながら、運用も変えていきながら、よい議会等を作っていくかなければいけないのではないかと、今日、感じたところでございます。ありがとうございました。

古田 ありがとうございます。続きまして、荒木さん、一言、お願いいいたします。

荒木 主催者側として言うこともあれですけれども、今日は、本当に濃密な議論ができて、有意義だったと思います。

条例の趣旨を全うするための日弁連としての法的サポート、弁護士としての法的サポートという宿題をいただきましたので、これは、われわれが責任を持って、きちんと引き継いで、展開できるようにしていきたいと思っております。そして、若者議会・若者会議をはじめとして、様々な形で若者の参画が実現するような仕組みを、条例で作っていきたいと思っております。

参政権・選挙権も含めて、若者がこの地域と社会に大きく関わっていくような改革を進めていきたいと決意しておりますので、よろしくお願いいいたします。

古田 ありがとうございます。では、最後に、松下さん、一言、よろしくお願ひします。

松下 今日は、どうもありがとうございました。面白かったです。

弁護士さんへのアドバイスといいますか、それが一つのメーンですので、感じたことをお話しします。これだけ条例ができてきますと、条例はできるのです。行政は横並びなのです。横のものを見て、コピーして作っていきます。弁護士に考えてもらうことは、「今の若者条例・若者政策条例でよいのか?」という視点です。恐らく時代が変わっていますので、少し違うのだと思うのです。

とりわけ、こども基本法ができましたので、こども基本法をベースに若者条例を作り直していくといいますか、見直していくという視点が大事だと思うのです。その際は、説明でも言いましたけれども、単に権利を規定しても動かないわけです。私的な社会のことがメーンですから、余計に動かないわけです。そのような面では、知恵を絞って、実質的な権利が生まれるような、そして、若者が元気で活躍できるような条例にすることです。もう、私がやり始めて10年以上がたちますので、次の条例のフェーズに入ったと思うのです。それが、こども基本法だと思いますので、それをベースに提案したら、行政の横並びとは違うものができるのではないかと思います。

今から十何年前に、市の職員の人たちと一緒に若者政策の研究を始めたのです。そのときのメンバーの言葉が今でも忘れないのですけれども、「世の中で、自治体職員でこのようなことを考えているやつは、いないよな」と言っていたのです。けれども、これだけ広がってきて、このようなシンポジウムまで開かれるようになりましたので、やはり少しずつ進むのです。よく「全然進んでいないではないか」と言う人がいますけれども、進んでいるのです。私が役所に入った頃は市民参加など形だけでしたから、かなり進んでいるのです。このように、少しずつ前へ、前へ、進めてもらいたいです。そのときに、弁護士さんの力を大いに発揮してもらったらよいのではないかと思っています。

今日は、ありがとうございました。

古田 ありがとうございました。

ご登壇者の皆さん、ご参加いただきました皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。私も弁護士として、いろいろな課題を与えていただいたところで、身の引き締まる思いでした。どうもありがとうございました。

これにて、本パネルディスカッションを終了させていただきます。また、司会の鈴木弁護士に、お返しいたします。

司会 パネリストの皆様、ありがとうございました。

## 6 閉会挨拶（太田雅幸弁護士）

それでは、最後に閉会のご挨拶です。田邊護日弁連法律サービス展開本部自治体等連携センター長が、急きよ欠席となりましたので、田邊センター長に代わりまして、同じく自治体等連携センター条例部会の太田雅幸部会長より、閉会のご挨拶を申し上げます。太田部会長、お願ひいたします。

太田　条例部会の太田でございます。ご登壇の皆様、そして視聴しておられる皆様、大変長丁場の中、お疲れさまでございます。大変勉強になりました。

松下先生からは、条例づくりの実務や経験、そして情熱、更には、弁護士に対する厳しい注文をいろいろといただきまして、インスピアイアされたところでございます。

津軽石先生からは、立法事実に基づく条例づくりの重要性や、若者条例についての発展・生成過程について教えていただきました。ありがとうございます。

新城市様からの報告では、ニューキャッスル会議での悔しい思いから若者議会の前身となるものが生まれ、その中で若者議会に予算提案権まで付与することが若者から提案されてきたということで、恐らく、大人といいますか、学者からは出ないような突拍子もないことが実現したことは、もう驚がくでございます。ありがとうございます。

大杉先生からは、内容・政策に即した立法形式が様々にあることを吟味しなければいけないことや、熟議型の民主主義、更には、若者議会・若者会議が人材養成の場になることの重要性についても、ご示唆いただきました。

荒木弁護士からは、若者にとっての成功体験が非常に重要だというご示唆もあったのではないかと思います。

パネルの中では、若者会議・議会の内容や目的に応じて、いろいろな制度設計ができるというお話や、更には、持続性をどのように確保していくかの困難性についても議論されたのではないかと思います。

ただ、やはり、若者には、われわれにはないような突拍子もない発想力がありますので、そこは發揮していただきたい。弁護士としては、条文づくりのところは、むしろ行政職員の方が優れているだろうから、条文ができた後の様々な課題に対するアドバイスができるように頑張っていかなければいけないと思った次第でございます。

皆様、長時間、非常に活発な充実したご議論を、ありがとうございました。お疲れさまです。

司会　ありがとうございました。

以上で、本日のオンラインシンポジウムを終了いたします。

なお、本日のオンラインシンポジウムにつきまして、皆様のご意見、ご感想を伺いたく、このウェビナーの終了後、アンケート用フォームが表示されます。今後の企画・運営の参考にさせていただきたいと思いますので、何とぞご記入の上、送信してくださいますよう、お願い申し上げます。

本日は、オンラインシンポジウムにご参加いただき、まことにありがとうございました。

**オンラインシンポジウム「若者参画政策のための条例」**  
**(2024年5月24日開催)**  
**記録・資料集**

2025年5月 発行

編集 日本弁護士連合会 法律サービス展開本部自治体等連携センター  
〒100-0013  
東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 弁護士会館15階  
電話 03-3580-9841 (代)

※本書の内容の一部又は全部を無断で複製、転載等することを禁じます。